

5 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理事業の現況

(令和5年3月31日現在)

施行者	R4末までに施行済		R5施行中		合計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
個人	98	2,360.9	4	459.9	102	2,820.8
組合	229	7,801.3	0	0.0	229	7,801.3
公共団体	229	17,056.0	1	5.1	230	17,061.1
行政庁	4	104.4			4	104.4
公団	1	378.2			1	378.2
公社	1	145.4			1	145.4
合計	562	27,846.2	5	465.0	567	28,311.2

※換地処分を実施した地区は施行済として表示

【北海道公共団体施行】

市町村名	地区	目的	都市計画 決定	認可 (公告)	施行面積 [ha]	備考
計	0				0.0	

※換地処分を実施した地区は除く

【北海道組合施行】

市町村名	地区	目的	都市計画 決定	認可 (公告)	施行面積 [ha]	備考
計	0				0.0	

※換地処分を実施した地区は除く

【札幌市公共団体施行】

市町村名	地区	目的	都市計画 決定	認可 (公告)	施行面積 [ha]	備考
札幌市	篠路駅東口	既成市街地整備	R2. 3. 10	R2. 9. 25	5. 1	
計	1				5. 1	

※ 換地処分を実施した地区は除く

【札幌市組合施行】

市町村名	地区	目的	都市計画 決定	認可 (公告)	施行面積 [ha]	備考
計	0				0. 0	

※ 換地処分を実施した地区は除く

【全体施行状況】

市町村名	地区	目的	都市計画 決定	認可 (公告)	施行面積 [ha]	備考
北海道分	0				0. 0	
札幌市分	1				5. 1	
計	1				5. 1	

※ 換地処分を実施した地区は除く

① 都市別施行一覽表

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町村名	施 行										施 行 中						總 計		市 域 又 は 用 途 地 域 比 %						
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公団・公社施行		合 計		個人施行		組合施行			公共団体施行		公団・公社施行			
		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha
札幌圏	札幌市	0	0.0	0	0.0	5	219.2	55	1,537.3	58	4,134.4	2	523.6	120	6,414.5	0	0.0	0	0.0	1	5.1	0	0.0	121	6,419.6	25.7
	小樽市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	241.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	241.4	58.3
	江別市	0	0.0	1	74.2	2	5.5	16	658.4	7	510.1	0	0.0	26	1,248.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	1,248.2	42.5
	北広島市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	241.4	2	64.6	0	0.0	13	306.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	306.0	17.7
	石狩市	0	0.0	0	0.0	7	543.6	5	152.4	0	0.0	0	0.0	12	696.0	3	218.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	914.5	32.7
小樽	小樽市	1	130.4	0	0.0	0	0.0	1	51.1	6	277.5	0	0.0	8	459.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	459.0	11.9
函館圏	函館市	12	532.7	1	3.7	0	0.0	10	214.6	9	347.5	0	0.0	32	1,098.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	32	1,098.5	22.9
	北斗市	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	13.5	0	0.0	2	14.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	14.4	1.2
	七飯町	0	0.0	0	0.0	1	3.0	3	34.6	0	0.0	0	0.0	4	37.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	37.6	6.6
旭川圏	旭川市	1	119.8	0	0.0	9	237.3	14	626.2	6	414.4	0	0.0	30	1,397.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	30	1,397.7	17.6
	鷹栖町													0	0.0									0	0.0	0.0
	東神楽町													0	0.0									0	0.0	0.0
室蘭圏	室蘭市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1,007.2	0	0.0	7	1,007.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1,007.2	28.0
	登別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	203.2	0	0.0	3	203.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	203.2	14.5
	伊達市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	64.2	0	0.0	1	64.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	64.2	7.3
釧路圏	釧路市	0	0.0	1	21.5	0	0.0	8	379.3	14	2,197.9	0	0.0	23	2,598.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23	2,598.7	49.3
	釧路町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	88.7	0	0.0	0	0.0	3	88.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	88.7	14.4
帯広圏	帯広市	0	0.0	0	0.0	51	293.3	23	784.3	6	163.3	0	0.0	80	1,240.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	80	1,240.9	29.3
	音更町	0	0.0	0	0.0	1	5.6	2	74.9	2	81.7	0	0.0	5	162.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	162.2	15.0
	芽室町	0	0.0	0	0.0	2	18.6	2	62.5	1	4.8	0	0.0	5	85.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	85.9	10.4
	幕別町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	73.9	1	85.2	0	0.0	6	159.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	159.1	20.3
千歳恵庭圏	千歳市	1	147.7	0	0.0	6	127.5	12	403.5	7	345.2	0	0.0	26	1,023.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	1,023.9	32.2
	恵庭市	0	0.0	0	0.0	2	3.5	7	312.2	10	401.0	0	0.0	19	716.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	19	716.7	38.7
苫小牧圏	苫小牧市	0	0.0	0	0.0	2	554.5	3	413.4	20	4,222.6	0	0.0	25	5,190.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	25	5,190.5	33.6
	白老町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	34.0	3.1
	安平町													0	0.0									0	0.0	0.0
	厚真町	0	0.0	0	0.0	5	320.8	2	24.0	0	0.0	0	0.0	7	344.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	344.8	15.5
北見	北見市	0	0.0	0	0.0	1	1.6	8	121.4	8	434.7	0	0.0	17	557.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	17	557.7	16.6
留辺蘂													0	0.0									0	0.0	-	
夕張	夕張市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.2	0	0.0	0	0.0	1	6.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	6.2	-
岩見沢	岩見沢市	0	0.0	0	0.0	1	5.9	2	44.2	3	66.5	0	0.0	6	116.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	116.6	-
網走	網走市												0	0.0									0	0.0	-	
留萌	留萌市	0	0.0	1	16.1	0	0.0	2	24.9	4	87.4	0	0.0	7	128.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	128.4	-
稚内	稚内市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	150.0	0	0.0	1	150.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	150.0	-
美唄奈井江	美唄市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.3	0	0.0	1	15.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.3	-
	奈井江町												0	0.0									0	0.0	-	
芦別	芦別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	113.6	3	144.0	0	0.0	5	257.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	257.6	-
赤平	赤平市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	94.5	0	0.0	3	94.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	94.5	-
紋別	紋別市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	70.3	5	216.2	0	0.0	6	286.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	286.5	-
士別	士別市	0	0.0	1	39.5	0	0.0	1	24.4	3	114.0	0	0.0	5	177.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	177.9	-
名寄	名寄市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	38.9	1	58.6	0	0.0	2	97.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	97.5	-
三笠	三笠市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	68.5	0	0.0	1	68.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	68.5	-
根室	根室市	0	0.0	1	60.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	60.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	60.5	-
滝川	滝川市	1	5.4	0	0.0	0	0.0	2	21.3	1	9.5	0	0.0	4	36.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	36.2	-
	新十津川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	75.8	0	0.0	0	0.0	2	75.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	75.8	-
砂川	砂川市												0	0.0									0	0.0	-	
歌志内市	歌志内市												0	0.0									0	0.0	-	
深川	深川市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	0	0.0	1	8.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3	-
富良野	富良野市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	47.9	0	0.0	2	47.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	47.9	-
当別	当別町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	57.2	0	0.0	2	57.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	57.2	-
福島	福島町												0	0.0									0	0.0	-	
木古内	木古内町												0	0.0									0	0.0	-	
森	森町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.4	0	0.0	1	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	15.4	-
八雲	八雲町												0	0.0									0	0.0	-	
長万部	長万部町												0	0.0									0	0.0	-	
江差	江差町												0	0.0									0	0.0	-	
北檜山	せたな町												0	0.0									0	0.0	-	
今金	今金町												0	0.0									0	0.0	-	
倶知安	倶知安町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.9	0	0.0	1	25.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.9	-

区域名	市町村名	施行済(換地処分済)														施行中				総計		市街化 区域 は用途 地域 %				
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公共団体施行		公共団体施行		公共団体施行		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha					
		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha									
岩内	岩内町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	137.0	0	0.0	1	137.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	137.0	-		
	共和町														0	0.0							0	0.0	-	
古平	古平町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	30.2	0	0.0	1	30.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	30.2	-
余市	余市町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	62.6	1	4.7	0	0.0	3	67.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	67.3	-
南幌	南幌町													0	0.0									0	0.0	-
長沼	長沼町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	10.2	0	0.0	0	0.0	2	10.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	10.2	-
栗山	栗山町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	62.4	0	0.0	1	62.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	62.4	-
上川	上川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	9.9	0	0.0	1	9.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	9.9	-
美瑛	美瑛町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.9	2	97.2	0	0.0	5	170.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	170.1	-
上富良野	上富良野町													0	0.0									0	0.0	-
下川	下川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.4	0	0.0	1	14.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	14.4	-
美深	美深町													0	0.0									0	0.0	-
増毛	増毛町													0	0.0									0	0.0	-
羽幌	羽幌町													0	0.0									0	0.0	-
枝幸	枝幸町													0	0.0									0	0.0	-
浜頓別	浜頓別町													0	0.0									0	0.0	-
女満別	大空町													0	0.0									0	0.0	-
美幌	美幌町	0	0.0	0	0.0	2	20.1	0	0.0	1	39.5	0	0.0	3	59.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	-
斜里	斜里町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	1.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.3	-
遠軽	遠軽町													0	0.0									0	0.0	-
滝上	滝上町													0	0.0									0	0.0	-
興部	興部町													0	0.0									0	0.0	-
雄武	雄武町													0	0.0									0	0.0	-
虻田	洞爺湖町													0	0.0									0	0.0	-
	壮瞥町													0	0.0									0	0.0	-
鶴川	むかわ町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	52.4	0	0.0	2	52.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	52.4	-
門別	日高町													0	0.0									0	0.0	-
静内	新ひだか町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.3	0	0.0	1	20.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.3	-
浦河	浦河町													0	0.0									0	0.0	-
新得	新得町													0	0.0									0	0.0	-
清水	清水町													0	0.0									0	0.0	-
大樹	大樹町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	11.9	0	0.0	0	0.0	1	11.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	11.9	-
広尾	広尾町													0	0.0									0	0.0	-
池田	池田町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.8	0	0.0	3	72.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	72.8	-
本別	本別町	0	0.0	1	18.7	0	0.0	0	0.0	1	19.8	0	0.0	2	38.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	38.5	-
足寄	足寄町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	119.1	0	0.0	2	119.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	119.1	-
浦幌	浦幌町													0	0.0									0	0.0	-
厚岸	厚岸町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.7	0	0.0	1	20.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.7	-
標茶	標茶町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	0	0.0	3	59.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	59.6	-
弟子屈	弟子屈町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.7	0	0.0	1	12.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	12.7	-
白糠	白糠町													0	0.0									0	0.0	-
中標津	中標津町													0	0.0									0	0.0	-
北海道計		16	936.0	7	234.2	98	2,360.9	213	6,865.3	226	16,926.2	2	523.6	562	27,846.2	4	459.9	0	0.0	1	5.1	0	0.0	567	28,311.2	20.6

上記の他、特例施行による実施地区がある

区域名	市町村名	施行済(換地処分済)														施行中				総計		市街化 区域 は用途 地域 %				
		旧都法12条		旧都法13条		個人施行		組合施行		公共団体施行		公共団体施行		公共団体施行		公共団体施行		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha					
		地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha	地区数	面積 ha									
特例施行	寿都町			1	2.9									1	2.9									1	2.9	-
	木古内町									1	7.2			1	7.2									1	7.2	-
	利尻町									1	9.2			1	9.2									1	9.2	-
	奥尻町									1	3.6			1	3.6									1	3.6	-
合計		0	0.0	1	2.9	0	0.0	0	0.0	3	20.0	0	0.0	4	22.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	22.9	0.0

② 地区別施行一覧表

(令和5年3月31日現在)

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積 ha	減歩率		公共用地率		施行期間 月	総事業費 千円	換地処分 公告	備考
								公共 %	合算 %	施行前 %	施行後 %				
札幌市	札幌市東区	幌見	道	周辺市街地整備	S19.821	S24.315	305.4	17.3	23.5	5.6	22.0	23~37	62,956	S38.2.15	
	札幌市東区	伏見	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S30.1.13	144.8	19.2	26.4	10.6	27.8	29~34	76,000	S35.3.31	
	札幌市東区	西寒高	道	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.11.17	8.5	22.6	23.0	9.5	31.2	31~38	3,580	S38.10.3	
	札幌市東区	月寒八軒	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S31.11.19	11.9	20.8	23.2	9.2	28.1	31~37	4,760	S37.5.24	
	札幌市東区	美園	道	周辺市街地整備	S30.4.8	S31.11.27	109.4	22.1	24.2	8.5	43.6	31~39	63,280	S40.3.31	
	札幌市東区	月寒中央	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.12.7	9.7	24.8	27.7	5.7	28.8	31~37	3,420	S37.7.5	
	札幌市東区	羊ヶ丘	個人	周辺市街地整備		S32.7.11	43.8	22.2	67.2	6.0	27.3	32~38	354,423	S39.2.21	
	札幌市東区	月寒大東	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S33.2.5	28.8	26.8	28.8	4.5	30.1	32~38	12,650	S39.1.8	
	札幌市東区	中の島	道	周辺市街地整備	S30.4.8	S33.2.24	89.1	19.9	23.7	13.2	30.5	32~44	90,300	S44.8.28	
	札幌市東区	白石	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S33.5.16	110.7	24.9	28.1	8.2	33.1	33~36	45,000	S37.1.18	
	札幌市東区	白石本郷	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S33.5.16	127.9	26.8	30.0	4.9	30.4	33~37	80,000	S37.5.29	
	札幌市東区	東八軒	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S33.6.20	17.1	20.0	23.1	5.6	24.5	33~38	8,800	S38.8.3	
	札幌市東区	中央通	道	周辺市街地整備	S28.3.24	S34.6.16	6.3	17.2	17.7	14.6	29.3	34~41	2,860	S42.1.31	
	札幌市東区	真駒内	個人	周辺市街地整備		S34.12.14	165.3	34.6	81.6	2.7	34.6	34~41	1,810,488	S41.8.28	
	札幌市東区	手稲	市	周辺市街地整備	S35.6.2	S36.1.27	117.9	21.7	25.0	9.2	29.1	35~42	326,738	公	S43.2.8
	札幌市東区	北	市	周辺市街地整備	S36.3.9	S36.4.10	123.5	28.5	32.7	3.2	30.8	36~39	139,700	公	S39.11.30
	札幌市東区	白石	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S36.9.26	31.8	25.2	28.8	3.8	28.4	36~38	31,500	公	S38.10.24
	札幌市東区	白石南南郷	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S36.9.26	39.5	25.0	29.4	4.5	28.4	36~38	34,300	公	S38.10.24
	札幌市東区	鉄	市	周辺市街地整備	S35.6.2	S37.3.16	158.6	20.6	22.1	7.1	26.3	36~42	721,000	補	S43.1.9
	札幌市東区	北	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S37.4.11	43.2	13.6	16.0	21.1	31.8	37~39	100,200	公	S40.1.27
	札幌市東区	白石駅前	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S37.7.19	69.7	21.5	24.8	7.5	28.2	37~42	193,600	公	S42.12.6
	札幌市東区	白石中央	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S39.2.16	131.9	23.5	27.8	5.4	27.6	38~43	430,000	公	S44.3.19
	札幌市東区	白石本通	市	周辺市街地整備	S36.3.11	S39.3.7	56.4	23.5	27.5	3.6	28.3	38~41	118,800	公	S42.3.3
	札幌市東区	北	市	周辺市街地整備	S39.4.10	S40.1.21	77.2	21.8	30.3	3.1	24.1	39~46	216,817	公	S42.1.16
	札幌市東区	東	市	周辺市街地整備	S30.12.20	S39.11.20	54.1	25.5	29.3	5.1	29.3	39~48	132,002	公	S44.8.21
	札幌市東区	大	市	周辺市街地整備	S40.2.1	S40.2.1	35.6	31.4	37.8	4.1	34.2	39~44	103,949	公	S42.3.24
	札幌市東区	平	市	周辺市街地整備	S30.4.8	S40.3.17	145.4	24.0	26.3	5.3	28.1	39~47	800,000	公	S48.1.31
	札幌市東区	吉田	市	周辺市街地整備	S40.3.29	S40.3.29	13.5	33.2	37.6	2.9	35.1	39~45	40,334	公	S42.3.31
	札幌市東区	厚別	市	周辺市街地整備	S40.3.31	S40.3.31	93.6	27.0	33.2	6.2	31.5	39~50	265,883	公	S45.11.30
	札幌市東区	米	市	周辺市街地整備	S41.3.9	S41.3.9	47.1	30.9	42.5	3.2	33.1	40~52	408,314	公	S49.4.19
	札幌市東区	米	市	周辺市街地整備	S41.3.9	S41.3.9	64.6	27.7	37.2	2.6	29.5	40~52	363,855	公	S48.11.15
	札幌市東区	日	市	周辺市街地整備	S40.7.2	S41.4.7	68.6	27.8	33.2	3.9	30.6	41~43	151,100	公	S44.2.5
	札幌市東区	二十四軒	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S41.7.12	33.8	19.2	19.5	4.9	23.4	41~45	502,500	公	S45.9.30
	札幌市東区	二十四軒	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S41.9.14	95.1	20.7	22.0	6.6	25.9	41~46	974,000	補	S46.11.19
	札幌市東区	望	市	周辺市街地整備	S38.3.16	S42.3.29	113.6	26.6	29.8	6.8	31.6	41~48	970,000	公	S48.9.13
	札幌市東区	吉田	市	周辺市街地整備	S42.3.30	S42.3.30	44.7	28.7	35.5	8.0	34.4	41~49	316,440	公	S46.6.30
	札幌市東区	吉田	市	周辺市街地整備	S40.7.2	S43.3.28	18.8	21.8	14.8	33.4	42~45	317,000	公	S45.11.30	
	札幌市東区	定山	市	周辺市街地整備	S42.12.21	S43.5.28	37.1	11.8	15.9	9.7	20.4	43~47	220,000	公	S47.4.10
	札幌市東区	平	市	周辺市街地整備	S42.10.20	S43.12.25	115.4	25.4	26.3	3.9	28.3	43~48	1,121,000	公	S49.3.1
	札幌市東区	手稲	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S43.12.25	19.1	16.3	16.3	15.5	30.2	43~49	989,000	補	S50.2.21
	札幌市東区	宮の森	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S43.12.25	169.4	18.9	19.4	9.8	26.8	43~53	4,802,000	公	S53.12.28
	札幌市東区	宮	市	周辺市街地整備	S42.7.7	S44.2.15	32.8	21.2	25.2	3.1	23.7	43~48	375,000	公	S48.4.11
	札幌市東区	白石	市	周辺市街地整備	S44.4.25	S44.4.25	25.7	23.1	33.2	14.7	34.4	44~48	205,273	公	S47.1.13
	札幌市東区	吉田	市	周辺市街地整備	S44.4.25	S44.4.25	38.2	25.1	30.7	11.3	33.6	44~55	414,469	公	S48.9.13
	札幌市東区	光	市	周辺市街地整備	S43.10.29	S44.6.12	68.7	11.7	11.7	16.0	25.8	44~57	6,756,456	補	S57.7.31
	札幌市東区	宮の森	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S44.6.19	116.8	21.2	21.2	3.6	24.0	44~52	3,780,000	補	S53.1.16
	札幌市東区	真駒内	市	周辺市街地整備	S44.5.12	S44.7.26	12.5	16.7	29.6	31.7	43.1	44~48	456,000	公	S48.4.16
	札幌市東区	平	市	周辺市街地整備	S42.10.20	S44.11.27	37.2	25.6	29.4	4.9	29.2	44~49	505,000	公	S50.2.10
	札幌市東区	緑	市	周辺市街地整備	S45.7.28	S45.7.28	37	29.0	72.0	3.6	31.5	45~49	1,805,680	公	S48.8.1
	札幌市東区	手稲	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S45.9.29	15.6	14.3	14.3	16.8	28.7	45~49	347,000	公	S50.2.21
	札幌市東区	平	市	周辺市街地整備	S45.11.21	S45.11.21	16.2	21.7	31.0	9.2	28.9	45~48	146,746	公	S47.12.19
	札幌市東区	東	市	周辺市街地整備	S45.11.28	S45.11.28	95.5	27.6	37.1	2.8	29.7	45~55	2,400,593	公	S51.5.31
札幌市東区	桂	市	周辺市街地整備	S46.3.4	S46.3.4	25.4	21.0	58.6	4.7	24.7	45~52	944,210	公	S49.11.27	
札幌市東区	菊水	市	周辺市街地整備	S46.3.29	S46.6.12	53	22.7	29.6	11.5	31.6	46~54	1,840,000	公	S55.1.10	
札幌市東区	前	市	周辺市街地整備	S47.1.19	S47.1.19	12.7	29.8	41.2	4.3	32.8	45~48	205,281	公	S48.11.20	
札幌市東区	元	市	周辺市街地整備	S47.2.8	S47.7.6	62.5	31.0	38.9	11.2	38.7	47~53	1,947,000	公	S53.5.31	
札幌市東区	元	市	周辺市街地整備	S47.2.8	S47.7.6	77.1	27.4	35.9	7.0	30.7	47~54	2,613,000	公	S54.7.31	
札幌市東区	東	市	周辺市街地整備	S47.7.7	S47.8.24	79.8	26.0	41.9	8.0	32.0	47~59	3,531,145	補	S55.4.19	
札幌市東区	北	市	周辺市街地整備	S47.8.28	S47.8.28	36.6	30.9	42.3	4.1	33.8	47~56	1,096,893	公	S52.2.15	
札幌市東区	真駒内	市	周辺市街地整備	S47.9.18	S47.9.18	2	36.0	36.0	0.0	36.0	47~48	18,000	公	S49.3.14	
札幌市東区	厚別	市	周辺市街地整備	S47.7.7	S47.11.14	126.2	23.2	28.6	8.8	29.9	47~57	9,635,000	補	S57.9.5 S58.2.20	
札幌市東区	東	市	周辺市街地整備	S47.12.11	S47.12.11	18.1	25.3	36.3	2.4	27.4	47~51	509,636	公	S50.10.20	
札幌市東区	元	市	周辺市街地整備	S47.8.28	S49.3.11	16.8	27.2	27.2	11.3	30.7	48~54	2,525,000	補	S54.8.31	
札幌市東区	かし	市	周辺市街地整備	S49.5.16	S49.5.16	3.9	24.5	44.0	0.0	24.5	49~50	202,443	公	S50.2.9	
札幌市東区	手稲	市	周辺市街地整備	S49.7.5	S49.7.5	23.5	26.6	44.3	2.1	28.1	49~55	1,036,894	公	S52.3.22	
札幌市東区	ていね	市	周辺市街地整備	S49.4.27	S49.8.20	105	28.3	50.2	18.3	41.7	49~62	7,057,185	補・公	S59.8.27 S63.3.25	
札幌市東区	元	市	周辺市街地整備	S49.6.1	S50.2.27	69.6	28.1	38.2	1.1	29.4	49~54	2,800,000	公	S55.1.31	
札幌市東区	西	市	周辺市街地整備	S51.12.14	S51.12.14	3.6	34.8	53.8	0.0	34.8	51~55	254,021	公	S53.7.6	
札幌市東区	栄	市	周辺市街地整備	S52.12.26	S52.12.26	5.5	24.9	38.5	5.6	29.0	52~56	276,294	公	S56.8.29	
札幌市東区	栄	市	周辺市街地整備	S53.1.5	S53.1.5	16.4	29.0	42.9	4.4	32.1	52~58	732,141	公	S57.8.14	
札幌市東区	厚別	市	周辺市街地整備	S53.10.14	S54.1.26	40.5	27.1	31.8	5.3	31.0	53~60	3,819,000	補	S60.8.18	
札幌市東区	篠路	市	周辺市街地整備	S54.1.11	S55.8.5	378.2	30.6	40.0	5.8	34.6	55~H 2	72,879,667	補	H2.6.18	
札幌市東区	米	市	周辺市街地整備	S55.4.19	S55.9.2	36.6	24.5	45.4	7.3	30.0	55~61	4,697,552	補	S62.2.1	
札幌市東区	富	市	周辺市街地整備	S56.3.13	S56.7.20	29.9	17.5	17.9	11.6	27.1	56~61	2,982,654	補	S61.11.3	
札幌市東区	東	市	周辺市街地整備	S											

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画 決定	認可 告示	施行 面積 ha	減歩率		公共用地率		施行 期間 (清算期除く)	総事業費 千円	換地処分 公告	備考		
								公共 %	合算 %	施行前 %	施行後 %						
札幌市	札幌市	平和	組合	新市街地整備		H1.4.4	5.3	27.6	63.6	4.8	31.1	H元～3	1,063,443		H3.8.3	H3.12.12解散	
	札幌市	丘珠鉄工団地南	組合	新市街地整備		H2.4.9	5	28.9	49.0	6.9	33.8	H 2～5	532,950		H4.9.7	H6.2.28解散	
	札幌市	毛工	組合	新市街地整備		H2.5.25	6.2	27.6	50.7	0.0	27.6	H 2～8	727,710		H6.1.28	H9.1.6解散	
	札幌市	百合が原	組合	周辺市街地整備	H1.2.27	H2.7.27	41.6	32.0	36.5	8.6	37.8	H 2～10	10,740,000	補	H11.2.12		
	札幌市	太田元平	市	周辺市街地整備	H1.2.27	H2.7.27	35.8	22.0	24.7	16.7	35.0	H 2～10	3,810,000	補・公	H11.3.5		
	札幌市	清田	組合	新市街地整備		H2.7.27	10.9	32.7	49.9	1.7	33.9	H 2～10	1,439,858		H7.11.10	H10.12.14解散	
	札幌市	伏古	組合	新市街地整備		H2.10.5	6.4	27.1	43.4	3.2	29.4	H 2～4	782,639		H4.10.22	H5.3.31解散	
	札幌市	新川	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.14	35.6	35.1	48.0	9.3	41.2	H 2～12	4,659,662	補	H10.1.16	H12.6.27解散	
	札幌市	新川	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.8	21.7	30.4	50.1	8.3	36.5	H 2～7	2,716,187	補・公	H7.2.10	H7.10.18解散	
	札幌市	屯田	組合	新市街地整備	H2.3.29	H2.11.30	46	30.7	41.4	10.9	38.3	H 2～11	4,587,082	補	H8.8.30	H11.9.13解散	
	札幌市	米里	組合	新市街地整備		H3.12.17	7.5	17.9	37.4	6.9	23.6	H 3～19	949,883		H16.6.11	H18.1.31解散	
	札幌市	藤野	組合	新市街地整備	H2.3.28	H4.3.5	18	32.2	61.0	2.4	33.8	H 3～15	2,801,802	補	H14.12.6	H21.1.15解散	
	札幌市	西宮の沢	市	周辺市街地整備	H3.12.13	H4.10.2	85.9	21.6	24.4	13.1	31.8	H 4～20	23,590,000	補・公	H4.12.15		
	札幌市	札幌駅南口	個人	既成市街地整備	H5.3.23	H5.3.30	6.3	6.6	9.1	19.7	25.0	H 4～11	9,300,000	補	H12.2.28		
	札幌市	富田	市	周辺市街地整備	S38.10.28	H5.11.15	45.9	16.3	18.7	27.4	39.0	H 5～20	11,493,000	補	H21.1.23		
	札幌市	富田	公社	新市街地整備	H5.3.26	H6.2.25	145.4	33.5	54.9	6.6	38.0	H 5～16	22,381,000	補・公	H16.10.15		
	札幌市	拓	組合	新市街地整備		H6.11.18	8.5	27.3	55.2	6.4	32.0	H 6～18	1,167,616		H13.7.13	H16.9.22解散	
	札幌市	東雁来第2	市	既成市街地整備	H7.10.20	H8.10.9	210.8	31.5	50.9	10.5	38.7	H 8～R5	48,615,851	補・公	H30.1.12	清算中	
	札幌市	新琴似駅前	市	既成市街地整備	H8.9.20	H9.11.26	9.8	12.4	12.4	17.8	28.0	H 9～27	8,570,000	補・公	H22.1.25		
	札幌市	厚別	組合	新市街地整備		H12.5.23	6.3	40.6	63.6	0.6	41.0	H12～14	841,742		H14.2.8	H14.11.28解散	
	札幌市	東さっぽろ	市	既成市街地整備	H12.3.7	H12.8.23	20.7	43.7	52.2	16.1	52.7	H12～16	5,300,000	補・公	H16.2.6		
	札幌市	川	組合	新市街地整備		H12.11.6	8.9	30.8	57.0	2.6	32.6	H12～17	1,165,000		H16.1.9	H17.12.12解散	
	札幌市	南あいの里	組合	新市街地整備		H15.3.18	49.3	39.2	62.5	1.0	39.8	H14～28	6,702,963	公	H23.9.22	H27.6.25解散	
	札幌市	手稲山口	組合	新市街地整備	H14.11.12	H15.3.25	36.3	41.1	63.8	3.8	43.4	H14～24	3,582,000	公	H20.12.5	H24.8.22解散	
	札幌市	手稲曙	組合	新市街地整備		H17.4.14	28.5	26.0	63.0	4.8	29.7	H17～24	3,730,000		H12.5.14	H24.8.22解散	
	札幌市	清田通沿道	個人(同 意)	公共施設整備		H25.7.4	1.8	1.3	7.9	3.4	4.7	H25～R7	54,432		R2.1.17	R2.8.21終了	
	札幌市	篠路駅東口	市	既成市街地整備	R2.3.10	R2.9.25	5.1	6.5	6.5	6.3	26.7	R2～R17	2,495,535	補・公		施行中	
	札幌市	江別市	第1前町	個人	既成市街地整備	S19.8.21	S19.11.30	74.2	28.5	28.5	5.8	42.4	19～24	228		S24.1.10	
		江別市	野幌駅前	個人	既成市街地整備	S26.2.10	S28.5.20	55	26.6	26.6	7.1	29.6	28～32	12,666		S32.7.15	
		江別市	火災復興	市	火災復興	S28.11.7	S30.1.31	4.9	9.8	9.8	34.3	46.0	29～31	8,500		S31.12.27	
		江別市	第2市	市	新市街地整備	S19.8.21	S33.3.4	33.9	25.4	26.8	6.0	29.8	33～36	13,508		S36.4.19	
		江別市	第3市	市	新市街地整備	S36.3.31	S36.3.31	106	24.6	29.7	4.7	27.8	36～38	88,000		S38.12.27	
		江別市	東野幌	組合	新市街地整備	S39.11.5	S40.3.29	39	20.3	28.4	30.9	44.7	40～45	202,456	公	S45.4.3	
		江別市	新野幌	組合	新市街地整備	S43.5.23	40.5	20.4	32.3	18.7	35.3	43～48	205,000		S48.5.31	S51.10.12解散	
江別市		野幌	市	新市街地整備	S44.5.12	S45.11.21	260.7	21.5	21.5	27.5	43.1	45～53	2,075,592	公	S53.3.24		
江別市		対野幌	組合	新市街地整備	S46.12.8	39.3	23.6	34.0	2.6	35.6	46～54	530,083		S50.7.14	S54.12.27解散		
江別市		江別太	組合	新市街地整備	S47.9.12	75.5	21.7	41.0	7.8	27.8	47～58	1,972,045		S51.11.9	S58.2.14解散		
江別市		新野幌第2	組合	新市街地整備	S50.6.3	61.3	22.7	40.2	6.3	27.6	50～61	3,035,504		S56.1.20	S62.5.11解散		
江別市		元江別	組合	新市街地整備	S55.10.23	56.8	24.9	48.4	0.7	25.5	55～62	3,248,854	公	S61.1.20	S63.3.14解散		
江別市		東西野幌	組合	新市街地整備	S57.9.9	35.6	23.5	52.9	6.3	28.3	57～H 4	3,219,065	公	S63.11.17	H4.9.4解散		
江別市		東野幌	組合	新市街地整備	S57.12.16	45.8	24.9	46.5	4.5	28.3	57～H 3	3,610,822	公	H2.15	H4.4.10解散		
江別市		豊幌	組合	新市街地整備	S59.9.13	19.8	30.3	69.4	0.0	30.3	59～H 2	1,175,488		H1.1.12	H2.10.1解散		
江別市		見晴台	組合	新市街地整備	S63.1.25	29.2	25.7	49.5	0.0	25.7	62～H 7	2,153,650		H3.8.30	H5.10.29解散		
江別市		野幌南	組合	新市街地整備	H2.6.28	12.8	26.4	52.5	5.4	30.4	H 2～6	1,457,384		H4.7.31	H6.12.2解散		
江別市		東江別	組合	新市街地整備	H4.7.7	35.3	26.5	67.2	7.5	32.0	H 4～19	4,575,161		H15.2.7	H20.3.7解散		
江別市		野幌東	組合	新市街地整備	H4.11.20	23	34.0	56.6	0.0	34.0	H 4～12	2,587,095		H10.3.13	H11.6.4解散		
江別市		豊幌中央	組合	新市街地整備	H5.3.26	30	25.1	67.3	12.5	34.4	H 4～15	3,029,070		H12.10.6	H15.11.4解散		
江別市		上江別	組合	新市街地整備	H5.10.26	72.7	32.4	69.3	8.4	38.1	H 5～22	9,859,505	公	H14.10.11	H23.3.8解散		
江別市		中央	個人	新市街地整備	H6.5.20	62.7	27.2	59.0	1.5	28.2	H 6～25	7,341,583	公	H20.10.10	H27.2.20解散		
江別市		若	個人	新市街地整備	H7.9.22	2.1	20.9	57.4	0.0	61.9	H 7～9	411,000		H9.9.5	H10.3.4終了		
江別市		大森新町	個人(共 同)	新市街地整備	H18.11.21	H9.5.2	3.4	28.4	55.4	0.0	28.3	H 9～11	444,872		H11.6.11	H11.8.27終了	
江別市		大野幌駅前	組合	新市街地整備		H9.5.19	18.1	26.8	68.6	6.9	31.8	H 9～20	3,786,552		H18.10.6	H20.7.14解散	
江別市		野幌駅周辺	市	公共施設整備	H18.11.24	10.6	12.4	12.4	31.8	40.2	H18～R6	8,203,944	補	R11.1.11	清算中		
北広島市		北広島市	駅前	組合	新市街地整備	S46.7.9	S47.2.7	28.1	25.4	35.7	7.3	30.9	46～55	331,184	補	S49.12.10	S55.11.27解散
		北広島市	富ヶ岡	組合	新市街地整備		S50.2.18	25.5	20.2	39.4	5.5	24.5	49～58	775,178		S53.1.24	S58.7.7解散
		北広島市	広ヶ中央	町	新市街地整備	S50.9.23	S51.3.24	51	28.2	30.5	7.6	33.7	50～H 5	2,576,896	補・公	S63.1.30	
		北広島市	穂穂中央	組合	新市街地整備		S55.5.8	7.8	24.6	47.4	3.9	27.5	55～62	385,651		S57.4.1	S62.12.24解散
		北広島市	広島東	組合	新市街地整備	S56.3.10	S56.7.30	40.7	30.6	50.0	5.7	34.6	56～H 2	3,058,798	補・公	S63.2.25	H2.12.13解散
		北広島市	大正橋	組合	新市街地整備		S59.11.5	18.7	25.1	47.5	16.2	37.2	59～H 3	919,680		H1.2.9	H3.11.26解散
		北広島市	西の里	組合	新市街地整備	S62.3.30	S62.9.10	25.9	33.6	50.4	8.0	38.9	62～H 8	1,924,029	補・公	H2.9.21	H8.7.5解散
		北広島市	北広島駅前	市	公共施設整備 ・市街地整備	S63.12.15	H1.7.8	13.6	28.3	28.3	6.8	33.2	H元～17	7,960,667	補	H12.3.3	
	北広島市	大曲四里塚	組合	新市街地整備 ・宅地造成		H4.12.18	5.6	27.3	49.5	6.1	31.8	H 4～9	588,958		H7.8.25	H9.8.4解散	
	北広島市	虹ヶ丘	組合	新市街地整備 ・宅地造成	H5.9.14	H5.11.24	37.4	34.1	55.9	3.8	36.6	H 5～19	6,165,974	補・公	H14.11.8	H20.3.11解散	
	北広島市	南輪厚	組合	新市街地整備		H6.10.14	4.6	22.2	47.1	8.9	29.1	H 6～9	377,117		H9.3.21	H10.1.7解散	
	北広島市	大曲葉台	組合	新市街地整備 ・宅地造成		H7.5.23	8.5	27.9	53.7	7.6	33.4	H 7～16	1,089,501		H10.7.10	H16.12.2解散	
北広島市	大曲幸	組合	新市街地整備	H17.3.29	H17.6.20	38.6	15.8	54.8	17.9	30.9	H17～26	3,631,535	補	H22.2.5	H27.3.23解散		
石狩市	石狩市	花畔第1	個人	工業団地造成	S51.11.27	161.8	15.4	15.4	7.7	21.9	51～H 6	1,849,906	公	H4.2.12	H6.8.9終了		
	石狩市	花畔第2	個人	工業団地造成	S54.1.8	120.6	10.1	10.1	6.7	16.2	53～R13	1,378,620	公		施行中 R5.3.15(直近換地処分)		
	石狩市	樽川第1	個人	工業団地造成	S54.11.26	284.9	21.5	21.5	3.0	23.9	54～H21	2,860,642		H16.12.6	H20.5.16終了		
	石狩市	樽川第2	個人	工業団地造成	S57.2.4	24.6	6.8	6.8	1.1	7.8	56～R9	377,922			施行中 H30.3.1(直近換地処分)		
	石狩市	花畔市街	組合	公共施設整備 ・市街地整備	S62.9.17	S63.11.7	94.7	19.8	35.5	20.0	35.8	63～H17	11,912,092	補	H12.2.29	H18.3.29終了	
	石狩市	花川南	組合	新市街地整備		H1.10.5	4.3	18.3	39.9	0.0	18.3	H元～7	371,569		H3.2.21	H3.9.6解散	
	石狩市	新港東	個人	工業													

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積 ha	減歩率		公共用地率		施行期間 (清算期除く)	総事業費 千円	換地処分 公告	備考
								公共 %	合算 %	施行前 %	施行後 %				
千歳市	千歳市東長部	組合	周辺市街地整備	S43.328	107.8	23.8	32.7	3.4	26.4	42~50	246,138	公	S46.11.7	S51.3.1解散	
	千歳市上長部	個人	工業団地造成	S47.11.21	94.6	11.1	11.1	7.7	18.0	47~48	650,000		S48.3.7	S48.4.16終了	
	千歳市北信濃	個人	新市街地整備	S48.11.21	3.6	21.1	21.1	0.0	19.4	48~49	30,000		S49.10.1	S51.9.3終了	
	千歳市南信濃	個人	新市街地整備	S49.8.30	34.8	21.4	34.9	14.7	34.8	49~54	867,202		S52.11.19		
	千歳市祝文	組合	新市街地整備	S49.7.13	S49.11.5	76.1	26.4	28.6	4.2	29.7	49~61	2,443,258	補	S56.10.9	
	千歳市末広第三	組合	新市街地整備	S58.8.11	13.3	25.2	48.2	0.0	24.8	53~57	687,076		S55.4.26	S59.5.1解散	
	千歳市根志	組合	新市街地整備	S54.12.22	S55.4.4	35.3	24.1	45.7	4.3	27.8	54~59	1,652,660		S58.10.17	
	千歳市福志	組合	新市街地整備	S59.10.8	13	26.7	52.3	1.5	27.7	59~H 2	843,243		S61.11.6	H 2.12.13解散	
	千歳市おさつ駅前	組合	新市街地整備	S63.3.31	S63.7.11	58.3	27.4	38.6	6.7	32.3	63~H10	3,549,208	補	H4.10.23	H10.5.29解散
	千歳市千歳市第四工業団地	市	工業団地造成	H3.3.11	H3.10.3	38.5	12.6	33.9	6.0	17.9	H 3~5	1,628,800		H5.10.29	
	千歳市根志越第二	市	公共施設整備 ・新市街地整備	H3.9.27	H3.12.27	63.5	36.9	50.1	8.2	42.0	H 3~15	5,090,000	補・公	H11.11.12	
	千歳市北信濃第二	個人	公共施設整備 ・新市街地整備		H6.2.4	16.6	30.8	49.1	4.8	34.1	H 5~9	1,084,011		H7.2.16	H8.11.13終了
	千歳市北陽	組合	新市街地整備		H7.1.31	6.5	29.7	55.9	6.5	34.2	H 6~7	619,049		H7.6.28	H9.12.10解散
	千歳市根志越第三	組合	新市街地整備		H8.9.26	22.3	26.3	48.4	8.3	32.4	H 8~12	980,000		H11.1.12	H13.9.18解散
	千歳市桜木3丁目	個人	新市街地整備		H10.5.7	2.7	31.2	42.0	0.0	31.2	H10~11	225,351		H11.8.27	H11.11.10終了
	千歳市静和	個人	新市街地整備		H10.7.22	4.7	27.1	44.5	0.0	27.1	H10~12	302,243		H11.1.27	H11.12.29終了
	千歳市勇舞	組合	新市街地整備	H10.5.6	H10.9.21	53.6	30.3	55.9	8.8	36.5	H10~22	6,422,285	公	H17.10.7	H18.11.22解散
	千歳市勇越エコタウン	組合	新市街地整備	H10.11.6	H12.1.21	5.7	30.5	53.4	13.3	39.7	H11~18	349,951		H13.6.29	H19.4.11解散
	千歳市北信濃第三	個人	新市街地整備	H12.3.31	H12.5.8	5.3	33.6	49.4	0.0	33.6	H12~14	395,597		H13.1.22	H13.9.18終了
	千歳市おさつ駅みどり台	組合	新市街地整備	H11.11.5	H12.8.16	72.7	30.8	57.8	12.6	39.5	H12~30	5,172,575	補・公	H25.2.28	H31.4.19解散
	千歳市勇舞第二	組合	新市街地整備	H13.3.30	H13.11.5	9.5	21.9	51.6	5.2	26.0	H13~22	602,495		H17.10.7	H18.9.29解散
	千歳市北陽高校前	組合	新市街地整備	H20.3.28	H20.6.19	31.6	26.4	49.9	7.6	32.0	H20~30	2,570,000	補	H27.5.15	R1.6.24解散
	千歳市あす	組合	新市街地整備	H20.10.31	H20.12.8	9.2	33.8	59.5	2.5	35.4	H20~26	711,445		H24.9.14	H25.9.26解散
						26	1023.9								
	恵庭市	恵庭市恵庭	町	周辺市街地整備	S27.9.4	S29.5.10	84.2	23.9	25.3	8.9	29.3	29~34		S35.3.31	
		恵庭市島松	町	周辺市街地整備	S29.3.30	S30.1.6	60.4	18.2	19.5	9.5	32.7	29~40		S40.8.24	
		恵庭市茂漁	町	周辺市街地整備	S30.12.20	S31.8.7	20.4	21.7	25.1	14.4	30.8	31~36		S35.4.30	
		恵庭市福住	町	周辺市街地整備	S27.9.4	S39.12.26	26.6	19.9	33.2	4.4	25.7	39~46		S47.1.29	
		恵庭市駒場	町	新市街地整備	S39.6.25	S41.4.7	51.1	23.8	30.0	6.6	28.9	41~47		S47.12.5	
		恵庭市戸磯	町	新市街地整備	S43.12.28	S44.6.21	71.9	23.2	28.8	5.9	28.2	44~51		S50.5.31	
		恵庭市漁川	町	周辺市街地整備	S43.12.28	S45.5.28	13.7	7.9	43.3	22.6	28.8	45~57		S51.8.31	
		恵庭市漁川	町	周辺市街地整備	S44.5.12	S56.4.6	33	17.7	35.6	15.9	30.8	46~53		S62.10.31	
		恵庭市島松北	組合	新市街地整備	S48.10.23	54.4	21.9	37.5	4.7	25.6	48~56	1,055,207		S53.3.31	S56.9.28解散
恵庭市島松南		市	新市街地整備	S49.9.7	S51.3.19	32.1	28.9	32.4	9.1	35.4	50~63	3,411,409	補	S62.11.12	
恵庭市柏木中島		組合	新市街地整備	S55.12.16	52.9	24.2	49.9	8.3	30.5	55~62	2,513,312		S60.2.14	S63.1.4解散	
恵庭市柏木		組合	新市街地整備	S58.5.30	14.9	22.0	44.4	9.2	29.1	58~H元	931,150		S61.3.10	H2.8.28解散	
恵庭市黄金北		組合	新市街地整備	S60.10.21	33	23.6	44.6	8.7	30.2	60~H 3	1,634,613	公	H1.1.19		
恵庭市幸		町	宅地造成	H8.6.18	0.6	21.3	21.3	0.0	21.3	H 8~9	72,700		H8.10.25	H9.8.15終了	
恵庭市黄金		個人	公共施設整備 ・宅地造成	H6.10.25	H7.5.9	120.7	26.3	38.8	12.1	35.2	H 7~22	11,285,000		H19.6.15	H22.11.5解散
恵庭市島松旭町		組合	新市街地整備	H11.5.21	2.9	24.4	61.3	6.0	29.0	H11~14	302,600		H12.11.7	H13.3.9終了	
恵庭市恵み野駅西口		組合	新市街地整備	H23.3.29	H23.7.29	25.1	18.2	49.3	10.4	26.7	H23~28	1,550,496		H27.2.6	H28.9.7解散
恵庭市恵み野駅西口		市	工業団地整備	H19.8.7	H24.2.1	7.6	22.3	22.3	37.7	39.5	H23~R7	2,983,506	補	R3.3.12	清算中
恵庭市戸磯		組合	工業団地整備	H30.10.26	H31.1.10	11.2	11.7	66.5	3.3	14.6	H30~R4	807,654		R3.2.12	R4.1.31解散
						19	716.7								
当別町		当別町鉄北第一	町	周辺市街地整備	S54.1.11	S54.8.10	51.5	28.5	30.9	2.5	30.3	54~H 3	3,570,000	補	H3.12.24
	当別町当別幸	町	既成市街地整備	H8.8.14	H9.10.13	5.7	20.4	24.2	23.2	38.9	H 9~21	1,695,000	補	H21.3.6	
					2	57.2									
函館市	函館市函館第一	組合	新市街地整備		S8.7.8	32.8	26.5	26.5	9.2	33.2	8~13	91		S14.1.25	
	函館市火災復興第六	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	31.6	21.4	21.4	17.7	37.7	9~13	279		S14.3.18	
	函館市火災復興第八	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	30.6	26.3	26.3	17.7	37.9	9~13	288		S14.3.18	
	函館市火災復興第九	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.9	42.9	25.3	25.3	17.7	35.1	9~13	404		S14.3.18	
	函館市火災復興第一	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.10	38.4	10.9	10.9	17.7	25.0	9~13	361		S14.3.18	
	函館市火災復興第二	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.10	35.9	13.0	13.0	17.7	32.0	9~13	338		S14.3.19	
	函館市火災復興第三	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	32.6	16.1	16.1	17.7	41.8	9~13	307		S14.3.18	
	函館市火災復興第四	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	31.8	14.8	14.8	17.7	40.1	9~13	299		S14.3.19	
	函館市火災復興第五	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	34.6	14.8	14.8	17.7	35.6	9~13	326		S14.3.19	
	函館市火災復興第七	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	64.4	31.3	31.3	17.7	41.9	9~13	606		S14.3.18	
	函館市火災復興第十	組合	火災復興	S9.4.26	S9.10.12	80.8	28.7	28.7	17.7	34.3	9~13	760		S14.3.19	
	函館市函館第二	組合	既成市街地整備		S12.3.6	76.3	22.9	22.9	12.5	32.5	11~25	2,897		S25.4.30	
	函館市函館第一	組合	既成市街地整備	S19.8.21	S19.9.21	53.3	19.9	20.4	3.8	23.6	19~34	17,810		S35.3.31	
	函館市函館戦災復興	市	既成市街地整備	S20.12.27	S22.5.14	3.7	32.3	32.3	36.3	49.1	22~26	1,616	補	S26.6.5	
	函館市湯川	市	既成市街地整備	S25.6.17	S27.1.9	137	16.6	17.9	14.1	27.4	26~34	328,558	補	S35.3.31	
	函館市北浜	市	既成市街地整備	S26.7.11	S37.1.31	105.3	9.9	12.4	8.9	18.3	36~42	389,000	補	S43.3.31	
	函館市中中央	市	既成市街地整備	S42.7.7	S43.3.8	20.9	17.4	17.4	19.0	33.3	42~50	1,426,369	補	S50.9.30	
	函館市中通中央	組合	新市街地整備	S48.5.21	S48.8.6	50.9	24.2	32.6	7.0	29.5	48~52	1,670,836	補	S53.3.31	S58.3.14解散
	函館市鉄川	市	既成市街地整備	S48.7.9	S50.2.15	5.7	30.1	30.1	33.9	53.8	49~56	2,561,015	公	S57.3.31	
	函館市五稜	町	既成市街地整備	S56.9.29	S57.1.20	7.3	21.3	21.3	4.5	24.9	56~62	2,649,362		S63.5.12	
	函館市上湯川	組合	新市街地整備		S60.1.6	5.1	19.4	52.4	22.7	37.8	60~62	441,540	補	S62.10.12	H元.7.26解散
	函館市城西	市	既成市街地整備	S63.3.3	S63.8.30	6.4	23.0	23.0	2.4	29.1	63~H11	1,650,400	補	H5.7.2	
	函館市西桔梗	組合	新市街地整備	H1.10.12	H2.2.18	22	15.9	36.9	17.1	29.1	H元~5	1,967,336	補	H5.6.8	H 5.10.29解散
	函館市西桔梗第二	組合	工業団地造成	H6.3.29	H6.6.10	7.9	14.1	37.9	5.4	18.8	H 6~9	621,425		H9.5.26	H9.8.28解散
	函館市西桔梗南	組合	工業団地造成	H6.3.29	H6.6.17	42.7	22.5	38.6	6.1	27.3	H 6~12	4,056,896	補・公	H11.9.2	H13.1.7解散
	函館市石川	市	新市街地整備	H9.10.24	H9.11.26	29.9	28.5	46.0	9.1	35.0	H 9~16	3,820,287	補・公	H16.1.30	
	函館市石川駅前	市	公共施設整備	H10.3.17	H10.9.30	9.8	21.5	22.1	22.3	39.0	H10~21	8,652,653	補・公	H17.3.4	
	函館市湯川橋	市	公共施設整備	H14.9.27	H15.5.23	1.8	5.7	22.6	27.0	H15~30	1,086,052	公	H21.5.8	H30.9.10終了	
	函館市北美原	市	新市街地整備	H17.2.22	6.8	24.3	43.6	0.1	24.3	H16~20	626,191		H19.11.12	H21.2.23解散	
函館市戸倉	組合	新市街地整備	H19.3.27	H19.8.17	7.9	15.1	35.3	0.8	15.8	H19~20	733,072		H20.10.27	H20.12.29解散	
函館市石川中央	組合	新市街地整備	H21.3.31	H21.5.15											

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費	換地処分公告	備考																																																																																																																																																
								公共	合算	施行前	施行後					千円																																																																																																																																															
							ha	%	%	%	%																																																																																																																																																				
小樽	小樽市	東小樽	組合	新市街地整備	S38.10.28	S9.7.9	130.4	23.0	37.8	5.1	26.8	9~15	220	S15.4.3																																																																																																																																																	
																朝里南	市	周辺市街地整備	S39.9.16	30.1	14.8	26.5	7.3	20.8	39~43	154,807	公	S43.7.19																																																																																																																																			
		朝里北	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S41.3.25	54.7	15.7	19.6	7.6	21.9	40~47	291,441	公	S47.6.19																																																																																																																																																
																幸町	組合	新市街地整備	S43.12.17	51.1	23.4	38.8	2.4	26.3	43~48	272,000	公	S46.11.29																																																																																																																																			
		朝里中	市	新市街地整備	S44.5.12	S45.7.6	60.6	14.7	22.5	9.9	23.1	45~50	586,153	公	S50.6.30																																																																																																																																																
																小樽市	銭函	個人	工業団地造成	S57.5.14	241.4	13.8	13.8	2.7	16.1	57~R10	3,725,949	補	S50.6.30	施行中 R5.2.2(直近換地処分) ※区域は札幌圏																																																																																																																																	
	小樽市	銭函	市	工業団地整備	S57.7.8	S57.12.27	98	16.3	21.2	7.5	22.6	57~63	3,073,045	公	H1.2.9																																																																																																																																																
																小樽市	中央通	市	公共施設整備	H6.3.8	H6.9.21	3.6	4.5	4.5	46.3	48.7	H6~15	9,643,393	公	H15.10.28																																																																																																																																	
	小樽市	小樽築港駅周辺	市	再開発・公共施設整備	H6.11.25	H7.12.13	30.5	26.7	33.4	7.4	32.1	H7~13	6,507,320	補・公	H13.6.19																																																																																																																																																
	岩内	岩内町	岩内	町	周辺市街地整備	S47.10.5	S48.5.28	25.9	11.8	17.4	21.2	31.3	48~53	384,000	S53.5.1																																																																																																																																																
																	岩内	岩内	町	火災復興	S29.11.12	S30.3.7	137	19.4	19.4			34.4	29~36	242,780	補・公	S36.12.18																																																																																																																															
古平																																	古平	町	火災復興	S24.9.20	S26.7.21	30.2	11.3	11.3	18.0	27.1	26~30	5,529	公	S31.2.25																																																																																																																	
																																															余市	大川	町	火災復興	S8.8.21	6.6	16.8	16.8			35.0	8~14	21	不明																																																																																																			
																																																													余市	駅前	町	火災復興	S20.12.27	S21.2.18	4.7	24.6	24.6	38.4	20~24	55	S25.3.1																																																																																						
																																																																										余市	黒川	町	新市街地整備	H7.9.26	H8.1.12	56	30.6	39.7	4.9	34.0	H7~27	3,162,800	補・公	S42.9.30																																																																							
																																																																																									岩見沢	上幌向	町	新市街地整備	S33.12.24	18.2	23.2	30.5	1.5	26.6	33~45	18,510	S46.2.20																																																										
																																																																																																						岩見沢	南利根	町	新市街地整備	S34.5.11	S34.5.11	35.7	25.6	33.6		29.3	34~38	24,850	S38.5.13																																												
																																																																																																																				岩見沢	東	町	新市街地整備	S35.7.6	5.9	23.2	23.2	8.5	9.7	35~36	2,500	S36.10.30																															
																																																																																																																																	岩見沢	東	市	新市街地整備	S38.3.16	S39.10.5	23.2	22.3	30.4	2.0	23.8	39~42	22,900	S42.7.17																	
																																																																																																																																															岩見沢	大和	町	新市街地整備	S43.5.10	26	20.4	30.5	0.0	26.1	43~47	89,877	S45.8.31				
																																																																																																																																																												岩見沢	大岩見沢	町	新市街地整備
	夕張	夕張	町	公共施設整備・市街地整備	H2.10.11	H3.3.18	15.3	32.1	36.6	12.5	40.6	H2~24	8,277,182	補・公	H19.11.30																																																																																																																																																
夕張																夕張	町	市街地整備	H13.6.8	H13.11.27	6.2	2.6	7.4	25.9	27.9	H13~20	2,066,052	補・公	H19.9.1																																																																																																																																		
																														夕張	夕張	町	市街地整備	S25.3.2	S26.7.2	91.8	26.5	26.5	10.1	35.7	26~34	139,834	補	S35.3.29																																																																																																																			
																																													夕張	夕張	町	市街地整備	S25.3.2	S36.1.19	26.1	21.7	21.7	9.8	30.7	35~43	45,280	公	S43.10.21																																																																																																				
																																																												夕張	夕張	町	市街地整備	S30.3.31	S36.1.19	26.1	26.1	27.5	16.0	36.0	35~52	94,244	補	S52.4.15																																																																																					
																																																																											夕張	夕張	町	市街地整備	S25.3.2	S51.9.29	67.8	25.4	27.2	10.3	33.1	51~61	2,700,741	補	S59.5.31																																																																						
																																																																																										夕張	夕張	町	市街地整備	S25.3.2	S60.12.2	45.8	18.3	23.9	19.6	34.3	60~H9	1,554,000	補	H5.4.20																																																							
																																																																																																									赤平	赤平	市	既成市街地整備	S27.9.4	S28.8.14	39.9	14.2	14.2	19.1	30.6	28~46	105,235	補・公	S46.7.31																																								
																																																																																																																								赤平	茂尻	市	既成市街地整備	S27.9.4	S37.12.20	23.8	19.1	19.1	15.6	31.6	37~44	170,091	補	S45.3.11																									
																																																																																																																																							赤平	豊里	市	既成市街地整備	S27.9.4	S39.4.10	30.8	18.9	18.9	18.3	33.7	39~48	53,218	公	S48.10.31										
	三笠	三笠	市	新市街地整備	S25.5.17	S26.12.24	68.5	28.1	30.1		34.0	26~35	59,039		S35.4.11																																																																																																																																																
滝川																滝川	町	既成市街地整備	S26.4.16	5.4	25.0	25.0			32.9	26~27	356		S27.8.21																																																																																																																																		
																														滝川	東滝川	町	新市街地整備	S63.5.19	8.1	26.3	55.2	4.0	29.3	63~H3	1,238,818	公	S63.9.5																																																																																																																				
																																												滝川	啓南みなみ	町	新市街地整備	H8.4.26	13.2	26.2	55.0	13.9	36.5	H8~15	600,500	公	H10.9.16																																																																																																						
																																																										滝川	泉	町	既成市街地整備	H26.2.13	H26.6.9	9.5	5.9	13.2	4.2	9.9	H26~R3	317,504	補	R3.7.14																																																																																							
																																																																									深川	深川	町	既成市街地整備	H16.5.11	H16.8.19	8.3	21.1	23.2	8.3	27.7	H16~23	1,049,000	補	H23.4.28																																																																								
																																																																																								新十津川	新十津川	町	新市街地整備	S59.12.24	S60.7.11	39.3	16.9	28.8	15.8	30.1	60~H4	1,534,843	補・公	H2.12.25																																																									
																																																																																																							新十津川	新十津川	町	宅地造成・公共施設整備	H8.12.3	H9.3.21	36.5	24.5	40.1	11.0	32.9	H8~16	2,109,555	補・公	H15.10.3																																										
																																																																																																																						長沼	あかね	町	新市街地整備	H6.2.18	3.9	14.2	43.5	15.7	27.7	H5~7	173,286	公	H6.11.29																												
																																																																																																																																				長沼	旭	町	新市街地整備・宅地造成	H8.3.8	6.3	27.0	61.0	4.8	61.9	H7~9	313,000	公	H9.3.18														
																																																																																																																																																		栗山	栗山	町	新市街地整備	S39.3.31	S41.3.31	62.4	22.4	29.2		26.9	40~43	95,000	公
	旭川	旭川	町	宅地造成	S11.5.3	119.8	19.7	29.9	16.2	32.7	11~28	2,684	公	S28.2.2																																																																																																																																																	
旭川															春光	町	宅地造成	S32.10.24	50.3	17.9	20.6	11.2	27.1	32~40	13,470	公	S40.11.1																																																																																																																																				
																												旭川	豊岡	町	宅地造成	S32.4.23	S32.11.2	88	25.2	26.9	8.1	31.3	32~41	46,451	公	S39.6.1																																																																																																																					
																																											旭川	旭岡	個人	新市街地整備	S35.7.15	52	13.5	20.9	5.6	18.4	35~40	16,500	公	S40.9.30																																																																																																							
																																																									旭川	亀吉	町	周辺市街地整備	S34.12.5	S37.3.19	41.4	14.8	16.2	20.7	32.5	37~45	62,510	公	S46.3.19																																																																																								
																																																																								旭川																																																																																							
																																																																									旭川	末広町北台	町	宅地造成	S38.3.4	43.7	27.3	31.4	6.4	32.0	38~43	42,190	公	S44.3.27																																																																									
																																																																																							旭川	春光	町	新市街地整備	S38.4.18	233.7	20.3	27.4	6.9	25.8	38~48	466,873	公	S44.8.11																																																											
																																																																																																					旭川	三	区	宅地造成	S40.1.26	10.4	25.1	31.6	2.9	27.3	39~41	8,095	公	S41.11.12																																													
																																																																																																																			旭川	鷹ノ巣	市	宅地造成	S38.6.26	S40.3.30	81.4	21.3	33.2	10.3	29.4	40~46	82,604	公	S44.8.8																														
																																																																																																																																		旭川	豊岡第二	市	宅地造成	S41.5.4	53.8	28.6	31.7	6.2	33.1	41~47	105,336	公	S46.2.28																
																																																																																																																																																旭川	永	市	宅地造成	S44.5.12	S45.7.7	65.7	20.6	37.4	9.7	28.3	45~48	904,736	公	S48.10.1	
	旭川	豊岡第三	町	周辺市街地整備	S47.4.3	S47.10.12	50.5	17.6	20.2	18.3	32.7	47~55	1,337,406	補																																																																																																																																																	S54.3.31
旭川															新富	市	周辺市街地整備	S46.6.11	S48.12																																																																																																																																												

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画 決定	認可 告示	施行 面積 ha	減歩率		公共用地率		施行 期間 (清算期除く)	総事業費 千円	換地処分 公告	備考	
								公共 %	合算 %	施行前 %	施行後 %					
士別	士別市	第二西	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S36.1.19	31.1	27.1	30.3	5.0	30.8	35~38	15,517	補	S38.10.9	
	士別市	駅前	組合	周辺市街地整備	S37.3.31	S37.3.31	24.4	10.3	25.7	6.3	27.2	38~53	37,387		S46.3.8	
	士別市	北	市	周辺市街地整備	S39.3.17	S42.3.6	53.7	19.1	25.0	47.5	60.7	41~47	40,600		S47.9.25	
名寄	名寄市	第一	市	周辺市街地整備	S28.3.24	S29.12.3	58.6	26.7	28.4		36.6	29~38	19,096		S39.3.17	
	名寄市	豊栄	組合	新市街地整備	S53.12.11	S54.5.31	38.9	26.7	32.9	25.6	45.5	54~H3	1,966,047	補	S60.9.30	H3.3.28解散
							2									
富良野	富良野市	第一	市	周辺市街地整備	S29.11.17	S30.2.11	43.7	17.6	18.9	19.6	33.7	29~45	33,792		S45.3.24	
	富良野市	富良野駅前地区	市	既成市街地・市街地再開発	H14.3.8	H15.1.16	4.2	8.0	8.0	45.1	49.5	H14~23	3,411,997	補・公	H21.4.10	
美瑛	美瑛町	第一	町	周辺市街地整備	S26.3.21	S27.7.19	48.7	26.5	26.5	3.0	19.0	27~32	8,674		S32.6.20	
	美瑛町	第二	町	周辺市街地整備	S42.3.30	S42.4.17	48.5	16.9	22.8	15.5	28.1	41~49	119,415		S50.3.31	
	美瑛町	第三	組合	周辺市街地整備	S52.5.18	S52.8.17	27.5	22.2	30.6	15.6	34.3	52~62	1,695,863	補	S57.8.19	S60.12.19解散
	美瑛町	本通	組合	再開発・公共施設整備	H1.5.27	H1.9.7	10.8	15.9	26.1	49.9	57.8	H元~21	8,839,201	補	H20.3.14 H21.2.7	H21.7.22解散
	美瑛町	鉄	西	組合	新市街地整備	H3.12.6	H4.1.24	34.6	19.5	34.5	17.8	33.8	H3~23	4,078,697	補	H16.10.5
上川	上川町	上川駅前	町	既成市街地整備	H11.10.5	H14.11.6	9.9	16.7	17.6	26.3	38.6	H14~27	4,185,423	補	H23.9.30	
							1									
下川	下川町	一の端	町	火災復興	S31.12.5	S32.7.29	14.4	17.5	17.5	8.0	25.6	32~44	10,436		S44.11.10	
							1									
留萌	留萌市	中	市	既成市街地整備	S27.1.28	S27.8.7	16.1	18.8	19.2	24.0	39.9	27	3,811		S27.12.9	
	留萌市	元	町	火災復興	S33.9.18	S33.11.16	9.3	14.2	14.2	21.4	33.2	33~38	12,251	補	S38.10.9	
	留萌市	花園	市	既成市街地整備	S34.12.11	S36.8.17	23.5	22.7	22.7	13.1	32.8	36~43	263,800	補	S44.3.1	
	留萌市	駅前	市	既成市街地整備	S43.9.12	S44.3.5	25.4	19.8	19.8	14.6	31.6	43~51	1,030,740	補	S52.3.29	
	留萌市	高砂	市	既成市街地整備	S43.9.12	S49.10.14	29.2	18.1	18.1	15.5	30.8	49~64	3,120,000	補・公	H1.7.3	
	留萌市	潮	静	組合	S56.11.9 S58.1.20	S57.4.26	17.5	30.6	40.2	4.8	33.9	57~H3	993,000	補・公	S62.7.30	H3.2.7解散
	留萌市	潮静第2	組合	新市街地整備		H9.7.15	7.4	19.1	44.7	10.8	27.8	H9~13	449,358	公	H12.12.19	H13.5.1解散
稚内	稚内市	第一	市	周辺市街地整備	S27.9.4	S28.7.9	15.0	14.4	21.4	0.0	22.1	28~34	84,992		S35.2.11	
							1									
北見	北見市	南	個人	周辺市街地整備		S33.1.29	1.6	27.6	28.3	0.0	27.6	32	333		S33.2.26	
	北見市	西	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S34.8.22	11.0	25.6	28.6	4.7	29.1	34~47	331,533	公	S47.9.12	
	北見市	南	市	周辺市街地整備	S33.11.19	S34.8.22	49.6	19.1	22.7	6.9	24.7	34~39	58,920		S40.2.12	
	北見市	中	市	周辺市街地整備	S39.6.25	S40.3.26	31.1	25.1	25.1	4.2	28.3	39~52	1,292,582	補	S52.8.15	
	北見市	泉	第一	組合	S40.3.31	S40.3.31	13.7	33.0	36.5	2.0	34.3	39~46	21,772		S46.6.8	S47.8.18解散
	北見市	とん田	第一	組合	S41.12.27	S42.7.3	34	24.9	25.9	10.6	32.8	42~52	436,137	公	S53.3.14	
	北見市	接	町	組合	S46.12.25	S47.10.12	28.6	24.6	28.6	4.0	27.6	47~52	627,638	補	S52.7.19	S52.10.26解散
	北見市	鉄	南	市	周辺市街地整備	S46.6.5	S42.12.19	136.9	19.7	19.7	8.3	27.6	47~H4	10,262,559	補	S63.3.19
	北見市	美山	第一	組合	S59.12.20	S59.12.20	12.8	22.2	42.1	4.8	25.9	59~H3	510,670	公	S63.5.26	H4.3.31解散
	北見市	栄	町	市	周辺市街地整備	S60.3.18	S60.11.26	20.2	19.4	19.4	7.0	25.0	60~H3	1,820,000	補・公	H3.9.21
	北見市	北光	第一	組合	H2.1.25	5.2	18.9	37.8	5.3	23.2	H元~6	157,892	公	H5.1.18	H7.3.31解散	
	北見市	北光	第二	組合	H2.1.25	8.9	22.0	40.8	5.9	26.6	H元~6	262,551	公	H4.3.6	H7.3.31解散	
	北見市	北光	第三	組合	H2.1.25	7.8	23.6	40.7	2.1	25.2	H元~6	206,648	公	H5.1.18	H7.3.31解散	
	北見市	三輪	南	市	周辺市街地整備	H2.12.13	H4.11.10	46.7	16.7	16.7	10.4	25.3	H4~23	7,359,000	補・公	H19.1.9
	北見市	北見	南	市	公共施設整備	H6.6.3	H6.8.25	6.2	17.5	23.9	0.1	16.7	H6~18	3,386,796	補	H14.2.15
	北見市	北光	第四	組合	H7.9.1	2.1	13.5	40.8	9.5	47.6	H7~9	79,000		H9.2.7	H9.6.27解散	
北見市	小	泉	組合	H9.3.28	H10.3.23	42.3	31.3	52.9	1.1	32.0	H9~17	3,378,528	補・公	H16.10.8	H17.11.15解散	
紋別	紋別市	北	市	周辺市街地整備	S27.7.3	S28.2.11	35.2	24.7	24.7	7.3	39.6	27~34	7,410		S35.3.31	
	紋別市	北	市	周辺市街地整備	S29.3.30	S34.4.29	72.1	25.7	25.7	6.8	30.7	34~40	29,000		S40.6.1	
	紋別市	北	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S41.9.14	30.7	14.6	16.1	15.0	27.4	41~46	40,447		S47.1.21	
	紋別市	南	市	周辺市街地整備	S47.12.11	S48.5.2	58.6	24.2	30.4	6.7	29.3	48~51	377,924		S52.3.31	
	紋別市	南	市	周辺市街地整備	S32.4.23	S57.1.6	19.6	22.9	22.9	5.2	26.8	56~58	117,000		S57.11.15	
	紋別市	学	組合	周辺市街地整備	S59.3.12	S59.12.13	70.3	27.6	39.0	9.7	24.6	59~H6	3,941,000	補・公	H6.10.21	H7.3.31解散
美幌	美幌町	三橋	町	新市街地整備	S33.4.18	S34.1.31	39.5	16.3	18.5		29.7	33~34	23,658		S35.3.31	
	美幌町	三橋	個人	新市街地整備	S40.9.21	S40.9.21	12	23.6	23.6		24.6	40~43	9,753		S42.2.13	
	美幌町	三橋	個人	新市街地整備	S40.11.29	S40.11.29	8.1	32.4	32.4		33.0	40~43	11,900		S42.2.13	
斜里	斜里町	中	町	既成市街地整備	H15.3.7	H17.9.16	1.3	12.2	12.2	27.7	30.7	H17~25	1,280,000	公	H25.1.18	
							1									
室蘭	室蘭市	東室蘭	第二	市	S29.3.30	S31.8.4	300.7	25.3	39.5	11.9	34.3	31~40	461,064	補	S41.2.4	
	室蘭市	東室蘭	第二	市	S29.3.30	S36.5.23	294.1	20.7	30.5	10.9	29.4	36~43	1,026,662	補	S44.3.31	
	室蘭市	総	市	既成市街地整備	S42.7.7	S44.12.25	86.1	14.9	28.1	20.9	32.6	44~50	1,337,640	補	S50.9.5	
	室蘭市	陣	市	既成市街地整備	S47.12.27	S49.4.5	51.1	15.9	24.4	21.1	34.0	48~56	2,291,000	補	S56.10.12	
	室蘭市	八丁	市	公共施設整備・宅地造成	S42.7.7	S51.8.21	218.7	22.8	30.0	3.7	25.6	51~H14	10,083,000	補	H15.3.7	
	室蘭市	水	市	新市街地整備	S55.9.20	S55.11.20	33.1	17.5	23.9	6.0	22.5	55~H2	2,164,000	補	H2.7.12	
登別	登別市	幌	別	市	S26.7.11	S32.10.21	43.8	19.7	22.4	11.3	29.2	32~42	70,004		S42.5.6	
	登別市	上	市	新市街地整備	S48.3.14	S48.10.1	110.2	32.1	31.5	12.9	33.0	48~58	2,303,076	公	S55.11.20	
	登別市	富	市	新市街地整備	S30.4.1	S60.6.1	49.2	19.5	35.7	6.8	26.7	60~H7	2,109,826	公	H2.8.23	
苫小牧	伊達市	伊達船岡	市	新市街地整備	S50.2.17	S51.9.1	64.2	21.8	21.8	5.0	25.7	51~63	2,051,000	補・公	S59.1.9	
	苫小牧市	西	市	周辺市街地整備	S25.6.17	S26.8.25	83.8	23.9	23.9	3.6	28.3	26~34	13,582		S35.3.31	
	苫小牧市	旭	町	周辺市街地整備	S26.2.10	S30.3.31	100.8	27.6	27.6	7.5	34.8	29~33	11,450		S30.10.3	
	苫小牧市	第一	市	周辺市街地整備	S33.9.18	S34.3.31	146.9	27.5	33.7	3.8	30.8	33~39	106,285	公	S39.10.14	
	苫小牧市	第二	市	周辺市街地整備	S33.9.18	S35.10.31	112.7	14.7	18.0	1.9	16.9	35~39	60,079	公	S39.9.11	
	苫小牧市	中	市	港後背地整備	S33.9.18	S38.4.24	1756.6	21.9	24.0	2.5	23.8	38~50	1,491,010	公	S50.6.30	
	苫小牧市	山	市	周辺市街地整備	S33.9.16	S38.4.24	147.4	24.7	30.8	3.7	27.7	38~45	290,688		S45.10.31	
	苫小牧市	西	市	新市街地整備	S40.11.15	S44.2.10	34.4	24.3	27.6	3.5	26.8	43~49	133,286		S49.12.9	
	苫小牧市	糸	市	新市街地整備	S40.11.15	S44.2.10	143.6	20.8	27.8	7.3	26.6	43~51	917,288		S51.8.31	
	苫小牧市	駅前	市	既成市街地整備	S46.3.9	S46.7.1	21.5	19.3	19.3	8.1	31.6	46~53	2,051,400	補	S53.10.28	
	苫小牧市	錦	町	新市街地整備	S48.3.27	S48.3.27	88.2	29.7	35.5	0.8	30.3	47~53	547,796		S52.4.15	
	苫小牧市	美	町	新市街地整備	S33.9.18	S49.9.9	21.3	28.3	32.3	6.2	32.8	49~54	384,797	公	S55.2.29	
	苫小牧市	勇	町	既成市街地整備	S33.9.18	S50.7.27	69.9	20.3	31.4	15.0	32.1	49~56	869,574		S57.3.18	
	苫小牧															

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画決定	認可告示	施行面積	減歩率		公共用地率		施行期間	総事業費	換地処分公告	備考		
								公共%	合算%	施行前%	施行後%						
苫小牧市	苫小牧市	静川第一	個人	工業団地造成		S54.2.20	223.7	3.7	3.7	0.7	4.3	53~55	2,694,742	S55.10.4	S55.11.29終了		
	苫小牧市	沼ノ端鉄南第二	市	新市街地整備	S33.9.18	S55.10.30	176.7	24.0	27.3	9.7	31.4	55~61	1,632,303	補・公	S56.2.14		
	苫小牧市	系井鉄北第二	市	新市街地整備	S53.10.14	S56.3.10	150.8	27.2	32.5	8.4	33.3	55~61	2,189,730	公	S62.1.8		
	苫小牧市	錦岡鉄北第一	市	新市街地整備	S59.4.9	S59.11.15	309	25.6	33.9	14.1	36.1	59~H 5	7,223,671	補・公	H6.1.14		
	苫小牧市	明野	市	新市街地整備	S33.9.18	S59.9.18	350.2	21.6	29.3	11.4	29.4	59~H 2	4,498,353	補・公	H2.9.20		
	苫小牧市	糸井鉄北第三	市	新市街地整備	S60.12.26	S61.9.30	40.5	29.1	37.5	16.1	40.5	61~H 2	1,772,471	補・公	H2.12.27		
	苫小牧市	ウノナイ	組合	新市街地整備	S33.9.18	H2.12.20	317.8	23.3	29.0	4.3	26.9	H 2~14	10,221,835	補・公	H12.2.9	H13.2.26解散	
	苫小牧市	沼ノ端鉄北	市	新市街地整備	S33.9.18	H7.1.10	320.4	29.0	40.3	7.6	34.4	H 6~24	22,790,000	補・公	H20.1.25		
							25	5190.5									
		白老町	緑町	組合	新市街地整備	S50.9.23	S51.2.12	34	20.8	24.8	8.7	27.7	50~61	1,130,411	補	S59.3.26	S60.10.12解散
							1	34									
	厚真町	厚真町	浜厚真第一	個人	工業団地造成		S52.2.4	96.4	8.5	8.5	16.0	8.9	51~54	611,909		S54.9.21	S54.10.6終了
		厚真町	共和第一	個人	工業団地造成		S54.2.20	162.1	0.6	0.6	0.0	0.6	53~56	1,723,410		S56.10.26終了	
		厚真町	新得	個人	新市街地整備		S54.7.16	15.6	34.8	34.8	0.0	35.2	54~H6	581,897		H4.11.30	H7.3.31終了
		厚真町	上厚真第一	組合	周辺市街地整備		S55.4.24	5.9	13.1	20.1	0.0	13.1	55~57	36,459		S57.7.12	S57.9.20解散
厚真町		豊沢	組合	新市街地整備		S59.1.23	43.5	23.3	23.3	0.0	23.3	58~H2	639,800		H3.1.7	H4.6.5終了	
厚真町	厚真中央	組合	市街地・新市街地	H9.4.4	H9.9.26	18.1	27.4	39.7	11.4	35.7	H 9~19	3,646,000	補・公	H18.1.17	H19.1.12解散		
	上厚真柏	個人(町会)	宅地造成		H25.3.15	3.2	22.3	45.0	6.5	28.3	H25~33	160,000		H27.2.3			
						7	344.8										
鶴川町	むかわ町	西郊	町	既成市街地整備	S38.2.1	S44.6.13	38.6	16.4	27.0	14.0	28.0	44~49	95,424	補	S49.9.21		
	むかわ町	鉄北	町	新市街地整備	S55.4.16	S55.7.5	13.8	17.5	37.0	10.7	26.3	55~57	299,888	補	S56.3.5		
						2	52.4										
静内町	新ひだか町	第一	町	新市街地整備	S31.12.5	S33.9.9	20.3	23.1	24.9		27.2	33~39	13,186		S39.8.22		
						1	20.3										
帯広市	帯広市	駅前	市	既成市街地整備	S39.3.14	S40.3.20	6.1	24.0	24.0	42.6	47.5	39~46	748,890	補	S46.7.28		
	帯広市	西第一北	市	周辺市街地整備	S38.6.26	S40.3.29	36.6	18.7	22.9	11.5	28.7	39~45	63,571	公	S45.10.27		
	帯広市	常盤	組合	新市街地整備		S42.8.15	12.1	28.2	33.8	2.8	30.1	42~44	28,653		S43.6.7		
	帯広市	南郷	組合	新市街地整備		S44.1.15	15.8	22.5	29.1	10.4	30.6	43~45	40,078	公	S45.5.18		
	帯広市	西18条	組合	新市街地整備		S44.11.18	5.1	29.1	29.1	3.2	31.4	44	6,290	公	S45.3.13	S45.8.12終了	
	帯広市	西19条	組合	新市街地整備		S45.3.3	19.7	15.8	28.1	13.7	27.3	44~46	64,828		S46.6.26		
	帯広市	西20条	組合	新市街地整備		S45.4.4	29.8	15.6	31.3	20.2	32.6	45~47	120,737	補・公	S47.3.15	S48.1.5解散	
	帯広市	春	個人	新市街地整備		S45.10.3	20	27.2	34.4	2.5	29.0	45~46	37,424	公	S46.1.19	S47.4.31終了	
	帯広市	西地第二	市	周辺市街地整備	S38.10.28	S46.3.31	55.9	13.0	18.4	17.1	28.6	46~57	409,946		S52.7.20		
	帯広市	西11号	個人	新市街地整備		S46.10.2	3.7	28.5	28.5		28.5	46~48	4,724		S47.2.3	S47.6.12終了	
	帯広市	稲田第二	個人	新市街地整備		S46.10.4	16.1	27.0	27.0		27.0	46~48	30,500		S47.5.19	S48.4.16終了	
	帯広市	東柏林	個人	新市街地整備		S46.10.16	3.8	33.7	33.7		33.7	46~50	73,159		S50.7.3	S52.4.9終了	
	帯広市	北	個人	新市街地整備		S46.11.20	6.6	30.5	39.4	0.4	30.8	46~47	15,000		S45.5.23	S48.2.6終了	
	帯広市	西9号	個人	新市街地整備		S46.12.28	6.4	32.6	32.6		32.6	46~47	17,139	公	S47.1.17	S48.4.16終了	
	帯広市	西8号	個人	新市街地整備		S47.1.11	7.5	32.0	32.0		32.0	46~48	18,900	公	S47.5.27	S48.4.16終了	
	帯広市	南西	個人	新市街地整備		S47.5.23	10.4	29.3	29.3	3.7	31.9	47~49	31,600	公	S47.12.27	S49.6.4終了	
	帯広市	西柏林	個人	新市街地整備		S47.5.24	11.6	33.7	37.0	2.3	35.2	47~51	75,364	公	S51.10.2	S52.4.9終了	
	帯広市	柏林南	個人	新市街地整備		S47.5.24	15	34.6	37.7	2.1	35.9	47~51	80,893	公	S50.7.22	S51.8.25終了	
	帯広市	櫻葉	個人	周辺市街地整備		S47.8.1	5.7	29.7	29.7		29.7	47~48	21,650		S48.10.24	S49.3.2終了	
	帯広市	西7号	個人	周辺市街地整備		S47.8.1	5.5	32.8	32.8		32.8	47~49	13,200		S47.11.28	S49.6.4終了	
	帯広市	緑西	個人	周辺市街地整備		S47.10.7	3.3	34.3	34.3		34.3	47~49	23,427		S48.1.17	S49.6.4終了	
	帯広市	栄	個人	新市街地整備		S47.10.25	6.9	31.2	31.2	0.2	31.4	47~48	27,700		S48.1.18	S48.8.10終了	
	帯広市	白井団地	個人	既成市街地整備		S47.10.25	3	6.0	6.0	27.7	32.0	47~48	6,000		S48.4.23	S48.8.30終了	
	帯広市	市松	個人	周辺市街地整備		S47.10.25	4.8	16.8	25.0	15.8	30.0	47~50	21,083	公	S49.12.9	S50.7.2終了	
	帯広市	協和	個人	新市街地整備		S47.11.13	6.1	24.8	57.3		24.8	47~49	13,200	公	S48.2.17	S49.6.4終了	
	帯広市	北西第3	個人	新市街地整備		S47.11.13	3.7	28.4	34.6		28.4	47~50	9,761	公	S48.3.27	S51.3.25終了	
	帯広市	美空	個人	新市街地整備		S47.12.6	2.3	31.0	31.0		31.0	47~49	5,840		S48.9.5	S49.6.4終了	
	帯広市	北西第2	個人	新市街地整備		S47.12.16	10.3	30.7	37.8	5.6	34.5	47~50	29,211	公	S48.3.27	S51.3.29終了	
	帯広市	駅前南	市	周辺市街地整備	S46.3.9	S48.3.14	35.8	12.0	12.0	35.0	42.8	47~64	6,073,583	補	S61.3.6		
	帯広市	北西第4	個人	新市街地整備	S56.11.5	S48.4.7	9.4	28.4	37.8	16.5	40.5	48~50	32,900	公	S48.11.27	S51.3.25終了	
	帯広市	光南第1	個人	既成市街地整備		S48.5.29	4.1	30.4	30.4	7.7	35.7	48~50	11,332	公	S48.10.3	S51.3.25終了	
	帯広市	クラックス	個人	周辺市街地整備		S48.6.16	3.1	37.2	37.2		37.2	48~49	33,795	公	S48.9.7	S49.7.5終了	
	帯広市	北西第6	個人	新市街地整備		S48.6.27	3.1	30.3	30.3	3.7	32.9	48~50	9,000	公	S48.10.3	S51.3.25終了	
	帯広市	北西第5	個人	新市街地整備		S48.7.24	4.1	25.8	33.0	12.5	35.0	48~50	18,000		S48.11.27	S51.3.25終了	
	帯広市	光南第2	個人	周辺市街地整備		S48.9.17	3.4	29.5	33.7	6.1	33.8	48~50	16,765		S48.11.27	S51.3.25終了	
	帯広市	北南第7	個人	新市街地整備		S48.11.15	2.2	33.0	37.5	0.2	33.1	48~50	9,600		S48.12.25	S51.3.25終了	
	帯広市	啓西	組合	周辺市街地整備	S48.5.21	S48.12.4	8.0	19.9	28.3	22.4	37.8	48~60	2,879,872	補	S56.1.24	S60.12.2解散	
	帯広市	稲田第1	個人	既成市街地整備		S49.4.24	3.6	26.0	26.0		26.0	49~50	16,400		S49.9.20	S51.3.25終了	
	帯広市	市振	個人	既成市街地整備		S49.4.24	3.4	32.0	32.0		32.0	49~50	16,900		S49.9.10	S51.3.25終了	
	帯広市	光南第3	個人	既成市街地整備		S49.7.5	3.1	33.7	38.3		33.7	49~50	16,125		S49.10.15	S51.3.25終了	
	帯広市	昭南	組合	周辺市街地整備		S49.8.9	11.4	28.1	38.7	0.7	30.5	49~50	122,749	公	S51.11.19	S52.4.23終了	
	帯広市	善興	個人	周辺市街地整備		S49.8.15	2.9	25.2	31.4		25.2	49~50	15,957		S49.11.12	S51.3.25終了	
	帯広市	善興	個人	周辺市街地整備		S49.8.15	12.3	30.6	32.5		30.6	49~50	35,474	公	S49.11.2	S51.3.25終了	
	帯広市	稲田第3	個人	周辺市街地整備		S49.10.28	2.4	29.8	29.8		25.6	49~50	8,600		S50.5.1	S51.3.25終了	
	帯広市	稲田第4	個人	周辺市街地整備		S49.11.16	3.5	34.4	36.7		34.4	49~50	13,592		S50.5.1	S51.3.25終了	
	帯広市	薫	個人	新市街地整備		S49.12.7	1.7	29.4	29.4		29.4	49~50	11,000		S50.2.19	S51.3.25終了	
	帯広市	北西第8	個人	新市街地整備		S49.12.23	1.8	32.4	38.2	0.8	32.9	49~50	9,600		S50.3.17	S51.3.25終了	
	帯広市	三井	個人	周辺市街地整備		S50.9.4	7.2	29.7	42.3		29.7	50~51	96,647		S50.11.12	S51.8.25終了	
	帯広市	新柏林	個人	既成市街地整備		S51.7.22	4.6	2.1	2.1	48.6	47.5	51~52	130,599		S52.7.11	S53.9.5終了	
	帯広市	(大口)	個人	(宅地造成)		S51.8.10	2.7	(31.6)	(31.6)		(31.6)	(51~55)	(6,000)		S55.12.23	廃止認可 廃止公告S56.1.7	
帯広市	光南第4	個人	周辺市街地整備		S51.9.24	2.6	34.7	49.9		34.7	51~52	53,553		S51.11.24	S52.4.9終了		
帯広市	北西第9	個人	新市街地整備		S52.6.8	1.2	22.1										

区域名	都市名	地区名	施行者	目的	都市計画 決定	認可 告示	施行 面積 ha	減歩率		公共用地率		施行 期間 (清算期除く)	総事業費 千円	換地処分 公告	備考		
								公共 %	合算 %	施行前 %	施行後 %						
帯 広	帯広市	緑商第二	組合	市街地整備	S61.5.22	H4.3.6	34.6	15.3	22.1	23.2	38.5	H 3~19	4,695,463	補・公	H15.9.26	H20.6.11解散	
	帯広市	帯広駅周辺	市	再開発・ 公共施設整備	H1.10.26	H4.1.13	19.2	27.4	31.4	28.7	48.2	H 3~20	20,704,000	補・公	H15.12.26		
	帯広市	北	親	宅地造成	H4.4.3	H4.4.3	10.5	30.2	37.5	2.3	31.8	H 4~11	673,225	補・公	H11.9.1	H11.9.1解散	
	帯広市	南	部	組合	新市街地整備	H5.3.26	H5.12.7	65.8	29.5	55.5	9.4	36.1	H 5~15	6,740,060	補・公	H14.10.11	H15.6.20解散
	帯広市	南	部	組合	新市街地整備	H5.3.26	H5.11.2	5.6	28.3	57.1	9.7	35.2	H 5~12	436,102	公	H10.6.19	H12.12.26解散
	帯広市	南	部	組合	新市街地整備	H5.3.26	H6.9.2	5.2	39.7	58.0	6.7	43.7	H 6~13	640,105	補・公	H14.2.1	H14.8.1解散
	帯広市	西	20条北	組合	工業団地造成	H4.4.3	H6.10.4	48.9	14.0	47.7	12.3	24.6	H 6~15	2,250,385	公	H14.11.1	H15.10.15解散
	帯広市	福田川西	組合	新市街地整備	H5.3.26	H15.4.1	88.1	36.5	58.3	8.9	42.2	H15~29	6,220,424	補・公	H25.2.8	H26.9.30解散	
	帯広市	緑商第三	組合	市街地整備	S61.5.22	H18.5.1	4.8	31.5	35.2	6.0	35.6	H18~23	631,560	補	H21.7.26	H22.3.15解散	
	帯広市	西11条橋南	個人	新市街地整備		H20.9.19	0.9	23.4	47.8	0.0	23.4	H20~22	66,183		H21.2.18	H21.8.26終了	
							80	1240.9									
		音更町	木野	町	周辺市街地整備	S47.7.7	S48.11.5	25.1	21.1	27.6	11.1	29.9	48~57	338,000	公	S52.9.30	
		音更町	宝来	町	周辺市街地整備	S59.7.2	S60.5.1	56.6	21.6	33.4	13.5	32.2	60~H13	3,818,070	補・公	H7.1.27	
		音更町	南宝	組合	新市街地整備	H10.3.31	H10.9.29	47.5	24.3	55.0	6.1	28.7	H10~19	4,293,000	補・公	H15.10.17	H19.11.28解散
		音更町	すずらん台	組合	新市街地整備	H12.3.31	H12.12.26	27.4	31.9	57.4	9.7	38.5	H12~19	2,529,000	補・公	H18.10.6	H19.11.28解散
		音更町	宝来本通	個人	新市街地整備	H17.3.29	H17.4.25	5.6	25.1	47.4	10.2	32.8	H17~18	274,600		H17.12.9	H18.12.22終了
							5	162.2									
	園	芽室町	駅前火災復興	町	火災復興	S39.5.2	S39.6.17	4.8	4.9	4.9		36.7	39~40	46,766	公	S41.3.29	
		芽室町	一心	組合	新市街地整備	S44.8.14		19.8	28.4	32.4		28.9	44~51	34,770		S48.8.2	
		芽室町	南が丘	個人	新市街地整備	H2.10.8		5.2	21.3	49.6	15.4	33.4	H 2~6	172,000		H3.4.12	H6.4.8終了
		芽室町	南が丘第二	個人	宅地造成	H8.3.12		13.4	28.0	50.3	8.2	54.5	H 7~16	459,000		H11.2.2	H12.4.28終了
		芽室町	東芽室	組合	新市街地整備	H13.11.6	H14.12.20	42.7	42.8	63.7	6.9	46.7	H14~24	2,737,000	補・公	H19.9.15	H22.10.1解散
								5	85.9								
幕別町		礼内北	町	周辺市街地整備	S54.11.17	S55.1.19	85.2	20.5	24.8	11.2	29.9	54~H 3	4,116,064	補・公	H3.8.13		
幕別町		眺	組合	新市街地整備	S60.11.21		3.7	24.0	46.7	4.8	27.7	60~63	172,834		S62.2.5	S63.6.6解散	
幕別町		チロツトニュータウン	組合	新市街地整備	S63.12.22		10.1	25.7	49.2	0.0	25.7	63~H 7	507,919		H2.8.30	H8.3.29解散	
幕別町		礼内新北町	組合	新市街地整備	H2.9.17	H3.11.15	23.3	21.5	37.9	11.0	30.1	H 3~10	2,063,000	補	H9.2.7	H10.5.22解散	
幕別町	礼内北町	組合	新市街地整備	H9.3.28	H11.7.30	4.9	27.4	52.0	1.3	26.5	H11~13	334,547	公	H12.10.6	H14.3.1解散		
幕別町	礼内北栄	組合	新市街地整備	H14.3.26	H15.3.24	31.9	30.8	55.0	7.4	35.9	H14~25	2,712,000	補・公	H21.6.19	H26.3.20解散		
						6	159.1										
大 樹	大樹町	浜大樹	組合	新市街地整備	S42.4.13		11.9	33.8	35.5	14.2	38.4	42~50	3,520		S44.8.6	S50.5.14解散	
							1	11.9									
池 田	池田町	北	町	新市街地整備	S34.12.11	S35.5.11	2.1	17.4	25.5	10.0	25.7	35~44	36,755		S44.6.4		
	池田町	中	町	新市街地整備	S37.3.13	S37.10.3	13.9	18.3	28.9	17.2	32.4	37~40	16,512		S40.9.25		
	池田町	利	町	新市街地整備	S48.2.7	S49.4.24	37.9	13.3	23.2	22.9	33.2	49~59	1,408,500		S58.2.10		
						3	72.8										
本 別	本別町	本別戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.10	18.7	16.6	16.6		35.5	22~26	6,925	補	S26.12.27		
	本別町	北	町	新市街地整備	S27.7.8	S30.3.8	19.8	12.2	12.2		25.2	29~47	96,128	公	S47.12.4		
						2	38.5										
足 寄	足寄町	中	町	新市街地整備	S34.3.27	S44.9.4	68.7	22.9	27.3	5.7	27.3	44~55	562,509		S56.1.0		
	足寄町	足寄市街	町	既成市街地整備	H13.3.21	H15.2.14	50.4	14.9	16.8	20.2	32.1	H14~R3	6,148,551	補・公	H28.9.25		
						2	119.1										
釧 路	釧路市	第一	組合	周辺市街地整備		S13.11.29	14.1	20.4	20.4	8.4	28.9	13~31	5,394		S31.10.24		
	釧路市	釧路戦災復興	知事	戦災復興	S20.12.27	S22.5.5	21.5	22.5	22.5	28.4	44.5	22~27	11,860	補	S25.12.10		
	釧路市	第二	市	新市街地整備	S26.2.13	S26.12.11	495.2	21.9	24.9	11.6	30.7	26~38	383,925	補	S37.11.26		
	釧路市	愛国南	市	新市街地整備	S33.3.26	S33.8.22	115.2	20.1	29.6	15.4	36.3	33~35	58,465		S35.3.14		
	釧路市	本	市	工業団地造成	S34.12.11	S35.3.31	209	23.7	38.2	2.7	15.7	34~37	34,720	公	S37.8.15		
	釧路市	新	市	新市街地整備	S34.12.11	S35.3.31	61.2	13.9	28.2	8.5	18.7	35~41	98,574		S38.7.4		
	釧路市	北	市	既成市街地整備	S36.3.11	S36.9.30	26.4	16.3	16.3	37.7	46.3	36~46	2,352,550	補・公	S47.3.24		
	釧路市	市島	町	周辺市街地整備	S34.4.3	S37.4.3	484.7	13.3	25.9	14.5	25.9	37~43	578,000	公	S44.3.18		
	釧路市	大	市	周辺市街地整備	S34.12.11	S38.5.27	120	14.4	25.2	22.2	23.2	38~42	161,344	公	S42.10.19		
	釧路市	緑ヶ岡北	市	新市街地整備	S38.6.26	S40.3.30	77.9	18.4	27.7	7.4	24.5	39~44	169,470		S45.3.31		
	釧路市	星ヶ浦北	市	宅地造成	S34.12.11	S44.4.26	167.3	20.9	31.7	3.2	23.3	44~48	903,117		S48.8.30		
	釧路市	西	市	工業団地造成	S43.12.11	S46.4.6	305.2	11.2	29.8	15.0	24.5	46~59	3,724,049		S52.8.26		
	釧路市	旭	市	既成市街地整備	S46.7.2	S48.2.10	10.7	10.5	10.5	29.7	44.5	47~54	2,706,000	補	S53.3.31		
	釧路市	愛国西	市	周辺市街地整備	S47.5.17	S48.7.10	104.1	23.0	27.5	12.8	32.9	48~63	6,772,645	補	S63.7.30		
	釧路市	愛国北	組合	新市街地整備・ 公共施設整備		S59.10.29	50.2	26.8	49.8	0.6	27.2	59~H2	4,329,399	公	S63.12.19		
	釧路市	米	町	公共施設整備	S59.12.19	S61.6.20	12.7	8.3	8.3	30.1	37.2	61~H 6	4,694,000	補	H6.11.18		
	釧路市	文	町	公共施設整備	H2.12.20		43.6	29.6	50.2	2.2	31.1	H 2~9	3,918,757		H5.11.5	H10.3.30解散	
釧路市	昭	町	新市街地整備	H3.4.26	H3.5.9	83.5	35.5	50.3	1.8	36.6	H 3~24	11,487,760	補	H11.3.25	H26.4.30解散		
釧路市	文苑第二	組合	新市街地整備	H4.6.30	S4.6.30	50.4	28.3	50.8	0.0	28.3	H 4~17	5,423,006		H10.7.3			
釧路市	幸	町	公共施設整備	H5.6.15	H5.11.30	8.3	18.1	26.1	23.9	37.7	H 5~17	5,282,000	補	H13.3.27			
釧路市	文苑第三	組合	新市街地整備	H11.5.7		30.1	25.1	57.5	6.6	30.0	H11~21	3,882,030	公	H15.2.4			
釧路市	昭和中	組合	新市街地整備	H11.12.10		91.8	29.9	59.6	2.7	31.8	H11~25	11,163,000	公	H19.5.18			
釧路市	鶴野	組合	新市街地整備	H12.6.30		15.6	27.6	59.2	7.4	33.0	H12~21	1,484,709	公	H16.2.20			
						23	2598.7										
釧路町	東都ニュータウン	組合	新市街地整備		S62.1.5	18.3	△1.4	33.4	25.7	24.7	61~H 2	1,504,078		H1.1.30	H2.6.29解散		
釧路町	豊美	組合	新市街地整備		S62.12.21	14.1	1.9	38.9	24.4	25.9	62~H 3	1,280,813		H1.10.5	H3.12.24解散		
釧路町	東陽	組合	新市街地整備		H4.9.16	56.3	26.8	55.0	2.6	28.7	H 4~R3	4,658,055	公	R3.12.6	R4.6.3解散		
						3	88.7										
厚 岸	厚岸町	港	町	新市街地整備	S37.3.7	S37.3.31	20.7	31.2	56.5	2.9	33.2	36~45	592,440	補	S46.1.30		
							1	20.7									
標 茶	標茶町	標茶火災復興	町	火災復興	S29.3.30	S29.11.17	4.2	9.6	9.6	26.5	36.5	29~34	11,313		S34.10.20		
	標茶町	川東	町	公共施設整備・ 市街地整備	S61.7.3	S62.3.5	28.8	17.8	23.2	16.6	31.5	61~H 7	3,713,675	補・公	H7.11.17		
	標茶町	鉄東	町	公共施設整備	H8.12.3	H9.5.26	26.6	23.0	27.4	17.7	35.0	H 9~20	3,888,943	補・公	H20.7.25		
						3	59.6										

(2) 市街地再開発事業

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	種別／ 施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可 年月日	補助事業 年度	事業費
北海道計				79.6 ^{ha}				(百万円)
札幌圏	札幌市	北海道庁西	第一種 組合	1.0	S51. 5. 14 道1767	S51. 10. 18	S51～S53	11,160
		一条橋周辺2・6	第一種 組合	0.4	S55. 4. 19 道1020	S55. 8. 27	S54～S57	2,150
		北4西5南	第一種 個人	0.4	S55. 11. 18 道2809	S56. 1. 31	S56～S57	3,320
		豊平3・3	第一種 組合	0.9	S56. 6. 4 道1255	S56. 8. 6	S56～S58	3,885
		苗穂中央第2	第一種 公社	0.9	S60. 7. 11 道1178	S61. 1. 20 S61. 4. 15	S59～S62	5,725
		旧永山邸周辺	第一種 公社	3.0	S60. 7. 11 道1178	S61. 11. 11 S62. 6. 12 S62. 12. 26	S60～S63	8,790
		札幌駅前北4西5北	第一種 組合	1.1	S60. 11. 11 道1924	S60. 12. 25	S58～S62	15,410
		豊平橋南第一	第一種 組合	1.3	S61. 11. 13 道1822	S63. 1. 11	S61～H 3	11,516
		J R琴似駅南口	第一種 組合	1.4	H 3. 3. 28 道 450	H 3. 9. 9	H 2～H 5	10,306
		苗穂中央第3東	第一種 組合	0.9	H 3. 9. 10 道1419	H 4. 1. 24	H 2～H 7	8,135
		手稲本町2・4	第一種 個人	0.7	H 7. 7. 14 市 557	H 7. 8. 24	H 6～H 9	3,108
		琴似3・1	第一種 組合	2.9	H 7. 7. 14 道1090 H 9. 3. 28 道 460	H 7. 11. 24 H11. 7. 16 H12. 3. 3 H12. 7. 18 H13. 8. 10	H 7～H14	16,335
		北13東7	第一種 組合	0.8	H 8. 3. 29 市 252	H 8. 9. 10	H 7～H10	4,049
		豊平6・6南	第一種 公社	1.5	H 8. 7. 2 道1028	H 8. 11. 12 H 9. 3. 3 H10. 8. 4	H 7～H11	7,048
		菊水1・2	第一種 組合	0.9	H 9. 3. 28 市 301	H 9. 10. 7	H 8～H12	5,291
		J R篠路駅西	第一種 再開発会社	2.1	H10. 3. 31 道 460 H19. 2. 20 道 202	H19. 3. 22	H19～H21	2,994
		北12西23	第一種 個人	1.1	H10. 3. 31 道 460	H10. 8. 7	H9～H12	1,574
		北8西3(西・東)	第一種 個人 組合	1.5	H12. 10. 2 市1111 H14. 12. 6 市1429	H13. 1. 23 H14. 1. 18 H15. 3. 5 H15. 11. 4 H15. 12. 19 H16. 10. 6	H12～H18	27,225
		豊平6・6北	第一種 公社	1.4	H13. 4. 20 市 483	H13. 8. 13 H17. 4. 11	H12～H18	7,521
		J R琴似駅北口	第一種 組合	1.2	H13. 5. 17 市 574	H14. 8. 2 H15. 2. 24	H11～H17	8,046
東札幌1条	第一種 組合	3.7	H15. 6. 13 市 816	H15. 11. 4 H15. 12. 8 H16. 1. 19	H14～H18	12,288		
琴似4条1・2丁目	第一種 個人	4.4	H16. 3. 3 市 267 H21. 9. 3 市1425	H22. 5. 25	H22～H25	9,479		

区域名	市町名	地区名	種別／ 施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可 年月日	補助事業 年度	事業費
札幌圏	札幌市	手稲本町1・3	第一種 個人	0.3	H24. 9. 28 市2294	H25. 1. 4	H24～H26	2,017
		南2西3南西	第一種 組合	0.6	H25. 12. 6 市3152	H27. 11. 12	H26～R4	25,821
		札幌創世1.1.1区 北1西1	第一種 組合	2.0	H26. 2. 18 市 370	H26. 5. 15	H25～H29	80,541
		北8西1	第一種 組合	2.1	H26. 8. 22 市2308 H30. 12. 19 市6562	R1. 6. 26	H26～R5	50,108
		北4東6周辺	第一種 組合	4.1	H27. 3. 26 市 865	H28. 3. 18	H27～R2	35,147
		北3東11周辺	第一種 組合	2.4	H27. 7. 17 市1930 H30. 10. 16 市5464	H30. 8. 6	H27～R3	23,069
		北4西3	第一種 組合	1.7	R 4. 3. 8 市 859	R5(予定)	R4～R10 (予定)	未定
		北5西1・西2	第一種 組合	3.1	R 4. 10. 3 市3866	R5. 3. 9	R4～R11	253,039
		大通西4丁目南	第一種 組合	2.1	R 4. 12. 16 市5056	未定	未定	未定
	石狩市	旧役場周辺	第一種 組合	0.7	H14. 7. 24 市 34	H14. 11. 26	H14～H16	986
小樽	小樽市	小樽駅前	第一種 市	2.8	S45. 2. 7 道 307	S46. 2. 8	S44～S51	9,507
		稲北	第一種 組合	0.9	H 8. 3. 11 市 49	H 8. 11. 29 H 9. 12. 5 H11. 10. 29	H 7～H11	4,843
		小樽駅前第3ビル 周辺	第一種 組合	0.6	H18. 9. 11 市 234	H19. 1. 23	H19～H20	6,497
函館圏	函館市	函館駅前	第一種 組合	0.4	S54. 9. 14 道3073	S55. 3. 6	S54～S57	3,092
		函館駅前南	第一種 組合	0.6	S58. 3. 31 道 599 S60. 11. 11 道1925	S61. 5. 12	S57～S63	5,932
		末広町5番A	第一種 個人	0.6	H13. 2. 2 市 16	H13. 2. 27 H14. 9. 25	H11～H14	3,198
		函館駅前若松地区	第一種 個人	0.5	H25. 3. 29 市 87	H25. 8. 29 H26. 7. 28 H28. 6. 8	H24～H28	5,524
		函館駅前東地区	第一種 組合	1.0	R 2. 9. 3 市 343 R 3. 8. 10 市 325	R5. 10 (予定)	R2～R8 (予定)	19,400 (予定)
旭川圏	旭川市	旭川市一・八	第一種 組合	0.6	S51. 2. 10 道 262	S52. 2. 22	S51～S54	4,206
室蘭圏	伊達市	伊達駅前	第一種 個人	0.6	H22. 10. 28 市 219 H23. 11. 29 市 248	H23. 12. 9	H21～H25	1,446
帯広圏	帯広市	帯広二・八西	第一種 組合	0.8	S54. 7. 4 道2192	S54. 10. 31	S54～S56	6,912
		開広団地	第一種 個人	1.1	H21. 10. 29 市 424 H25. 3. 21 市 72	H25. 3. 28	H21～H26	2,553
		西3・9周辺	第一種 個人	2.0	H29. 5. 26 市 171	H29. 8. 22 H30. 2. 5	H29～R3	10,335
	音更町	音更六新	第一種 個人	0.9	H11. 10. 7 町 95	H11. 12. 28	H10～H13	2,239
	芽室町	芽室駅前	第一種 個人	0.9	H 9. 8. 29 町 61	H 9. 12. 5	H 8～H10	2,481
千歳恵庭圏	千歳市	千歳市中心街C	第一種 組合	0.9	S56. 8. 10 道1762	S56. 10. 22	S56～S57	2,999
	恵庭市	恵庭駅西口	第一種 個人	0.5	H23. 9. 30 市 121	H24. 11. 26 H25. 7. 29	H25～H26	1,860
苫小牧圏	苫小牧市	苫小牧駅前	第一種 組合	1.1	S51. 2. 10 道 262	S51. 6. 19	S51～S52	5,522

区 域 名	市 町 名	地 区 名	種別／ 施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可 年月日	補助事業 年度	事業費
北 見	北見市	北見駅前	第一種 組合	0.9	S53. 11. 11 道3437	S54. 7. 9	S54～S57	7,285
		中央大通沿道	第一種 個人	1.6	R 4. 5. 31 市 120	R 4. 12. 21 R 5. 3. 20	R4～R7	9,372
岩 見 沢	岩見沢市	岩見沢市中心街B	第一種 組合	0.8	S58. 11. 4 道2011	S61. 12. 11	S57～S63	5,939
留 萌	留萌市	十字街西	第一種 組合	0.4	H 9. 8. 12 市 54	H11. 2. 26 H11. 12. 10 H13. 7. 17	H9～H13	1,554
稚 内	稚内市	稚内駅前	第一種 組合	0.4	H18. 3. 22 市 19 H20. 10. 1 市 98	H20. 11. 10	H18～H23	2,930
名 寄	名寄市	本町	第一種 個人	1.9	H18. 3. 24 町 34 H21. 12. 1 市 137	H19. 12. 27	H19～H22	2,529
滝 川	滝川市	滝川駅前	第一種 組合	1.1	S55. 11. 11 道2763 H 1. 5. 25 道 822	S56. 4. 20	S54～S61	4,299
砂 川	砂川市	東1南1	第一種 個人	0.9	H12. 2. 29 市 10	H12. 5. 2	H11～H13	1,579
富 良 野	富良野市	富良野駅前	第一種 再開発会社	0.5	H15. 2. 10 市 3	H15. 12. 2 H16. 6. 29	H14～H18	1,846
		東4条街区	第一種 個人	1.7	H22. 7. 23 市 18 H24. 6. 21 市 34	H24. 9. 19	H21～H26	2,857

(3) 新住宅市街地開発事業

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	事業主体	面積	人口	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	施行年度
北海道計				1,758 ^{ha}	180,100			
札幌圏	札幌市	もみじ台	札幌市	242	32,000	S43. 8. 21 建2343 S47. 1. 7 道 29	S43. 8. 21 建2343 S45. 8. 3 道1963 S47. 3. 31 道 799 S50. 5. 19 道1713	S45~S54
	江別市	大麻	北海道	215	27,000	S39. 8. 10 建2052 S43. 10. 29 建3237	S39. 10. 6 建2827 S42. 10. 20 建3629 S43. 10. 29 建3237	S39~S46
	北広島市	北広島	北海道	440	31,000	S44. 5. 20 建2404 S48. 7. 6 道2136	S45. 5. 13 建 778 S47. 8. 17 建1482 S49. 11. 9 建1363	S43~S51
	石狩市	花畔	公社	232	23,600	S48. 3. 13 道 586	S48. 6. 4 建1227	S48~S54
函館圏	函館市	旭岡	公社	109	10,000	S51. 2. 10 道 261	S51. 2. 23 建 454	S50~S59
旭川圏	旭川市	神楽岡	旭川市	94	10,200	S44. 12. 26 道2743	S45. 6. 9 道1456 S50. 3. 29 道 916	S45~S50
室蘭圏	室蘭市	白鳥台	室蘭市	182	24,000	S40. 7. 2 建1675 S43. 8. 13 建2252	S40. 7. 2 建1675 S41. 8. 25 建2935 S43. 8. 13 建2252	S40~S46
帯広圏	帯広市	南帯広	帯広市	103	10,000	S41. 12. 28 建4237 S43. 8. 21 建2342	S41. 12. 28 建4237 S43. 8. 21 建2342 S47. 4. 5 道1047	S42~S49
釧路圏	釧路市	愛国	釧路市	141	12,300	S50. 2. 27 道 511 S55. 9. 30 道2447	S50. 7. 22 道2511 S55. 11. 1 道2705	S50~S56

6. 地区計画等

(1) 地区計画決定状況総括表

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	地区数	整備計画地区数	面 積	地区整備計画面積	都市計画法第16条第2項に基づく条例の制定年月日
北 海 道 計		446	440	10,444.8 ^{ha}	8,189.8 ^{ha}	
札 幌 圏	札 幌 市	166	160	3,617.5	2,606.6	S56.12.17
	江 別 市	13	13	334.5	304.5	H 3. 6.24
	北 広 島 市	21	21	317.5	265.5	S59. 2.19
	石 狩 市	13	13	701.2	459.4	S62. 7. 7
小 樽	小 樽 市	10	10	143.9	121.5	S59. 3.23
函 館 圏	函 館 市	17	17	324.7	321.7	H 3. 3.20
	北 斗 市	6	6	136.0	120.9	H18. 2. 1
	七 飯 町	3	3	12.4	11.6	H19. 9.20
旭 川 圏	旭 川 市	24	24	537.1	439.1	H 1.12.23
	鷹 栖 町	2	2	25.4	24.5	H 9. 5.13
	東 神 楽 町	5	5	89.0	89.0	H 9. 9.30
室 蘭 圏	室 蘭 市	5	5	47.0	41.3	H 4. 9.25
	登 別 市	6	6	20.2	15.7	H 5. 3.30
	伊 達 市	8	8	72.6	65.9	H 4. 3.27
釧 路 圏	釧 路 市	15	15	909.9	758.7	H17.10.11
	釧 路 町	3	3	55.7	51.3	H 5.10. 1
帯 広 圏	帯 広 市	43	43	1,051.3	877.3	S57. 6.25
	音 更 町	11	11	220.2	173.5	H 6.12.20
	芽 室 町	4	4	309.5	270.8	H 6. 6.24
	幕 別 町	8	8	82.0	79.1	H 6. 6.24
千 歳 恵 庭 圏	千 歳 市	17	17	658.8	508.7	H 3. 1.21
	恵 庭 市	15	15	233.9	146.0	H 2.12.18
苫 小 牧 圏	苫 小 牧 市	11	11	361.5	277.6	H12. 3.27
	白 老 町	1	1	5.1	5.1	H24. 9.28
	安 平 町	3	3	22.2	16.4	H18. 3.27
	厚 真 町	2	2	23.1	22.5	H 6. 7. 1
北 見	北 見 市	2	2	8.9	8.9	H18. 3. 5
岩 見 沢	岩 見 沢 市	1	1	2.0	1.4	H16. 6.30
稚 内	稚 内 市	1	1	0.9	0.4	H16. 3.24
名 寄	名 寄 市	1	1	1.9	1.3	H18. 3.27
滝 川	滝 川 市	3	3	29.0	27.1	H 7. 6.15
富 良 野	富 良 野 市	2	2	6.1	6.0	H14. 6.28
当 別	当 別 町					H18. 6. 9
江 差	江 差 町	1	1	9.2	7.0	H 8. 8. 1
南 幌	南 幌 町	2	2	40.0	37.4	R 4. 9.13
美 瑛	美 瑛 町	1	1	34.6	26.1	H 5. 8.24

※地区数・面積等には、旧再開発地区計画、旧住宅地高度利用地区計画、防災街区整備地区計画を含む。

(2) 地区計画決定状況一覧表

● 札幌市

(令和5年3月31日現在)

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (促進区) (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建築率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動向	地区施設		建築物等(*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考						
									道路	公園 広場(*2)	用途	容積率 (%)	建築率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 悪化	塙 (m)				
札1	もみじ台団地	S58. 1.10 市14 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市262 H11. 8.11 市809 H21.10.14 市1754 H24. 4.27 市1024 H31. 2.28 市1078	1 12 8,13 3,8,9 6,8,9 8,9	242.0 (3.3)	92.5	一低(80.40) 一低(200.60) 二住(200.60) 近商(200.80)	市の住宅団地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	市が開発した分譲住宅地分譲地の建築協定の期限切れ。			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S58. 4. 1		
札2	にしおか望降台団地	S58. 2. 1 市68 S60. 5.10 市339 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市263 H11. 8.11 市809	1 8 12,12 6,8,13 8	9.2	7.1	一低(60.40) 一低(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	住宅供給公社の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(公社)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 1. 1		
札3	星置駅北 (仮称星置駅北)	S58. 4.20 市324 S62. 2.10 市111 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市264 H11. 8.11 市809 R. 7.11 市3942	2 3,6,7 12 8,10,13 8 6,8	74.0	58.3	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60) 近商(300.80)	市及び民間の宅地開発事業区域で地区特性に応じた土地利用により良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(市・民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 7. 1		
札4	厚別公園東	S58. 7. 1 市539 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市265 H11. 8.11 市809	1 12 4,6,8,9 8	19.5	18.7	一低(80.40) 二低(80.50) 二住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 1. 1		
札5	上野幌中央	S58. 9. 1 市749 H 1.12.12 市1044 H 4.10.16 市860 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市266 H11. 8.11 市809	1 4,6,8,9 4,6,8,9 12 6,8,13 8	117.2	95.5	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 近商(200.80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 1. 1		
札6	高丘グリーン団地	S58. 9. 1 市750 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市267 H11. 8.11 市809	1 12 6,8,13 8	2.6	2.6	一低(80.40) 準工(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 1. 1		
札7	平岡公園北	S58. 7. 1 市539 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市266 H11. 8.11 市809	1 12 6,8,10,13 8	37.3	32.0	一低(80.40) 二低(80.50) 近商(200.80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 1. 1		
札8	もみじ台通東	S59. 2.10 市93 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市269 H11. 8.11 市809 H19. 2.20 市203	1 12 6,8,10,13 8 6,9	7.4	7.3	一低(80.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S59. 7. 1		
札9	星置通西	S59. 9.20 市825 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市270 H11. 8.11 市809	1 12 6,8,10,13 8	3.9	3.8	一低(80.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S60. 1. 1		
札10	あいの里	S59.12.20 市1122 S59. 1.10 市77 H 4.10.16 市861 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市271 H 9. 3.28 市315 H10.11.20 市1295 H11. 8.11 市809 H15. 3. 3 市253 H17. 6.15 市878 H21.10.14 市1755 H26. 8.12 市2190 H28. 6.23 市1903	1 9 6,8,9 12 6,8,13 6,8 4,9 8 6,8,9 5,6,8,10 8,9 6,8,11 8	374.9	238.5	一低(80.40) 一低(200.60) 一住(200.60) 二住(200.60) 準住(200.60) 近商(200.80) 商業(400.80) 準工(200.60)	住宅団地の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(公園施行)	○		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S60. 4. 1	
札11	森林公園パークタウン 北	S60. 2. 1 市59 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市272 H11. 8.11 市809 H16. 6.18 市856 H16.12.10 市1591 H27. 9.30 市2580 R 3. 8. 5 市4774	1 12 6,8,10,13 8 4,9 11 8,11	53.9	44.4	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 近商(300.80) 準工(200.60)	民間の宅地開発事業区域で、地区特性に応じた土地利用により、良好な市街地の形成を図る。	新駅開発民間宅地開発事業近隣の容積率の都市計画変更			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S60. 7. 1	
札12	東産米	S60. 2. 1 市60 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市273 H18. 3.31 市535	1 12 6,8,10,13 6,8	16.4	16.0	一低(80.40) 一低(80.50) 近商(200.80)	組合の土地区画整理事業で土地利得等に關するルールを定めた良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S60. 7. 1		
札13	苗穂中央	S60. 7.11 市547 S61. 6.30 市550 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市274	1 8,9 12 6,8,10,13	8.0	5.8	近商(300.80)	再開発事業の必要区域で、商業業務機能の拡充と快適な住環境の形成を図る。	再開発による計画的まちづくり			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
札14	厚別南	S61. 1.29 市53 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市275	3 12 6,8,13	62.5	53.9	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80)	民間の宅地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	建築協定の期限切れ			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S61. 4. 1		
札15	豊平橋南	S61. 6.30 市549 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市276	1 12 6,8,13	7.0	6.2	一住(300.60) 準工(300.60) 商業(400.80)	再開発事業の必要区域で、商業業務機能の拡充と快適な住環境の形成を図る。	住環境整備モデル事業	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
札16	青葉町団地	S61. 9. 1 市744 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市277 H19. 2.20 市204 H24. 8.10 市1915	1 12 6,8,13 6,8,9 1	71.0	30.5	一低(80.40) 二低(80.50) 一低(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80)	市の住宅団地開発事業により形成された良好な住環境の維持増進を図る。	市開発の住宅団地の環境の維持・保全			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 1. 1		
札17	前田団地	S61. 9. 1 市745 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市278 H11. 8.11 市809	1 12 6,8,10,13 8	32.0	14.1	一低(80.40) 一低(200.60) 二中(200.60) 近商(200.80)	市の団地造成事業区域で、快適な居住環境の確保と良好な市街地の形成を図る。	住宅団地開発事業			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 1. 1		
札18	発寒駅南	S61.11.10 市967 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市279 H11. 3.31 市536	1 12 6,8,13 6,8	4.0	3.8	一住(200.60) 近商(300.80)	民間の宅地開発事業区域で、地区特性に応じた土地利用により、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 7. 1		
札19	厚別公園西	S61.12.20 市1103 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市280 H11. 8.11 市809	1 12 6,8,13 8	7.3	7.3	一低(80.40) 二低(80.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 7. 1		
札20	平岡美しが丘	S62. 2.10 市109 S63. 3.31 市231 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市281	1 4,9 12 6,8,13	28.4	17.4	一低(80.40) 一住(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 1. 4. 1		
札21	羊ヶ丘通ニュータウン	S62. 2.10 市110 H 2. 3.29 市228 H 4.10.16 市862 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市282 H11. 8.11 市809 H19. 2.20 市205	1 4,6,8,9 4,6,8,9 12 6,8,13 8 8,11	87.3	68.7	一低(80.40) 二中(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S62. 7. 1		
札22	屯田	S62. 8.10 市662 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市283 H18. 3.31 市537 H19. 2.20 市205	1 12 6,8,10,13 6,8 9	122.4	89.6	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60) 近商(200.80)	市旅行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(市旅行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S63. 4. 1		
札23	パークシティ平岡	S62. 8.10 市663 S63.12.20 市1054 H 3.10. 5 市822 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市284 H11. 8.11 市809 H14.10. 3 市1158 H20. 2.29 市295	1 4,9 4,9 12 6,8,13 8 4,9 4,9	18.0	12.9	一低(80.40) 二低(80.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S63. 4. 1		
札24	清田東第一	S62.10. 1 市827 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市285 H11. 8.11 市809	1 12 8,10,13 8	14.8	13.1	一低(80.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S63. 4. 1		
札25	真駒内南第一	S62.10. 1 市828 H 5. 6.25 市496 H 8. 3.29 市286 H11. 8.11 市809 H24. 8.10 市1916	1 12 8,10,13 8 6,8	25.0	20.6	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	S63. 4. 1		

札 58	モエレ	H 4.10.16 市 858 H 5. 6.25 市 496 H 8. 3.29 市 309	1 12 6, 8.13	3.8	3.5	二中(200.60) 一住(200.60) 率住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	2種類		●	180	●	1.5 2.0 3.0	○	●	H 5. 4. 1		
札 59	米里東	H 4.10.16 市 859 H 8. 3.29 市 310 H11. 8.11 市 809 H28. 6.23 市1907 R 1. 7.11 市5647	1 6, 8 8 8 6, 8	7.5	7.2	二中(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	2種類		●	180	●	1.0 1.5 2.0	○	●	H 5. 4. 1		
札 60	伏古東	H 5. 3.17 市 184 H 8. 3.29 市 311	1 6, 8	6.8	6.4	一低(80.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業			●			●	200	●	1.5 2.0 3.0	○	●	H 6. 4. 1		
札 61	屯田団地	H 5. 6.10 市 454 H 8. 3.29 市 312 H18. 3.31 市 540	1, 12 6, 8, 13 5, 10	36.9	35.5	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	住宅供給公社開発の既成住宅地について事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	既成住宅市街地の住環境保全			●	2種類		●	200			○	●	H 6. 4. 1		
札 62	東区東部	H 5. 9.14 市 724 H 8. 3.29 市 313 H12. 9.18 市1044 R 1. 8.31 市4727	1, 12 6, 8, 13 9 6, 8, 11	69.0	59.6	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 率住(200.60) 近商(200.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	3種類	100	●	40 180 200 300	●	1.0 1.5 2.0 3.0	12	○	●	H 6. 4. 1	
札 63	北野団地	H 6. 3. 8 市 135 H 8. 3.29 市 314	1, 12 6, 8, 13	16.9	16.7	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80)	住宅供給公社開発の既成住宅地について事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	既成住宅市街地の住環境保全			●	4種類	100	●	50 200	●	1.0	●	10	○	●	H 7. 4. 1
札 64	里塚第一	H 6. 3. 8 市 136 H 7. 1.27 市 65 H 8. 3.29 市 315 H11. 8.11 市 809	1 4, 8, 9 8 8	7.6	7.6	一低(80.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	1.5 2.0 3.0	○	●	H 7. 4. 1		
札 65	常盤	H 5. 3. 8 市 137 H 8. 3.29 市 316 H11. 8.11 市 809	1 8 8	3.8	3.6	一低(80.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	1.5 2.0 3.0	○	●	H 7. 4. 1		
札 66	藤舞	H 6. 3.29 市 200 H 8. 3.29 市 317 H11. 8.11 市 809 H16. 6.18 市 854	1, 12 6, 8, 13 8 8	18.0	15.0	一低(80.40) 率住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	3種類	100	●	50 180	●	1.5 2.0 3.0	○	●	H 7. 4. 1		
札 67	米里北	H 6. 6.10 市 439 H 8. 3.29 市 318 H11. 8.11 市 809 H28. 6.23 市1909 R 1. 7.11 市3648	1, 12 8, 13 8 8 6, 8	85.9	74.4	二中(200.60) 準工(200.60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(市施行)			●	3種類		●	180 600 1500	●	1.0 1.5 2.0 3.0		○	●	H 7. 4. 1	
札 68	東岳第二	H 6.10.18 市 796 H 8. 3.29 市 319	1, 12 6, 8, 13	13.4	13.0	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	50 180	●	1.5 2.0 3.0	12	○	●	H 7. 4. 1	
札 69	星置通西第二	H 6.10.18 市 797 H 8. 3.29 市 320 H11. 8.11 市 809 H16. 8.19 市1133 H26. 12. 5 市3211 R 1. 9.13 市3063	1, 12 8, 13 8 6, 8, 11 6, 8	26.7	15.9	一低(80.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 率住(200.60) 近商(300.80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	7種類	100	●	40 180 200	●	1.0 1.5 2.0 3.0	12	○	●	H 7. 4. 1	
札 70	新川西	H 8. 3.29 市 326	1	2.9	2.6	二住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	1種類		●	200	●	1.5 3.0		○	●	H 8. 7. 1	
札 71	拓北	H 8. 3.29 市 327 H18. 3.31 市 541 H24. 8.10 市1920	1 8 5, 6, 8, 10 6, 8	8.0	7.2	一低(80.40) 二低(80.50) 一住(200.60) 一住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	3種類		●	40 180 200	●	1.5 2.0 3.0		○	●	H 8. 7. 1	
札 72	厚別公園南	H 8. 3.29 市 328 H 9. 8.29 市 935 H11. 11. 5 市1114 H18. 3.31 市 542	1 4, 8, 9 6, 8, 11 5, 6, 8, 10	7.5	7.3	一低(80.40) 二低(80.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	1.5 2.0 3.0		○	●	H 8. 7. 1	
札 73	里塚第二	H 8. 3.29 市 329 H11. 8.11 市 809	1 8	15.0	10.0	一低(80.40) 二低(80.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	2種類		●	180	●	1.5 9	●	○	●	H 8. 7. 1	
札 74	屯田中部	H 8. 8.16 市 935 H 9. 3.28 市 314 H11. 8.11 市 809 H16. 8.19 市1134 H18. 3.31 市 543 H28. 6.23 市1911 H29. 2.14 市 5211 H30. 10.16 市5466 R 1. 7.11 市3649	1 4, 6, 8, 9 8 6, 10 6, 8, 10 9 9, 11 6, 11 6, 8	140.7	93.8	一低(60.40) 一中(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	公社施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(公社施行)			●	6種類		●	40 200 500 1000	●	1.5 2.0 3.0	●	最低 10	○	●	H 9. 7. 1
札 75	新川第二	H 9. 3.28 市 311	1	16.7	13.2	準工(200.60)	市の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	工業団地開発事業(市施行)			●			●	500	●	2.0 3.0		○	●	H 9. 7. 1	
札 76	篠路団地	H 9. 3.28 市 312 H10. 3.31 市 314 H12. 3.31 市 313 H16. 6.18 市 855	1 4, 6, 8, 9 4, 6, 8, 9 4, 6, 8	58.0	41.8	一低(80.40) 二低(80.50) 一中(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	市の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	住宅団地造成事業(市施行)	○	空	●	7種類	100	●	50 200 500 1000	●	1.5 2.0 3.0	12	○	●	H 9. 7. 1	
札 77	上野横西	H 9. 3.28 市 313 H11. 8.11 市 809	1 8	9.4	9.4	一低(80.40) 二低(80.50) 二中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	3種類		●	50 180 200	●	1.5 2.0 3.0	9	○	●	H 9. 7. 1	
札 78	里塚緑ヶ丘北	H 9. 8.29 市 934 H11. 8.11 市 809 H13. 8.15 市 981 H14. 3.26 市 295 H15. 3. 3 市 257 H20. 8.19 市1281 H26. 8.12 市1911	1 8 4, 8, 9 4, 8, 9 4, 9 4, 9 4, 9	36.3	31.0	一低(80.40) 二低(80.50) 近商(200.80)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	2種類		●	180	●	1.5 3.0	9	○	●	H 9.11. 1	
札 79	上篠路小嶋	H10. 7.31 市 811 H18. 3.31 市 545	1 8	7.2	7.2	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 80	川下	H10. 7.31 市 812 H18. 3.31 市 546	1 8	3.1	3.1	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 81	真栄第四	H10. 11.20 市1296 H11. 8.11 市 809	1 8	1.7	1.7	一低(80.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	1.5		○	●	H11. 7. 1	
札 82	東米里花園	H10. 11.20 市1297 H18. 3.31 市 547	1 8	2.9	2.9	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 83	東米里東栄	H10. 11.20 市1298 H12. 11. 8 市1273 H18. 3.31 市 548 H21. 3. 5 市 381	1 9 8 4, 9	10.2	10.2	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 60 70	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 84	真駒内駒岡団地	H10. 11.20 市1299 H18. 3.31 市 549	1 8	3.6	3.6	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 85	中沼	H11. 3. 1 市 198 H18. 3.31 市 550	1 6, 8	13.0	13.0	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 86	北ノ沢静涼苑	H11. 6.23 市 627 H18. 3.31 市 551	1 8	3.4	3.4	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 87	前田東	H11. 11. 5 市1113	1	6.4	6.4	一低(80.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	1.5		○	●	H12. 1. 1	
札 88	西野西	H11. 12. 7 市1237	1	3.5	3.5	一低(80.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			●	1種類		●	180	●	9		○	●	H12. 7. 1	
札 89	新川光風園	H11. 12. 7 市1238 H18. 3.31 市 552	1 8	2.5	2.5	調整区域	良好な住宅市街地の維持増進を図る。	良好な住宅市街地の住環境等の保全			○	1種類	80	○	50 170	○	1.0	○	10	○	●	512-5 ハ
札 90	手稲山口	H13. 5.17 市 577 H14. 11.12 市1310 H22. 4. 6 市 797 H23. 3.10 市 688 H24. 8.10 市1925 H25. 2.28 市 529 H26. 2.18 市 373 R 3. 3.23 市1739	1 5, 10 5, 6, 8, 10 6, 8 8 8 4, 8, 9 6, 8	18.2	17.8	一低(80.40) 一住(200.60) 率住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)	○	公	●	3種類		●	200 300 500	●	1.0 2.0 3.0	9 18	○	●	H13. 10. 15	
札 91	厚別東	H13. 5.25 市 624	1	5.8	5.5	一低(80.40)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	1種類		●	180				○	●	H13. 10. 15	
札 92	川北	H13. 8.15 市 980	1	8.7	8.5	一低(80.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)			●	1種類		●	180	●	1.5		○	●	H14. 7. 10	

● 江別市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考	
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠
江 1	いずみ野・元江別 (対隣)	H 4.10.16 市 79 H 5.6.29 市 35 H 8.3.29 市 34 H12.3.31 市 37 H22.7.27 市134 R 1.10.31 市124	1 12 6.8.13 3.4.6.8.9 6.8.9 6.8.11	44.0	39.3	一低(60.40) 一低(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60)	宅地開発事業の事業効果の維持増進と うるおいのある住宅市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	●	○	H 4.10.16	
江 2	野幌東	H 6.3.29 市 15 H 8.3.29 市 34 H23.6.28 市129	1.12 6.8.13 10	23.5	21.2	一低(60.40) 一中(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 6.3.29		
江 3	東江別	H 6.10.18 市 74 H 8.3.29 市 34	1.12 6.8.13	38.4	35.3	一低(60.40) 一中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 6.12.22		
江 4	上江別南	H 6.10.18 市 74 H 8.3.29 市 34 H20.2.29 市 17	1.12 6.8.13 10	79.1	70.7	一低(60.40) 一中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	線1	●	●	●	●	●	●	○	H 6.12.22		
江 5	中央	H 8.3.29 市 33	1	69.1	64.5	一低(60.40) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
江 6	豊幌中央東	H 8.3.29 市 33	1	13.6	11.9	一低(60.40) 近商(200.80) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
江 7	豊幌中央西	H 8.3.29 市 33	1	16.1	13.8	一低(60.40) 近商(200.80) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
江 8	江別太	H11.5.7 市 44 R 1.10.31 市124	1 6.8	4.5	4.4	一低(60.40) 二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進とうるおいのある住宅市街地の形 成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H11.6.30		
江 9	元江別中央	H12.3.31 市 36	1	4.9	4.4	二住(200.60) 準住(200.60)	周辺住居環境との調和を図りつつ、 生活利便施設等を計画的に誘導し健 やかな住居環境の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H12.6.23		
江 10	大森1丁目	H12.3.31 市 36	1	18.1	17.6	一低(60.40) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	○	H12.6.23		
江 11	上江別高台	H19.11.6 市147 H20.2.29 市 17 R 1.10.31 市124	1 8 6.8	11.5	10.6	二住(200.60) 準住(200.60)	周辺市街地と調和を図りつつ、日常 生活利便施設等を計画的に誘導し、 周辺地域の利便性向上を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H19.11.6		
江 12	大森	H28.2.10 市 16	1	8.2	8.2	調整区域	周辺の農業環境と調和を図りつつ、 交通利便性の高さを活かし、地域の 産業振興やまちの魅力に寄与する土 地利用を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H28.3.29	§12-5 イ	
江 13	大森元町	R 1.10.31 市123	1	3.5	3.5	調整区域	周辺の農業環境と調和を図りつつ、 市民が生産にわたって活躍できる仕 組みを整え、活力ある地域づくりを 行うための土地利用を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	R1.12.17	§12-5 ロ	

● 北広島市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
広 1	希望ヶ丘 (北輪厚)	H 3.3.28 町 24 H 3.9.10 町 94 H 5.5.10 町 70 H 8.3.29 町 42 H 8.11.27 市144 H11.5.7 市 54 H25.3.29 市 48 H28.12.16 市241	1 4.6.8.9 12 6.8.13 6.8.11 6.8 6.8 3.6.8	30.3	24.9	一低(60.40) 二中(200.60) 二住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と居住環境の悪化を防止し良好な 市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H 3.11.1	
広 2	柏葉台団地南第1	H 3.5.28 町 56 H 6.3.22 町 29 H 8.3.29 町 48 H27.12.18 市279	2 4.7.12 6.8.13 3.6.8	6.1	5.7	一低(60.40) 二低(80.50) 近商(200.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	公1	●	●	●	●	●	●	○	H 6.7.10	
広 3	元町	H 4.10.16 市116 H 5.5.10 町 70 H 8.3.29 町 44 H28.12.16 市243	1 12 13 3.6.8	1.1	0.7	近商(200.80)	居住環境の悪化を防止し、安全で快 適な商業・業務市街地の形成を図 る。	生活施設機能の維 持・増進			●	●	●	●	●	●	○	H 5.1.1	
広 4	広島	H 4.10.16 市117 H 5.5.10 町 70 H 8.3.29 町 43 H28.12.16 市242	1 12 13 3.6.8	3.7	3.4	近商(200.80) 商業(400.80)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と安全で快適な商業業務市街地の 形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H 5.1.1	
広 5	北広島駅東	H 4.10.16 市118 H 5.5.10 町 70 H 8.3.29 町 45 H28.12.16 市244	1 12 13 3.6.8	11.8	9.5	近商(200.80) 近商(300.80) 商業(400.80)	市施行の土地区画整理事業の事業効 果の維持増進と市の中心地にふさわ しい市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (市施行)			●	●	●	●	●	●	○	H 5.1.1	
広 6	大曲東	H 4.10.16 市119 H 5.5.10 町 79 H 8.3.29 町 46 H28.12.16 市245	1 12 6.8.13 3.6.8	7.1	4.6	一低(60.40) 準住(200.60) 近商(200.80)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H 5.1.1	
広 7	大曲通	H 5.9.14 町 99 H 8.3.29 町 47 H28.12.16 市246	1.12 6.8.13 3.6.8	43.3	36.3	一低(60.40) 一中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	○	H 6.1.1	
広 8	柏葉台団地南第2	H 6.3.29 町 38 H 9.3.13 市 23 H27.12.18 市280	2 6.7 3.6.8.10	8.5	8.3	一低(60.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	公2 線2	●	●	●	●	●	●	○	H 6.7.10	
広 9	大曲のそみ野	H 6.9.28 町 98 H 8.3.29 町 49 H 9.3.13 市 22 H27.12.18 市281	1.12 8.13 4.9 3.6.8	4.9	4.9	一低(60.40) 二低(80.50) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	公1 線7	●	●	●	●	●	○	H 7.1.15		
広 10	北広島団地白樺	H 7.9.28 町111 H 8.3.29 町 51	1.12 8.13	3.1	3.1	一低(60.40)	道の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業			●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
広 11	東部中学校	H 7.10.20 町125 H 8.3.29 町 52 H28.12.16 市247	1.12 6.8.13 3.6.8	26.9	23.9	一低(60.40) 一中(200.60) 近商(200.80)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	公2 線4	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
広 12	虹ヶ丘	H 7.10.20 町126 H 8.3.29 町 50 H27.12.18 市282	1.12 6.8.13 3.6.8	43.3	35.0	一低(60.40) 二低(80.50) 一中(200.60) 近商(200.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	線2	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
広 13	大曲柏葉	H 8.3.29 町 53 H11.5.7 市 53	1 8	1.0	1.0	一低(60.40)	適住宅供給の宅地開発事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	宅地開発事業 (公社施行)	○	線1	●	●	●	●	●	○	H 8.3.29		
広 14	希望ヶ丘第2	H 9.9.26 市 89 H27.12.18 市283 H28.12.16 市248 R 1.7.16 市 61	1 3.6.8.10 6.8 8	10.1	8.6	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	公1	●	●	●	●	●	○	H10.1.14		
広 15	中の沢	H17.12.1 市189	1	11.2	8.9	準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増 進と幹線道路沿道にふさわしい商 業・業務系の市街地形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	線1	●	●	●	●	●	○	H18.3.31		
広 16	西の里	H18.3.31 市 57 H28.12.16 市249	1 3.6.8	11.3	10.7	一中(200.60) 一住(200.60) 近商(200.80)	良好な住環境の維持・保全及び周辺 地区と調和のとれた良好な市街地の 形成を図る。	市街化区域編入			●	●	●	●	●	○	H18.3.31		
広 17	北広島団地松葉町	H18.9.29 市 59 H28.12.16 市250	1 3.6.8	5.9	4.9	一低(60.40)	住宅の大型化への対応、建築敷地の 細分化を防止し、地区にふさわしい 良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更 (容積率の変更)	○	公1 線1	●	●	●	●	●	○	H18.10.26		
広 18	大曲幸	H19.2.20 市102 H28.12.16 市251 R 1.7.16 市 62	1 3.6.8 8	41.9	32.4	二中(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業 効果の維持増進と良好な市街地の形 成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	○	H19.4.4		
広 19	北広島団地青葉町	H27.12.18 市284	1	1.8	1.6	一中(200.60)	公共施設の廃止に伴い、土地の有効 活用を行うために用途地域を変更す るとともに、周辺の住環境の保全を 図る。	土地利用転換を図 るための用途地域 の変更	○	線1	●	●	●	●	●	○	H27.12.18		

● 函館市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場(*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
図1	西栢橋南	H 6. 3.29 市 53 H11.10. 8 市27 H16. 3.31 市 66 H24. 8.10 市253 H28. 6.23 市208 H30. 4. 1 市128	1 9 6,8,11 8 8	53.1	53.1	準工(200.60) 工業(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○ 0.6	● H 6. 3.29
図2	昭和	H 6. 3.29 市 54	1	4.1	4.0	二中(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 6. 3.29
図3	日吉3丁目	H 8. 3.29 市 65 H17. 3.29 市 66	1 8	10.2	10.2	一中(200.60)	既成住宅地において、良好な住環境を維持・保全しながらパラスのつとめた高度利用を図る。	公営住宅の建替	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 8. 3.29
図4	港1丁目	H 8. 3.29 市 66	1	12.4	12.4	一住(200.60)	土地利用転換を図る中で、医療業務地及び住宅地としての良好な環境の創出・確保を図る。	土地利用の転換	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 8. 3.29
図5	栢橋中の沢	H 9. 4. 1 市 95 H24. 8.10 市254 H30. 4. 1 市129	1 8 8	21.6	21.6	一低(100.50) 二低(100.50) 準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 9. 4. 1
図6	栢橋南	H 9. 4. 1 市 96 H14. 9.30 市277 H24. 8.10 市255 H30. 4. 1 市130	1 8.10 8.9 8	15.1	15.1	一低(100.50) 二中(200.60) 一住(200.60) 準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 9. 4. 1
図7	石川北	H 9. 4. 1 市 97 H11. 5. 7 市105 H14. 9.30 市276 H21. 3.31 市 82 5.8,10	1 4,6,8,9 8.10 8	17.3	16.2	一低(100.50) 二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 9. 4. 1
図8	栢橋南第2	H 9.10.24 市258 H16. 3.31 市 65 H19. 3.27 市 86 H24. 8.10 市256 H28. 6.23 市209 H30. 4. 1 市131	1 6,8,11 4,8,9 8 8	43.8	43.8	一低(100.50) 二中(200.60) 準工(200.60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅地及び幹線沿道にふさわしい業務地の環境形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 9.10.24
図9	函館駅周辺	H10. 3.17 市 57 H13. 4.10 市 94 H24. 8.10 市257 H28. 6.23 市210 H30. 4. 1 市132	2 7 6,8 8 8	9.8	9.8	商業(400.80) 商業(600.80) 準工(200.60)	土地区画整理事業により都市施設を整備し、活力と賑わいのある高度な都市空間の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	○ 色彩 屋外設備	● H13. 4.10	
図10	石川南	H10.10.16 市247 H24. 8.10 市258 H30. 4. 1 市133	1 8 8	29.2	29.2	二中(200.60) 準工(200.60)	土地区画整理事業により都市施設を整備し、周辺地区との調和のとれた良好な住環境の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H10.10.16
図11	西旭町3丁目	H11. 5. 7 市104 H17. 3.29 市 67	1 8	3.3	3.3	一中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H11. 5. 7
図12	栢橋南第3	H19.11. 6 市398	1	8.9	8.8	二中(200.60) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H19.11. 6
図13	石川北第2	H21. 3.31 市 81 H23. 2.10 市 41	1 6,8	30.6	29.1	二中(200.60)	居住環境の悪化を防止し、ゆとりある良好な居住環境の形成、周辺地区との調和のとれたまちづくりを図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H21. 3.31
図14	神山	H22. 4. 6 市121	1	8.1	7.9	一低(100.50) 二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H22. 4. 6
図15	石川北第3	H22. 4. 6 市122 H24. 8.10 市259 H27. 1.30 市 29 H28. 6.23 市211 H30. 4. 1 市134 R 2. 9. 3 市345	1 8.9 8 8 8	32.9	32.9	二中(200.60) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H22. 4. 6
図16	昭和南	H22. 4. 6 市123	1	15.6	15.6	二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H22. 4. 6
図17	日吉4丁目	H27.12.14 市419 H30. 9.10 市335	1 4,8,9	8.7	8.7	一低(100.50) 二低(100.50) 二中(200.60) 一住(200.60)	民間事業者による地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして、用途の混在等の居住環境の悪化を防止し、良好な環境形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H27.12.14

● 北斗市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場(*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
斗1	遍分2丁目	H 9. 4. 1 町 25 (上磯町) H20. 2.29 市 13	1 3	28.7	28.7	一低(80.50) 二低(100.50) 準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	● H 9. 4. 1
斗2	東前	H10. 3.31 町 13 H11. 6.24 町 24 H15. 3.28 町 14 (大野町) H20. 2.29 市 13	1 8.10 6,8,11 6,8,11	59.4	50.6	一低(80.50) 二低(100.50) 一中(200.60) 一住(200.60) 準工(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	○	●	●	●	●	●	●	○ 色彩	● 1.2	● H10. 3.31
斗3	中野通西	H14. 4. 5 町 33 (上磯町) H20. 2.29 市 13	1 3	5.4	5.4	一中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H14. 6.21
斗4	下町	H18.10.20 市209	1	8.6	6.7	一低(80.50)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H18.10.20
斗5	新駅周辺	H20. 3.28 市 44 H26. 3.20 市 27	1 6,8	21.3	16.9	一住(200.60) 近商(300.80)	市施行の土地区画整理事業及び民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (市施行) 宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H20. 3.28
斗6	久根別5丁目	H25. 8. 6 市 63	1	12.6	12.6	調整区域	無秩序な建築物の建築又は敷地の造成を抑制し、不良な街路の環境形成防止及び周辺の環境と調和する良好な工業地の形成を図る。	開発行為(民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● 512-5 イ

● 七飯町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場(*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
七1	本町4丁目	H21. 7.24 町 65	1	2.6	2.3	一住(200.60)	周辺地区の生活利便を高め、良好な住環境の維持と賑わい、魅力あるまちづくりを図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	○ 広告	●	● H21. 9.11
七2	大中山4丁目	H22. 4. 6 町 9	1	5.2	4.7	一住(200.60)	良好な住環境の維持と賑わい、魅力あるまちづくりを図る。	宅地開発事業 (民間)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● H22. 6.29
七3	大中山1丁目	R 1. 6.18 町 22	1	4.6	4.6	準工(200.60)	地域の結びつきを大切にした地域コミュニティ機能の形成を図る。	用途地域の変更	○	●	●	●	●	●	●	○ 1.25X 1.25<20X	○ 色彩	●	● R1. 6.21

● 旭川市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	垣根 (m)		
旭1	神楽岡グリーンヒルズ	H 2.10.18 市296 H 5.6.25 市148 H 7.10.3 市215 H 9.3.14 市58 H 10.3.31 市56 H 15.3.26 市116 H 27.8.21 市561	1 12 8.13 5.10 8 6.8 6.8	39.7	27.6	一低(60.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 2.12.21		
旭2	旭川市ウッドタウン緑が丘	H 3.10.22 市272 H 5.6.25 市148 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116	1 4.8.9 13 6.8	7.4	6.1	一低(60.40)	旭川市ウッドタウン緑が丘計画に基づく住宅建設事業等の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	住宅建設事業 (住宅供給公社)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 2.12.21		
旭3	ハーブタウン東光	H 3.10.22 市272 H 5.6.25 市148 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116	1 12 8.13 6.8	20.3	17.3	一低(60.40)	土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 4.4.1		
旭4	豊永橋	H 3.10.22 市272 H 5.6.25 市148 H 7.10.3 市215 H 13.7.24 市214 H 15.3.26 市116 H 19.11.30 市553 H 23.3.29 市159 H 28.6.10 市445	1 12 8.13 6.8 6.8 8.10 9	11.7	9.7	準工(200.60)	卸売・加工業を主体とした業務地としての機能の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
旭5	西神楽1線	H 3.10.22 市272 H 5.6.25 市148 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116 H 19.11.30 市553	1 12 8.13 6.8 8	19.5	14.9	準工(200.60)	製造・サービス業を主体とした業務地としての機能の維持増進と良好な業務市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
旭6	共栄三西節	H 3.10.22 市272 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116 H 28.6.17 市457	1 12 8.13 6.8 8	44.3	34.8	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 5.12.22		
旭7	旭川リサーチパーク	H 5.9.14 市215 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116 H 27.8.21 市561	1 12 8.13 6.8	22.4	16.7	二中(200.60) 準工(200.60)	緑地・緑豊かな環境を備えた研究・開発業務の形成を目指し、良好な市街地の形成を図る。	旭川リサーチパーク計画		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
旭8	ノヴァ・エステート	H 5.9.14 市215 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116 H 28.6.17 市457	1 12 8.13 6.8 8	41.0	36.1	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 一住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 5.12.22		
旭9	旭神町	H 6.10.25 市201 H 7.10.3 市215 H 15.3.26 市116	1 12 8.13 6.8	47.0	39.3	一低(60.40) 二低(80.50) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 7.3.28		
旭10	旭川物流団地	H 8.3.29 市55 H 15.3.26 市116	1 6.8	31.3	26.6	準工(200.60)	民間の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
旭11	西脚料地	H 9.3.14 市57 H 10.3.31 市56 H 15.3.26 市116 H 27.8.21 市561	1 6.8 6.8 8	41.1	35.0	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 10.9.21		
旭12	ビバ・エステート	H 9.6.11 市145 H 15.3.26 市116	1 6.8	7.2	6.9	一低(60.40)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 10.9.21		
旭13	北影都あさひかわ	H 10.6.1 市123 H 11.7.1 市154 H 15.3.26 市112 H 17.3.29 市114 H 19.8.1 市365 H 22.5.25 市236 H 26.11.25 市791 H 27.8.21 市561	1 8.9 6.8 8 6.8.9 8.9 8 3	85.5	62.3	一住(200.60) 二住(200.60) 準住(200.60) 近商(300.80) 商業(400.80) 商業(600.80) 準工(200.60)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (市施行)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
旭14	ファームヒルズ嵐山	H 14.9.30 市307	1	1.2	1.2	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	§12-5 イ
旭15	エステート・エビオン	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	5.2	5.1	二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭16	エステート・リパーク	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	24.9	16.9	一低(60.40) 二低(80.50) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭17	東光パークタウン	H 17.3.29 市110	1	24.7	23.6	一低(60.40) 二低(80.50)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭18	ベルコート永山	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	23.0	21.7	一低(60.40) 二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭19	ハッピー・タウン	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	15.5	14.4	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭20	パークアベニュー忠和	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	3.9	3.7	二住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭21	神楽岡ガーデンファーム	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365	1 3	5.0	4.8	一低(60.40)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭22	グランヴェール西御料	H 17.3.29 市110 H 19.8.1 市365 H 21.11.25 市513	1 3 8	6.7	6.2	一低(60.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 17.7.6	
旭23	東光ライラックタウン	H 19.8.1 市364	1	1.9	1.9	二中(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H 19.9.18	
旭24	コンコードパーク緑が丘	H 23.12.29 市687	1	6.7	6.3	一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	都市計画提案			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 24.3.23	

● 鷹栖町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	垣根 (m)		
鷹1	ななかまど	H 9.11.28 町46	1	10.4	10.4	一低(60.40) 二中(200.60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 10.6.17		
鷹2	北野東	H 14.11.12 町78 H 15.2.5 町7	2 7	15.0	14.1	一低(60.40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H 15.6.30	

● 東神楽町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
神1	北町	H10. 3.31 町 28 H21. 3.31 町 23	1 3.4, 6.8, 9	12.8	12.8	一低(60.40) 二中(200.60) 準工(200.60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類		● 230	● 1.0 1.5 10.0		● 1.2	● H10. 9.28		
神2	南町	H10. 3.31 町 28	1	5.1	5.1	一低(60.40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類		● 230	● 1.0 1.5		● 1.2	● H10. 9.28		
神3	ひじり野	H10. 3.31 町 28 H12. 3.31 町 29	1 4.9	34.2	34.2	一低(60.40) 近商(200.80)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類		● 230	● 1.0 1.5 10.0		● 1.2	● H10. 9.28		
神4	さくら町 (南町第3)	H12. 12. 4 町 77 H13. 2.16 町 4 H23. 3.29 町 30	1 3 4.6, 8.9	5.0	5.0	一低(60.40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類		● 230	● 1.0 1.5		● 1.2	● H13. 4. 1		
神5	ひじり野西	H19. 11. 6 町 51 H21. 3.31 町 22 H30. 12.28 町 55	1 3.4, 6.8, 9 8.11	31.9	31.9	一低(60.40) 一住(200.60) 二住(200.60) 準工(200.60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 3種類		● 230	● 1.0 1.5 10.0		● 1.2	● H21. 3.31		

● 室蘭市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考	
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠
室1	祝津・経橋	H 5. 9. 7 市 50	1	4.6	4.6	準工(200.60)	海洋性レクリエーション活動の拠点施設の立地を図るとともに良好な臨海市街地を形成する。	用途混在の防止			○ 1種類		○ 300							
室2	中島	H 7. 6.30 市 51 H 7. 6. 4 市 57	1 8.9	3.4	3.4	商業(400.80)	利便性の高い商業業務機能の充実を図り、ゆとりと潤いのある魅力あふれる商業業務地を形成する。	街路事業 商店街近代化事業			● 2種類			● 1.0		○ 広告 色彩		● H10. 4. 1		
室3	中央	H10. 11. 6 市 55 H13. 4.17 市 28 H20. 6.18 市 53	1 10 3	14.7	10.2	商業(400.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			● 3種類					○ 広告 色彩		● H11. 2. 1		
室4	入江	H15. 1.17 市 5 H19. 12.17 市 70	1 4.8, 9	9.3	9.3	商業(400.80)	商業業務機能等の充実を図り、港湾機能・都市機能の調和した、ゆとりと潤いのある商業業務地を形成する。	用途混在の防止			● 1種類					○ 広告 色彩		● H15. 5. 1		
室5	中島本町	R 4. 3.28 市 9	1	15.0	13.8	商業(400.80) 二住(200.60)	大型複合商業施設などの都市機能誘導、地元商店街との連携、回遊、滞在空間としてのオープンスペースの確保を図ることにより、中心地としての魅力を向上する。	用途地域の変更			● 5種類	○ 50	○ 60	○ 4000 8000 15000 22000				● R 4. 3.28		

● 登別市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
登1	桜木	H 6.12.20 市 94	1	3.6	2.4	一中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 1種類	○ 80	○ 50	○ 200	○ 1.0	○ 10 12	○ 広告	○ 1.0	
登2	高岸第1	H11. 8. 5 市 59	1	1.6	1.1	一低(80.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 1種類		○ 200	○ 1.0		○ 広告	○ 1.0		
登3	高岸第2	H11. 8. 5 市 59	1	4.8	4.1	二中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 2種類	○ 80	○ 50	○ 200	○ 1.0	○ 10 12	○ 広告	○ 1.0	
登4	常盤	H11. 8. 5 市 59	1	1.9	1.3	一低(60.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 1種類		○ 200	○ 1.0		○ 広告	○ 1.0		
登5	高岸第3	H14. 3.26 市 39 H16. 8. 3 市 97	1 10	6.5	5.0	一低(80.50) 準住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 2種類		○ 200	○ 1.0 2.0		○ 広告	○ 1.0		
登6	高岸優良田園第1	H20. 1.22 市 13	1	1.8	1.8	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			○ 1種類	○ 50	○ 30	○ 500	○ 2.0	○ 10	○ 外観 広告	○ 1.0	§12-5 イ

● 伊達市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
伊1	鹿島	H 5. 6. 4 市 60	1	2.9	2.1	近商(200.80) 商業(400.80)	街路整備事業・商店街近代化事業の事業効果の維持・増進による豊かな街並み景観創出と良好な商店街の形成を図る。	街路整備事業・ 商店街近代化事業			○ 広1	● 1種類		● 1.0		○ 色彩		● H 6.12.26	
伊2	弄月	H 6. 6. 1 市 75	1	3.8	2.8	準工(200.60)	背後住居系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類							● H 6.12.26	
伊3	長和	H 6. 6. 1 市 76	1	13.5	10.9	準工(200.60)	背後住居系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類							● H 6.12.26	
伊4	長和農社	H 6. 6. 1 市 76	1	28.8	28.8	工業(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と良好な工業地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 2種類							● H 6.12.26	
伊5	プライム・ヘルシ ータウン	H10. 8.20 市 95 H22. 11. 9 市234	1 4.9	16.6	14.8	一低(80.50) 二低(80.50) 一住(200.60)	民間の宅地開発の事業効果の維持増進と居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (公社施行)			● 3種類		● 230	● 1.0 1.5		○ 広告	○ 0.6	● H10. 9.29	
伊6	松ヶ枝	H18. 2. 6 市 15	1	1.9	1.4	準工(200.60)	背後住居系地区と調和のとれた良好な沿道サービス業務系市街地の形成を図る。	用途混在の防止			● 1種類							● H18. 4. 1	
伊7	田園せきない	H19. 7.11 市135	1	4.5	4.5	調整区域	優良田園住宅建設の認定による宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な居住環境の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			● 1種類	● 50	● 30	● 400	● 10 5+1.25x			● H20. 1. 1	§12-5 イ
伊8	伊達駅前	H22. 10.28 市218	1	0.6	0.6	商業(400.80)	商業機能の集約と利便性の高い住環境を整備するとともに、木造老朽家屋の更新により市街地の耐火性及び耐震性の向上を図る。	市街地再開発事業			○ ● 最低60	○ 80	○ 200	● 1.0				● H22.12.14	§12-8 高度 利用型

● 釧路市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙 (m)		
訓1	美原団地	S62. 3. 4 市 34 H 5. 6. 25 市113 H 7. 10. 11 市197 H21. 10. 2 市466	1 12 8. 13 4. 9	141. 4	74. 0	一低(80.50) 一中(200.60) 近商(300.80)	市が新住宅市街地開発事業により開発した地区で、開発の事業効果の維持増進と良好な住環境の保全を図る。	新住宅市街地開発事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S62. 5. 18	
訓2	芦野三丁目 (新愛国団地)	S62. 3. 4 市 35 H 5. 6. 25 市113 H 7. 10. 11 市200 H21. 10. 2 市467 H28. 6. 24 市268 R 5. 3. 27 市101	1 12 3. 8, 13 5. 9 3. 3 10	22. 1	17. 5	一低(80.50) 一中(200.60) 準住(200.60)	市施行の開発事業地区で、事業効果の維持・増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (市施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S62. 5. 18	
訓3	愛国 (愛国ソフトパーク)	H 3. 10. 9 市211 H 9. 10. 31 市233 H10. 7. 31 市155 H19. 6. 22 市204 H27. 7. 3 市291 R 2. 12. 15 市422 R 5. 3. 27 市108	1 6. 8 8 3. 6, 8 6. 8 4. 9 8	12. 9	12. 7	二住(200.60)	業務・福祉・医療等の施設、及び地域住民への行政サービスを行う行政施設の立地環境を維持向上し、良好な市街地の保全を図る。	宅地開発事業 (民間)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 3. 12. 19	
訓4	文苑	H 3. 10. 9 市212 H 5. 6. 25 市113 H 7. 10. 11 市197 H13. 10. 10 市224 H28. 6. 24 市269	1 12 8. 13 8 3. 8	43. 6	39. 2	一低(80.50) 一住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 3. 12. 19	
訓5	文苑第二	H 4. 12. 11 市272 H 6. 6. 6 市105 H 7. 10. 11 市202 H12. 12. 5 市274 H13. 10. 10 市225 H21. 9. 1 市393 H28. 6. 24 市270	2 6. 7, 12 8. 13 9 8 5. 11	49. 6	42. 5	一低(80.50) 一中(150.50) 二中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 6. 9. 29	
訓6	昭和	H 4. 12. 11 市272 H 5. 6. 25 市113 H 7. 10. 11 市198 H13. 5. 15 市104 H28. 6. 24 市271	1 12 8. 13 6. 8	83. 9	67. 8	一低(80.50) 二中(150.50) 二中(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 5. 3. 22	
訓7	益浦軽工業団地	H 7. 10. 11 市199 H24. 9. 18 市306 H28. 6. 24 市272 H30. 4. 1 市107 R 5. 3. 27 市103	1 4, 6, 8, 9 3. 8 8 8	11. 5	11. 0	準工(200.60)	軽工業団地開発事業の事業効果の維持増進と周辺住宅街と調和のとれた軽工業団地の形成を図る。	軽工業団地開発事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 8. 1. 1	
訓8	文苑第三	H11. 5. 7 市103 H12. 7. 24 市163 H21. 9. 1 市394	2 7 4	33. 6	29. 0	一低(80.50) 一住(200.60)	組合施行の土地区画整理の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H12. 9. 22	
訓9	昭和中央	H11. 12. 10 市258 H13. 3. 15 市 51 H28. 11. 7 市 55 H28. 6. 24 市273 R 2. 12. 15 市425 R 5. 3. 27 市106	2 4 6. 10 3. 6, 8 4. 5 8	96. 8	78. 9	一低(80.50) 二中(150.50) 二中(200.60) 二住(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H13. 6. 29	
訓10	昭和シルバータウン	H11. 12. 10 市259 H13. 3. 15 市 51 R 2. 12. 15 市423 R 5. 3. 27 市105	2 4 4 8	8. 9	8. 9	二住(200.60)	シルバータウン「夕陽の里」事業の土地利用計画を基本として、適正な土地利用の誘導を図る。	宅地開発事業 (民間)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H13. 6. 29	
訓11	観野東	H12. 6. 30 市137 H13. 8. 1 市160 H28. 6. 24 市274	2 7 3. 8	14. 6	13. 9	一低(80.50) 二中(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H13. 9. 19	
訓12	釧路フィッシャーメンズワープ	H12. 11. 10 市255 H28. 6. 24 市275 H30. 4. 1 市108 R 5. 3. 27 市107	1 3. 8 8 8	6. 7	6. 7	商業(400.80) 商業(600.80) 工業(200.60)	都心部ウォーターフロントゾーンとしての立地特性を活かし、高次都市機能の集積を求め、駅周辺に広がる都市空間の形成を図る。	臨港地区の変更に伴う土地利用の整理	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H13. 1. 10		
訓13	桜ヶ岡・白樺台 (桜ヶ岡東部)	H16. 11. 15 市264 H21. 10. 2 市465 R 2. 12. 15 市424 R 5. 3. 27 市104	1 3. 4, 9 5 9	191. 3	176. 0	一低(80.50) 二低(80.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更 (建蔽率、容積率の変更)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H16. 12. 13	
訓14	武佐	H19. 9. 14 市234	1	145. 8	136. 4	一低(80.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更 (建蔽率、容積率の変更)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H19. 9. 14	
訓15	昭和北	H21. 10. 2 市464 R 5. 3. 27 市102	1 9	47. 2	44. 2	一低(80.50)	建築活動の適正な誘導による必要な生活スペースの確保や地域コミュニティの形成、防災、利便性にも配慮した良好な住宅地の形成を図る。	用途地域の変更 (建蔽率、容積率の変更)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H21. 10. 2		

● 釧路町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙 (m)	
訓町1	東陽	H 6. 10. 3 町 52 H26. 9. 5 町 96	1 6. 8, 11	35. 0	30. 9	一低(80.50) 二中(200.60) 準住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 7. 3. 10	
訓町2	曙1丁目	H 7. 10. 11 町 46	1	2. 8	2. 5	近商(200.80)	沿道型土地利用の誘導と合理的な土地利用を図り、良好な市街地の形成を図る。	用途混在の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 7. 12. 18	
訓町3	桂木・木場	H12. 8. 3 町 60	1	17. 9	17. 9	商業(400.80)	都市の効率的な活動及び快適な生活環境が確立できる中心商業地帯の形成を図る。	用途混在の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H12. 10. 3	

● 帯広市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙 (m)		
帯1	自由ヶ丘	S59. 3. 15 市 63 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	23. 4	22. 6	一低(60.40) 二住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1		
帯2	中村	S59. 3. 15 市 66 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	2. 4	2. 0	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	〔財〕帯広市産業開発公社の開発事業地区で、居住環境の悪化を防止し、健全な市街地の形成を図る。	開発行為(公社)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1		
帯3	西帯広第一	S59. 3. 15 市 67 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	5. 0	4. 9	一低(60.40)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1		
帯4	新北西	S59. 3. 15 市 68 S59. 9. 17 市235 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	2 6. 7 12 13	8. 3	6. 5	一低(60.40) 二低(80.50) 一住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1		
帯5	西帯広	S59. 9. 17 市233 S60. 11. 12 市262 S62. 9. 14 市386 S63. 12. 21 市471 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市217	1 9 8. 9 12 8. 13	183. 8	160. 7	一低(60.40) 一中(200.60) 二中(200.60) 二住(200.60) 近商(200.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1	
帯6	藤沢	S59. 9. 17 市234 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	3. 7	3. 5	一低(60.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	S60. 4. 1		
帯7	帯広都心部	S60. 1. 7 市 5 H 7. 7. 7 市218 H11. 8. 24 市258 H29. 5. 26 市172	1 6. 7 10 8	76. 0	16. 3	近商(300.80) 商業(400.80) 商業(600.80) 商業(600.80)	商業、業務、娯楽機能の強化と利便性、快適性にもつなげる都市空間の形成を図る。	土地区画整理事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 7. 10. 3		
帯8	自由ヶ丘第二	S60. 5. 10 市 98 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222 H25. 3. 1 市 46	1 12 13 3	22. 5	20. 7	一低(60.40) 一中(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 3. 4. 1		
帯9	観野	S60. 11. 12 市263 H 5. 6. 25 市196 H 7. 7. 7 市222	1 12 13	5. 5	5. 2	一低(60.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	H 3. 4. 1		

音 4	共栄	H15. 3. 28 町 33 H15. 10. 14 町128 H20. 7. 22 町106	2 7 6.8	26.0	11.1	一低(60.40) 一低(200.60) 二中(200.60) 二住(200.60)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H15. 12. 22
音 5	宝来本通	H17. 3. 29 町 41 H18. 3. 31 町 57 H20. 7. 22 町107	1 6.8, 10 6.8	5.5	5.1	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●		●	●	○	○	●	H17. 6. 20
音 6	開道	H18. 3. 31 町 58 H20. 7. 22 町108	1 6.8	15.9	11.0	一低(60.40) 二低(60.40) 二中(200.60) 二住(200.60) 近商(200.80)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H18. 6. 16
音 7	開道西	H18. 3. 31 町 59 H20. 7. 22 町109	1 6.8	5.8	5.7	近商(200.80)	用途混在や敷地の細分化等による環境悪化を防止し、公共、公益的業務や商業施設等の立地を図る。	市街化区域編入			●		●	●	○	○	●	H18. 6. 16
音 8	十勝川温泉	H18. 3. 31 町 60 H20. 7. 22 町110 H30. 4. 1 町 45	1 6.8 8	34.6	34.6	一住(200.60) 商業(400.80)	居住環境の悪化を防止し、また温泉や周辺の自然等の観光資源の維持し、良好な市街地の形成を図る。	市街化区域編入			●		●	●	○	○	●	H18. 6. 16
音 9	音更東通	H20. 3. 28 町 43	1	8.5	7.4	二中(200.60)	開発事業の事業効果の維持、増進を図るとともに、居住環境の悪化を防止し、良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H20. 10. 3
音 10	共栄南	H23. 3. 29 町 67 H24. 11. 30 町152	1 8	6.0	5.7	近商(200.80)	市街地生活拠点として、地区住民等のコミュニケーションにぎわいを創出する多様な都市機能や交流促進機能の導入を図る。	生活利便施設の立地促進			●	●	●	●	○	○	●	H24. 12. 18
音 11	希望が丘	H23. 3. 29 町 67 H30. 4. 1 町 44	1 8	39.5	23.6	一住(200.60)	周辺の住環境と調和したスポーツゾーンの拠点形成など、高次の都市機能の集積と維持を図る。	市街化区域編入			●		●	●	○	○	●	H23. 6. 22

● 芽室町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の趣因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
芽 1	弥生東	H 9. 7. 1 町 22 H12. 3. 31 町 21	1 4.9	4.5	4.5	一低(60.40) 二低(100.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H 9. 7. 1	
芽 2	芽室	H13. 11. 6 町 74 H15. 8. 15 町 64 H16. 11. 11 町 87	2 7 10	48.2	27.4	一低(60.40) 二低(100.50) 一中(200.60) 一住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H15. 9. 10	
芽 3	芽室東工業団地	H14. 4. 1 町 34 H18. 10. 20 町 83	1 4.9	249.0	232.0	工業(200.40)	建築物等の規制、誘導及び緑化を積極的に推進し、良好な工業団地の形成を図る。	工業団地内の土地利用の整理			●		●	●	○	○	●	H14. 4. 1	
芽 4	弥生東第2	H16. 4. 6 町 37	1	7.8	6.9	一低(60.40) 二住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H16. 7. 1	

● 幕別町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の趣因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
幕 1	札内春日町北	H 9. 3. 28 町 21	1	2.3	2.3	一低(60.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H 9. 3. 28	
幕 2	札内畦町西	H 9. 3. 28 町 21 H22. 4. 6 町310	1 4.9	7.2	7.2	一低(60.40) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H 9. 3. 28	
幕 3	札内北町北	H 9. 3. 28 町 21	1	4.7	4.7	一低(60.40)	組合施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H 9. 3. 28	
幕 4	札内畦町北	H 9. 3. 28 町 21	1	18.7	18.7	一低(60.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H 9. 3. 28	
幕 5	札内若草町南	H10. 3. 31 町 16 H11. 8. 17 町 29	1 8	8.1	8.1	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	町土地開発公社の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (公社)			●		●	●	○	○	●	H10. 3. 31	
幕 6	札内あかしや町北	H11. 5. 7 町 18 H30. 3. 13 町 24 R 1. 6. 24 町 59	1 8 6.8	4.6	4.6	二中(200.60)	医療・福祉施設等の土地利用を誘導し、地区の周辺と調和のとれた良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)	○		●		●	○	○	●	H11. 5. 7		
幕 7	文京町西	H16. 4. 6 町 80	1	4.8	4.8	一低(60.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	○	○	●	H16. 4. 6	
幕 8	札内北栄	H16. 9. 10 町139	1	31.6	28.7	一低(60.40) 二中(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H16. 9. 10	

● 千歳市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の趣因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)		
千 1	根志越第2	H 3. 9. 27 市230 H 5. 6. 1 市131 H 8. 4. 1 市104 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 6.7, 12 8.13 3.8 8	64.0	42.6	準工(200.60)	市施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (市施行)			●		●	●	○	○	●	H 5. 10. 1	
千 2	サイエンスパーク	H 3. 12. 7 市280 H 8. 4. 1 市103 H29. 1. 4 市 2	1 8 8	11.8	10.6	準工(200.60)	市公社による宅地開発事業の事業効果の維持増進と研究開発施設集積ゾーンによるさわしい良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (公社施行)			●		●	●	○	○	●	H 5. 10. 1	
千 3	北信濃	H 5. 9. 14 市210 H 7. 3. 2 市 55 H 8. 4. 1 市106 H29. 1. 4 市 2 3.8	1.12 6.9 6.8, 13 3.8	23.1	19.6	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 二住(200.60)	組合及び個人施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合・個人施行)			●		●	●	○	○	●	H 6. 4. 1	
千 4	美々	H 6. 10. 25 市266 H 8. 4. 1 市105 H17. 2. 28 市 34 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	1.12 8.13 6.8, 10, 11 8	192.2	149.2	準工(200.60) 工業(200.60)	市及び民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (市・民間)			●		●	●	○	○	●	H 7. 4. 1	
千 5	根志越第3	H 7. 11. 24 市347 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64 R 3. 11. 1 市237	1 3.8 8 8	22.3	18.7	一住(200.60) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業による事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H 8. 4. 1	
千 6	オフィスアルカディア	H 7. 11. 24 市348 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	1 3.8 8	39.9	31.4	準工(200.60)	千歳オフィスアルカディアの開発理念に基づき、周辺環境と調和のとれた良好な市街地を形成する。	オフィスアルカディア整備事業			●		●	●	○	○	●	H 8. 4. 1	
千 7	根志越第4	H10. 5. 6 市132	1	4.7	4.5	一住(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●		●	●	○	○	●	H10. 7. 1	
千 8	桜木	H10. 5. 6 市133	1	2.7	2.5	一低(60.40) 二中(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (個人施行)			●		●	●	○	○	●	H10. 7. 1	
千 9	美舞	H10. 5. 6 市134 H10. 12. 22 市372 H13. 3. 30 市120 H15. 1. 1 市 2 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 7 4.9 9.11 3.8 8	63.1	44.9	一低(60.40) 二低(80.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 二住(200.60) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H11. 6. 16	
千 10	蘭越第2	H11. 11. 6 市115 H12. 10. 5 町281	2 7	18.3	15.5	一低(60.40) 二中(200.60) 二住(200.60)	組合施行の土地区画整理事業及び水辺施設建設事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H12. 12. 15	
千 11	みどり台	H11. 11. 5 市259 H14. 3. 26 市 68 H20. 3. 18 市 58 H29. 1. 4 市 2 H30. 4. 2 市 64	2 6.7 11 3.8 8	73.3	44.8	一低(60.40) 二低(80.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)			●		●	●	○	○	●	H14. 6. 20	

千12	臨空	H12. 2.25 市58 H29. 1. 4 市2	1 3.8	30.2	30.2	準工(200.60)	千歳臨空工業団地の適正な土地利用及び建築物を誘導し良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(公社施行)	●	2種類	●	3000				○	色彩	●	H12. 4. 1	
千13	北信濃第3	H12. 3.31 市115	1	5.7	4.6	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(個人施行)	●	2種類	●	200		○	12	○	屋根	○	1.2	H12. 8. 1
千14	北陽高校前	H20. 3.28 市77 H21. 9.18 市204 H29. 1. 4 市2 H30. 4. 2 市64	2 7 3.8	31.6	26.9	一低(60.40) 二低(80.50) 二中(200.60) 準工(200.60)	個人施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(個人施行)	●	3種類	●	200 300		●	5.0	○	屋根	○	1.2	H21. 10. 22
千15	あずさ	H20.10.31 市266 H21. 9.18 市205	11	9.2	7.8	一低(60.40) 二低(80.50)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)	●	1種類	●	200				○	屋根	○	1.2	H20.12.17
千16	平和	H25.10.18 市290 H29. 1. 4 市2 H30. 4. 2 市64	1 8 8	50.0	40.3	工業(200.60) 工専(200.60)	民間による開発事業の維持増進と物産業務施設を主体とした環境配慮型の市街地形成を図る。	土地開発事業(個人施行)	●	2種類	●	500 1000				○	色彩	●	H25.12.13	
千17	あずさ西	R 5. 3.24 市46	1	16.7	14.6	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 準工(200.60)	個人施行の土地区画整理事業等の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(個人施行)、民間宅地開発事業	●	4種類	●	200				○	屋根	○	1.2	

● 恵庭市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条列 施行年月日 (*4)	備考		
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)
恵1	北柏木	H 3. 9.27 市80 H 5. 6.25 市66 H 8. 4. 1 市41 H26. 6. 9 市56	1 12 8.13 6.8	6.1	4.3	一低(200.60) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	3種類	●	200 250		●	1.0 3.0	●	10			H 3.10. 2	
恵2	恵み野北	H 3. 9.27 市81 H 5. 6.25 市66 H 7. 4.10 市59 H 8. 4. 1 市41 H11.12.20 市117 H26. 6. 9 市56	1 12 11 8.13 6.8,11 6.8	20.9	18.9	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60)	第3セクターによる宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	60 40 50	●	250	●	1.0 3.0	●	10			H 3.10. 2
恵3	戸磯 (戸磯A)	H 3. 9.27 市82 H 5. 6.25 市66 H 8. 4. 1 市41 H23. 3.29 市34 H24. 6.25 市90 H30. 3.27 市49 H30.11. 9 市195 R 2. 6.15 市110	1 12 8.13 3 6.8 8 8 8	16.8	12.8	準工(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好なレクリエーション・レジャー地区の形成を図ると共に、隣接する工業団地と一体的な工業系業務地として業務機能の適正な誘導を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	40		●	1.0 3.0	●	10			H 3.10. 2	
恵4	和光 (戸磯B)	H 3. 9.27 市83 H 5. 6.25 市66 H 8. 4. 1 市41 H11.12.20 市118 H23. 3.29 市34	1 12 8.13 6.8,11 3	5.5	4.6	一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	200		●	1.0 1.5	●	10			H 3.10. 2	
恵5	白樺	H 3. 9.27 市84 H 5. 6.25 市66 H 8. 4. 1 市41	1 12 8.13	7.1	6.3	一低(60.40)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	1種類	●	200								H 3.10. 2	
恵6	恵み野センター	H 3. 9.27 市85 H 5. 6.25 市66 H 8. 4. 1 市41 H25. 6.14 市86	1 12 8.13 6.8	11.6	10.3	二住(200.60) 近商(200.80)	研究・開発業務地としての整備が進められている地区で周辺環境との調和に配慮した土地利用、建物整備を誘導し良好な市街地形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	3種類	●		●	3.0						H 3.10. 2	
恵7	美咲野 (牧野川沿)	H 8.12.16 市125 H23. 3.29 市34 H26. 6. 9 市56	1 3 6.8	35.2	29.2	一低(60.40) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。(既存市街地含む)	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	150	●	200 450	●	1.5	●	10			H 8.12.16
恵8	黄金	H10.12.22 市115 H25. 6.14 市86 H30. 3.27 市50	1 6.8 8	79.5	11.1	一低(60.40) 二低(80.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60) 二住(200.60) 近商(200.80)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)	●	4種類	●	250		●	1.5					H10.12.22	
恵9	花の田園住宅	H23. 3.29 市32	1	2.3	2.3	調整区域	豊かな自然環境及び農業環境と調和のとれたゆとりある民間団居環境を目指し、良好な環境の整備及び保全を図る。	土地開発事業(民間)	●	1種類	●	50	●	30 400	●	2.0	●	10			H23. 3.29
恵10	恵み野駅西口	H23. 3.29 市32	1	25.1	22.9	一中(200.60) 近商(200.80)	周辺環境との調和に配慮した土地利用を適正に誘導し、良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)	●	3種類	●	200								H23. 3.29	
恵11	恵庭駅西口	H23. 9.30 市121	1	0.6	0.6	近商(300.80)	商業・業務機能、医療福祉機能などの生活利便機能を適正に誘導し、魅力的な地域拠点の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行) 土地開発事業	●	1種類	●	300 最低100	●	80 200	●	1.0					H23. 9.30
恵12	ノースガーデン恵み野	H28. 7.12 市118	1	2.6	2.3	一中(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な住宅市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	1種類	●	200		●	1.0	●	10			H28. 9.15	
恵13	松園	H30. 3.27 市47	1	3.7	3.7	一低(60.40)	豊かな自然環境と調和のとれたゆとりある居住環境を目指し、ガーデン等を通じた良質な環境の整備及び保全を図る。	土地開発事業(民間)	○	線1	●	300								H30. 3. 1	
恵14	戸磯南	H30.10.26 市184	1	11.2	11.0	工専(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)	●	1種類	●									H30. 9.14	
恵15	柏陽北	R 3. 3.23 市57	1	5.7	5.7	二住(200.60)	文教施設及び周辺住宅地環境との調和を図りながら近隣住民のための生活利便施設等を誘導し、良好な市街地の形成を図る。	生活利便施設の立地促進	●	1種類	●									R 3. 3.23	

● 苫小牧市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条列 施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)		
苫1	新生台	H 2. 2.22 市22 H 5. 6.25 市105 H 7. 3.16 市34 H14. 2.20 市58 H21.11.16 市608 R 3. 3.23 市101	1 12 9.13 8 11 8	49.9	42.4	一低(60.40) 二中(200.60) 一住(200.60) 二住(200.60) 近商(200.80)	民間の宅地開発事業が進められている地区で、用途や敷地の細分化を制限し、事業効果の維持・増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	6種類	●	180		●	1.5 10.0	●	9	○	広告	○	1.2	H 2. 6. 1	
苫2	鏡石ニュータウン	H 3.12.13 市172 H 5. 6.25 市105 H 7. 3.16 市34 H 9. 6.10 市106 H13. 3.13 市89 H30. 4. 1 市140 R 3. 3.23 市101	1 12 8.13 8.11 4.9 8 5.8,10	67.3	53.8	一低(60.40) 一中(200.60) 二中(200.60) 近商(200.80) 準工(200.60)	市施行の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(市施行)	●	7種類	●	200 500		●	1.0 2.0	●	12 20	○	広告	○	1.2	H 4. 6. 1	
苫3	みどり野	H 3.12.13 市172 H 5. 6.25 市105 H 7. 3.16 市34	1 12 8.13	11.1	10.7	一低(60.40) 一中(100.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	100 50	●	200	●	1.5	●	10	○	広告	○	1.2	H 4. 6. 1
苫4	苫小牧鏡岡オーシャン ヒルズ	H 7. 3.16 市35 H18. 8.18 市321 H26.11.21 市460 R 3. 3.23 市101	1 6.11 6.8,11 8	35.0	21.2	一低(60.40) 二低(100.50) 一中(200.60) 二中(200.60) 一住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	6種類	●	60 40 200 700		●	1.0 1.5	●	9 10	○	広告	○	1.2	H 7. 4. 1	
苫5	グリーンヒルズ苫小牧	H 7. 3.16 市35	1	17.1	10.8	一低(60.40) 二低(100.50)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	180		●	1.5	●	9 10	○	広告	○	1.2	H 7. 4. 1	
苫6	ザ・スプリングス高 丘	H 7. 3.16 市35 H13. 9.17 市296	1 9.11	13.4	13.0	一中(200.60) 二住(200.60)	民間の宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地開発事業(民間)	●	2種類	●	80 50	●	200 300	●	1.0 1.5 3.0	●	9 10	○	広告	○	0.8	H 7. 4. 1
苫7	ウトナイ	H 7. 7. 5 市118 H30. 4. 1 市140 R 3. 3.23 市101	1 8 8	135.6	97.0	一住(200.60) 準住(200.60) 準工(200.60) 工業(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(組合施行)	●	4種類	●	200 300 300		●	165 500				○	広告	○	1.2	H 7.11. 1
苫8	沼ノ端駅北	H10. 2.26 市34 R 3. 3.23 市101	1 8	11.3	7.9	近商(200.80)	市施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業(市施行)	●	3種類	●	150 200 500							○	広告	○	H10. 6. 1	

吉 9	清水町	H17. 3.11 市 83	1	0.1	0.1	一中(200.60)	医薬品等調剤機能を有する調剤薬局を建設することにより、都市計画病院を支援し、都市防災機能の向上を図る。	市立病院建設											○ 広告			
吉 10	植草ヶ丘	H28.11.18 市376	1	16.6	16.6	調整区域	住宅等の建築が可能な地域を増やし、地域の良好なコミュニティの維持・形成を図る。	宅地開発事業(民間)	● 1種類												● H28.12.12	§12-5イ
吉 11	新千歳空港周辺	H28.11.18 市376 H31. 4.11 市126	1	6.8, 11	4.1	調整区域	新千歳空港のアフセス強化が図られた地区において、航空旅客の利便性の向上を図る。	宅地開発事業(民間)	● 2種類	● 60	● 40	● 1000 3000	● 5.0	● 9	○ 色 彩 告 白	○ 0.8	● H30. 4.1					§12-5イ

● 白老町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
白 1	虎杖浜	H25. 5.27 町 27	1	5.1	5.1	調整区域	閉校後の学校施設を含む区域について、周辺の景観や自然環境の保全に配慮しつつ、地域の活性化や地域振興のための土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			● 1種類						● 4.0	● 14	○ 色 彩 告 白		● H25. 6.25	§12-5 口

● 安平町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
安 1	大町	H 5. 3.11 町 15 H 8. 8.30 町 30 H19. 2.16 町 12	1	14.6	11.1	一低(60.40) 準工(200.60)	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(公社)			● 1種類		● 180		● 1.5				○ 告 白		● H 5. 3.17	
安 2	栄町	H 5. 3.11 町 15 H 8. 8.30 町 30 H19. 2.16 町 13	1	5.5	3.2	準工(200.60)	沿道にふさわしいサービス施設の立地を図るとともに良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			● 2種類				● 1.5						● H 5. 3.17	
安 3	富岡	H29. 2. 1 町 11	1	2.1	2.1	調整区域	閉校後の学校施設を含む一区域の区域について、地域の活性化や地域振興のため、農産物の集出荷場としての土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			● 1種類				● 3.0	● 12			○ 色 彩 告 白		● H29. 2. 1	§12-5 口

● 厚真町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
厚 1	フォーラムビレッジ	H21.12.10 町410 H22. 9. 8 町405	1	20.8	20.5	二低(100.50) 一住(200.60)	居住環境の悪化を未然に防止するとともに、緑豊かで潤いある良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(町施行)			● 2種類	● 50	● 30	● 660		● 1.0 2.0	● 10		○ 色 彩 告 白	○ 構 造	● H23. 4. 1	
厚 2	富野	H29. 1.23 町601	1	2.3	2.0	調整区域	閉校後の小学校施設の敷地を含む一区域の区域について、地域の活性化や地域振興のために周囲の豊かな環境を活用した施設としての土地利用の形成を図る。	廃校施設の活用			○ 1種類				○ 2.0	○ 10			○ 色 彩 告 白		● H29. 6. 7	§12-5 口

● 北見市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考				
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)		
見 1	大正西9号	H 8. 3.29 市 52 H30. 6. 1 市145	1	7.3	7.3	一低(60.40) 準工(200.60)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(民間)			● 1種類			● 200 500								● H 8.10. 1	
見 2	中央大通沿道	R 4. 5.31 市121	1	1.6	1.6	商業(400.80) 商業(600.80)	中心市街地としてふさわしい都市機能の整備、賑わいの創出及びまちなか居住の推進を目的として施行される第一種市街地再開発事業の効果の維持及び増進を図ること。	この地区は、北見市の中心市街地に位置しているが、老朽建物や低・未利用地が多く存在しており、市街地の空洞化や賑わいの低下などの課題を抱えている。			● 2種類	● 400 600 最低 60	● 60	● 200	● 200				○ 色 彩		● H18. 3. 5	§12-8 高度 利用型	

● 岩見沢市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
岩 1	岩見沢駅前通り	H25. 3.27 市 38 H28. 7. 5 市139 H30. 4. 1 市 32	1	2.0	1.4	商業(400.80)	岩見沢市の玄関口にふさわしい街なみ景観及び地区の賑わいを創出するとともに、多機能型生活街として環境の向上を図る。	都市計画道路事業に伴う街並み景観の形成			● 1種類					● 0.6 工作物 設置制 限あり			○ 外 観 色 彩 告 白 U D		● H25. 3.27	

● 稚内市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
稚 1	稚内駅周辺	H18. 3.22 市 20	1	0.9	0.4	商業(400.80)	土地利用の合理的な高度利用を促進し、魅力的な都市軸形成を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 400 最低 100	● 80	● 1000	● 200	● 1.5 3.0					● H18. 4. 1	§12-8 高度 利用型

● 名寄市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
名 1	本町	H18. 3.24 町 33 (風連町) H21.12. 1 市137	1	1.9	1.3	商業(400.80)	市街地再開発事業の円滑な推進を図り、街並みの形成、中心市街地の活性化を図る。	市街地再開発事業			● 1種類	● 400 最低 50	● 80	● 200	● 2.0						● H19.10.15	§12-8 高度 利用型

● 滝川市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の要因 (*)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条 例施行年月日 (*4)	備考			
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	壁面位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙垣 (m)	
滝 1	ニュータウンせせらぎ	H 7. 9.11 市108 H 8.11.25 市140 H 9. 9.26 市103 H15. 3. 7 市 25 H25. 6.14 市145 H28. 4. 1 市 55	1	10.8	9.8	一住(200.60)	市土地開発公社宅地開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業(公社)			● 2種類	● 100	● 50	● 250		● 1.0	● 10 軒高 6.5		○ 色 彩 告 白	● 1.2	● H 7. 9.26	
滝 2	ニュータウンルピナス	H 8.11.25 市140 H15. 3. 7 市 25	1	10.8	10.2	一住(200.60)	組合施行の土地地区面整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地地区面整理事業(組合施行)			● 2種類	● 100	● 50	● 250		● 1.0	● 10 軒高 6.5		○ 色 彩 告 白	● 1.2	● H 8.12.13	
滝 3	滝新	H17. 6.10 市 69	1	7.4	7.1	一住(200.60)	低層戸建住宅を中心とした良好な居住環境の維持・保全を図る。	用途混在、敷地細分化の防止			● 2種類	● 150	● 60	● 240		● 1.0	● 10 軒高 6.5		○ 色 彩 告 白	● 1.2	● H17. 7. 1	

● 富良野市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の 要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考		
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠	塙欄 (m)
富 1	東雲町 (南大沼)	H15. 8. 1 市 33 H22.11.24 市 23	1 3	4.4	4.4	一低(60.40) 二低(60.40)	民間の開発事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	宅地開発事業 (民間)			●		●	●	●	●	●	○	●	H15.12.25	
富 2	東4条街区	H22. 7.23 市 19 H25. 2. 1 市 9	1 6.8	1.7	1.6	一住(200.60) 近高(300.80)	中心市街地における都市機能の回復、回遊性の向上及びまちなか居住の推進を図る。	市街地再開発事業	○			●	●	●	●	●	○	○	H22.12.17	512-8 高度 利用型	

● 江差町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の 要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考	
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠
差 1	陸まち中歌純神	H 9. 7. 4 町 28 H11. 3. 3 町 13 H11. 8. 27 町 40 H12.10. 6 町 51 H13.12.18 町 50	2 7 8.9 8.9 8.9	9.2	7.0	近高(300.80)	歴史を生かすまちづくり事業の効果の維持増進を図り、歴史や風土に根ざした特色ある「近隣商業業務地区」を形成する。	歴史を生かすまちづくり事業	○	広1		●			○	●	○	○	H 9. 7. 4	

● 南幌町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の 要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考	
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠
南 1	南町周辺	R 5. 3.20 町 16	1	33.0	30.8	一住(200.60) 準工(200.60)	良質な住環境を保全しつつ新たな産業の誘致と多様な住宅供給の誘導により職住近接を図る。	これまで培った良質な住環境を維持しつつ、新たな産業創出とそれに伴う雇用者のための居住の確保が一体となった職住近接が可能な土地利用を図る。			●			●	●	○	○	R 5. 3.15		
南 2	元町1丁目	R 5. 3.20 町 17	1	7.0	6.6	準工(200.60)	良質な住環境を保全しながら、工業・業務地区を形成し、住宅地の良質な住環境を維持する。	隣接する低層住宅地の良質な住環境を維持する。			●								R 5. 3.15	

● 美瑛町

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更)の 要因 (*1)	面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建蔽率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	地区施設		建築物等 (*3)							建築条例 施行年月日 (*4)	備考	
									道路	公園 広場 (*2)	用途	容積率 (%)	建蔽率 (%)	敷地面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	高さ (m)			形態 意匠
美 1	鉄西	H 6. 6. 6 町 16 H26.11.21 町 29	1 8	34.6	26.1	一中(200.60) 一住(200.60) 準住(200.60) 商業(400.80) 準工(200.60)	組合施行の土地区画整理事業の事業効果の維持増進と良好な市街地の形成を図る。	土地区画整理事業 (組合施行)	○	公1	○	4種類			○	1.0 2.0 3.0	○	○		

*1 変更の要因 1. 当初決定、2. 当初決定(地区計画の方針のみ決定)、3. 地区計画の名称(位置)変更、4. 地区計画区域の拡大、5. 地区計画区域の縮小、6. 地区計画の方針一部変更、7. 地区整備計画の決定、8. 地区整備計画の変更、9. 地区整備計画区域の拡大、10. 地区整備計画区域の縮小、11. 地区整備計画区域の変更、12. 建築基準法一部改正等による経過措置設定、13. 建築基準法一部改正等による経過措置解除、14. 地区計画の廃止

*2 地区施設 公一公園、緑一緑地、広一広場、空一その他公共空地、数字は箇所数
*3 建築物等 ●は、建築条例(建築基準法による条例)に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
塙欄は、特に断りのない場合は「塙」に係る制限
*4 建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

(3) 地区計画 (旧再開発地区計画型) 決定状況一覧表

● 札幌市

(令和5年3月31日現在)

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (+1)	面積 (促進区) (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建築率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	一号施設	地区施設		建築物等 (+3)							建築条例 施行年月日 (+4)
										道路	公園 広場 (+2)	用途	最高 容積率 (%)	最低 容積率 (%)	最高 建築率 (%)	最低敷 地面積 (㎡)	最低建 築面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	
札幌 1	ビール工場跡地	H 2. 3. 2 市 145 H 5. 6. 25 市 497 H 7. 1. 25 市 56 H 8. 3. 29 市 321 H18. 8. 7 市1313 H19. 11. 30 市1659 H30. 4. 1 市1759 R 3. 2. 12 市372	1 12 8 8.13 4,6,9 8 8	5.3 (5.3)	5.0	商業(400.80)	商業・業務・教育・文化等複合都市空間の形成、歴史的建築物の再生活用を図る。	市街地再開発事業	空地	○ 空2	● 1種類	○ 空2	● 60	● 1000	● 2.0	● 2.0	○ 色彩	● H 2. 7. 1	
札幌 2	福住	H 4. 9. 4 市 722 H 5. 6. 25 市 497 H 7. 1. 25 市 57 H 8. 3. 29 市 322	1 12 8 8.13	1.9 (1.9)	1.9	近商(300.80)	主要交通結節点としての機能強化と商業業務機能の充実を図る。	市街地再開発事業	空地1	○ 広1 空2	● 1種類	○ 350	● 1000	● 2.0	● 2.0	○ 屋根	● H 5. 4. 1		
札幌 3	J R桑園駅周辺	H 5. 6. 10 市 456 H 7. 1. 25 市 58 H 8. 3. 29 市 323	1.12 6.8,9 13	2.8 (2.8)	1.9	近商(300.80)	都市周辺駅周辺の整備、商業業務の集積を図る。	市街地再開発事業	広場1 空地5	○ 広4 空2	● 2種類	○ 400 430 450	● 150	● 500	● 200	○ 屋根	● H 7.11. 1		
札幌 4	元町	H 5. 6. 10 市 457 H 7. 1. 25 市 59 H11. 8. 11 市 810 R. 1. 7. 11 市3651	1 8 8 3,6,8	7.4 (7.4)	1.5	近商(300.80)	地下鉄駅を中心とする地区拠点、商業業務・住宅複合市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	空地12	○ 空7	● 1種類	○ 400	○ 100	● 200	● 0.5 1.0 1.3 1.5	○ 屋根	● H 6. 4. 1		
札幌 5	北42条東7丁目	H 5. 8. 18 市 637 H 7. 1. 25 市 60 H 8. 3. 29 市 324	1,12 8,13	1.5 (1.5)	1.4	近商(200.80)	都市周辺地区の商業核の形成を図る。	市街地再開発事業	道路1	○ 広1	● 1種類	● 1000	● 1000	● 1.0	● 3+0.6x 2.0	○ 屋根	● H 6. 4. 1		
札幌 6	J R手稲駅北口	H 7. 7. 7 市 543	1	5.3 (5.3)	5.3	近商(300.80)	商業業務系高度利用市街地の形成を図る。	優良建築物等整備事業	道路1 空地9	○ 広1 空4	● 1種類	○ 400	● 100	● 1000	● 1.15 2.0 3.0	○ 屋根	● H 7.11. 1		
札幌 7	学園前駅周辺	H 8. 3. 15 市 204 H13. 2. 22 市 176	1 6,8,9	3.2 (3.2)	3.0	一住(200.60) 近商(300.80)	商業業務、居住機能の充実による高度利用市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	道路4 広場2 空地3	○ 広1 空5	● 2種類	● 300 350	● 100 60	● 500 1000	● 200	○ 屋根	● H 8. 7. 1		
札幌 8	豊平6条3丁目	H 8. 6. 4 市 634	1	2.0 (2.0)	1.6	一住(200.60) 近商(300.80)	公共施設整備による良好な住環境の形成を図る。	市街地再開発事業	空地1	○	● 1種類	○ 300	● 100	● 500	● 3.0	○ 屋根	● H 8. 7. 1		
札幌 9	宮の沢駅周辺 (手稲駅周辺)	H 8.11.29 市1332 H 9. 6. 6 市 628 H10. 4. 13 市 426 H19. 11. 30 市1660 H30. 4. 1 市1760	1 8,9 3 8 8	5.6 (5.6)	3.5	準工(200.60)	交通ターミナル機能、商業業務機能、居住機能を誘導し、良好な高度利用市街地の形成を図る。	優良建築物等整備事業	道路1 広場1	○ 広3 空4	● 2種類	○ 300	● 100	● 500 1000	● 1.0 2.0	○ 屋根	● H 9. 7. 1		
札幌 10	東さっぽろ	H14. 5. 8 市 568 H19. 6. 27 市 905 H24. 8. 10 市1928	1 9 6,8	17.8 (17.8)	9.1	近商(300.80)	公共施設、商業・業務施設などの集積を図る。	土地区画整理事業 (市施行)	広場3 空地3	○ 広1	● 2種類	● 1000	● 1000	● 1.0	● 2.0 4.5	○ 屋根	● H14. 7.10		
札幌 11	東園東	H15. 2. 18 市 196 H18. 3. 31 市 544	1 8	3.7 (3.7)	3.7	一住(200.60)	良好な住環境を有する集合型の居住機能と商業機能を有した市街地の形成を図る。	市街地再開発事業	道路2	○ 空3	● 2種類	● 300	● 100	● 60	● 500	● 200	○ 屋根	● H15. 6.13	
札幌 12	J R苗穂駅周辺	H24. 4. 27 市1024 H27. 3. 26 市 867 H28. 2. 17 市 522 H28. 6. 23 市1921 H29. 5. 31 市2015 H30. 10. 16 市5468 H31. 2. 28 市1078	2 6,7 4 6,8 8 6,7 10 7	8.8 (8.8)	4.7	近商(300.80) 準工(200.60)	土地利用転換を促進し、地域のまちづくりの核にふさわしい機能が集積した市街地の形成を図る。	JR苗穂駅の移転及び公共施設の整備等	道路1 空地5	○ 線1 広6 空14	● 5種類	● 300 350 400	● 100 150 65	● 60	● 500 1000	● 200	○ 外観	● H30.12.13	
札幌 13	北33条東1丁目	H24. 9. 28 市2295	1	0.9 (0.9)	0.8	準工(200.60)	地下鉄駅周辺にふさわしい機能導入や豊かなオープンスペース等を創出することにより、拠点機能の充実・強化を図り、高度利用住宅地としての質の高い複合市街地の形成を図る。	都市計画提案	道路1	○ 広2 空5	● 1種類	● 340	● 150	● 1000	● 2.0	● 38	○ 外観	● H24.12.13	
札幌 14	新さっぽろ駅周辺地区	H30.10.16 市9465	1	36.6 (36.6)	5.7	商業(600.80) 商業(400.80) 近商(300.80) 一住(200.60)	土地利用転換を促進し、地域のまちづくりの核にふさわしい機能が集積した市街地の形成を図る。	都市計画提案	道路2	○ 道3 ○ 広3 空13	● 5種類	● 100 200	● 1000	● 200	● 2.0 2.5 3.0	○ 屋根	● H30.12.13		

● 小樽市

番号	地区の名称 (当初地区の名称)	決定(変更)年月日	決定(変更) の要因 (+1)	面積 (促進区) (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	用途地域 容積率(%) 建築率(%)	地区計画のねらい	地区計画の動因	一号施設	地区施設		建築物等 (+3)							建築条例 施行年月日 (+4)
										道路	公園 広場 (+2)	用途	最高 容積率 (%)	最低 容積率 (%)	最高 建築率 (%)	最低敷 地面積 (㎡)	最低建 築面積 (㎡)	壁面 位置 (m)	
小樽	小樽港駅周辺	H 6.11.25 市195 H 8. 8. 16 市151 H18. 9. 11 市233 H22. 2. 18 市 37 H30. 4. 2 市 3 R4. 9. 29 市330	2 7 9 8 8 6,8	28.0 (28.0)	18.2	工業(200.60)	観光・アメニティ拠点と連携した広域的な文化、交流、生活サービス機能に加え、公共性をもった緑地・にぎわいのある空間整備を図る。	大規模未利用地の計画的な土地利用転換	道路1 空地2	○ 広1 空2	● 3種類	○ 300 400	● 500 1000	● 2.0	○ 屋根	● H 8.11. 1			

*1 変更の要因 1. 当初決定、2. 当初決定(地区計画の方針のみ決定)、3. 地区計画の名称(位置)変更、
4. 地区計画区域の拡大、5. 地区計画区域の縮小、6. 地区計画の方針一部変更、
7. 地区整備計画の決定、8. 地区整備計画の変更、9. 地区整備計画区域の拡大、
10. 地区整備計画区域の縮小、11. 地区整備計画区域の変更、
12. 建築基準法一部改正等による経過措置設定、13. 建築基準法一部改正等による経過措置解除、
14. 地区計画の廃止

*2 地区施設 公一公園、緑一緑地、広一広場、空一その他公共空地、通一道路、数字は箇所数
*3 建築物等 ●は、建築条例(建築基準法による条例)に定められた項目
○は、地区整備計画のみに定められた項目
用途の種類は、地区の細区分ではなく実質的な種類の数
埋埋は、特に断りのない場合は「埋」に係る制限
*4 建築条例施行年月日は、当初の施行年月日

7 環境影響評価

(1) 都市計画における環境影響評価の実施状況

(令和5年3月31日現在)

年度	事業名	事業主体	事業の規模	適用区分
S59	札幌圏都市計画道路1・3・1札幌自動車道(北海道横断自動車道釧路線札幌西区札幌白石区間)	北海道開発局	4車線の高速自動車道 延長約1.4km	当面の措置方針 条 例
H2	函館圏都市計画道路1・3・1函館新道3・4・418七飯通(一般国道(函館新道))	北海道開発局	1・3・1函館新道:全 区間4車線3・4・41 8七飯通:2車線(一部 4車線)延長約1.2km	要 綱
H2	函館都市計画道路1・3・2上磯新道(函館・江差自動車道(函館～大野間))	北海道開発局	全区間4車線 延長約4km	要 綱
H2	苫小牧圏都市計画道路1・3・601苫小牧自動車道(日高自動車道(苫小牧IC～厚真間))	北海道開発局	全区間4車線 延長約1.9km	要 綱
H2	留萌都市計画道路3・2・15留萌通3・3・16塩見通(一般国道231号・232号留萌 道路)	北海道開発局	全区間4車線 延長約7km	条 例
H2	旭川圏都市計画道路3・2・23西神楽線(一般国道237号旭川市神楽～西神楽間)	北海道開発局	全区間4車線 延長約5km	条 例
H4	札幌圏都市計画屯田中部土地区画整理事業	北海道住宅供給公社	総面積145.3ha	要綱・条例
H6	千歳恵庭圏都市計画黄金土地区画整理事業	土地区画整理組合	総面積120.7ha	要綱・条例
	苫小牧圏都市計画道路3・3・502早来苫小牧通	北海道開発局	全区間4車線 延長約3km	条 例
H7	札幌圏都市計画東雁来第2土地区画整理事業	札幌市	総面積213ha	要綱・条例
H10	釧路圏都市計画道路1・3・1釧路外環状道路(一般国道38号(釧路東新道))	北海道開発局	全区間4車線 延長約1.1km	要 綱
H11	余市都市計画道路1・3・1余市望海台通 小樽都市計画道路1・3・1小樽山手通 (余市町～小樽市間自動車専用道路)	北海道開発局	全区間4車線 延長約2.4km	法 律
H14	帯広圏都市計画稲田川西土地区画整理事業	土地区画整理組合	総面積88.1ha	法 律
H18	函館圏都市計画道路1・4・3新外環状線	北海道開発局	全区間4車線 延長約1.0km	法 律
H24	旭川圏都市計画道路3・3・62東旭川東神楽通	北海道	全区間4車線 延長約1.0km	条 例

8 北海道都市計画審議会 (1) 北海道都市計画審議会条例

昭和44年3月31日北海道条例第3号
昭和47年3月31日北海道条例第8号
平成11年12月17日北海道条例第71号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、北海道都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、北海道議会議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、知事が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある市町村の長若しくは議会の議員のうちから、専門委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、道の職員又は関係市町村の職員のうちから、それぞれ知事が任命する。

3 学識経験のある者につき任命された委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、審議会の委任を受けて審議会に属する事項で軽易なものを処理する。

3 常務委員会は、会長の指名した委員で組織する。

4 前条の規定は、常務委員会の議事について準用する。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）の施行の日から施行する。

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 審議案件処理状況

年 度		S44~H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
開催回数	本 審	202	5	5	6	7	5	5	5	5	4	5	5	4	5	4	4	5	4	5	5	4	4	3	3	309
	常 務	208	2																							210
総 案 件 数		5,964	47	47	53	237	40	50	53	50	32	40	119	20	15	17	14	20	10	13	14	54	73	15	7	7,004
本審査内訳	都 市 計 画 区 域	97			1			1			2	3									1					105
	準 都 市 計 画 区 域	0							2	1	1	1														5
	区 域 マ ス タ ー プ ラ ン	0			81			1			6	73						6				37	42			246
	再 開 発	0						1	1																	2
	区 域 区 分	144	6	8	7	10	6	6	4	6	5	4	8		1	3	2	1		2	2	2	8	1	1	237
	地 域 地 区	1,141	4	2	8	6	3	4	4	3	1	2	5		1		1	2		1		1	4	1		1,194
	都 市 施 設	950	24	31	23	23	15	25	27	27	13	18	18	11	9	9	8	6	4	4	7	3	10	10	1	1,276
	市 街 地 開 発 等	201	1		2					2	1			1												208
	地 区 計 画 等	371	1																							372
	そ の 他	143	1	6	13	116	16	14	15	10	11	7	11	8	4	5	3	5	6	6	5	10	9	3	5	432
	計	3,047	37	47	53	237	40	50	53	50	32	40	119	20	15	17	14	20	10	13	14	54	73	15	7	4,077
常務委員会内訳	都 市 施 設	2,642	10																							2,652
	そ の 他	275																								275
	計	2,917	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,927

令和4年度審議状況

区 分	都 市 計 画 の 種 類	第 308 回	第 309 回	第 310 回	第 311 回	()	合 計		
		(4.5.19)	(4.9.8)	(4.10.27)	(5.2.9)		北海道決定	市町村決定	
本 地 域 地 区 都 市 施 設 査	都 市 計 画 区 域						0	0	
	準 都 市 計 画 区 域						0	0	
	区 域 マ ス タ ー プ ラ ン						0	0	
	再 開 発 の 方 針						0	0	
	区 域 区 分				1		1	0	
	地 域 地 区	用 途 地 域						0	0
		特 別 用 途 地 区						0	0
		高 度 地 区						0	0
		高 度 利 用 地 区						0	0
		特 定 街 区						0	0
		臨 港 地 区						0	0
		特 別 緑 地 保 全 地 区						0	0
	都 市 施 設	道 路				1		1	0
		公 園						0	0
		緑 地						0	0
		下 水 道						0	0
		汚 物 処 理 場						0	0
		そ の 他 の 処 理 施 設						0	0
		河 川						0	0
土 地 区 画 整 理 事 業							0	0	
市 街 地 再 開 発 事 業						0	0		
そ の 他	2	2		1		5	0		
計	2	2	0	3	0	7	0		
	2	2	0	3	0	7	0		

9 その他

(1) 都市計画税徴収状況

(各年度決算額、単位：千円)

区域名	市町村名	税率 (%)	徴収区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度
札幌圏	札幌市	0.3	市街化区域内	24,878,681	24,919,163	26,105,841
	江別市	0.3	〃	962,299	945,966	974,444
	北広島市	0.3	〃	603,342	596,864	619,930
	石狩市	0.3	〃	593,795	575,550	591,832
小樽	小樽市	0.3	〃	1,064,074	1,039,046	1,040,317
函館圏	函館市	0.3	〃	2,432,725	2,346,535	2,463,181
旭川圏	旭川市	0.3	〃	2,917,472	2,854,571	2,928,465
	鷹栖町	0.3	〃	28,690	27,182	27,646
	東神楽町	0.3	〃	65,530	62,348	63,641
室蘭圏	室蘭市	0.3	〃	888,265	857,548	879,322
	登別市	0.3	〃	337,216	319,757	347,603
	伊達市	0.3	〃	229,133	218,876	225,661
釧路圏	釧路市	0.3	〃	1,344,549	1,334,875	1,368,398
	釧路町	0.3	都市計画区域の一部	156,216	151,413	157,082
帯広圏	帯広市	0.3	市街化区域内	1,594,453	1,562,172	1,621,999
	芽室町	0.1	〃	61,692	59,879	61,700
千歳恵庭圏	千歳市	0.3	〃	940,760	901,130	977,382
	恵庭市	0.3	〃	596,248	581,542	599,177
苫小牧圏	苫小牧市	0.3	〃	1,939,801	1,900,161	1,953,745
北見	北見市	0.3	〃	872,477	838,539	874,920
線引き都市小計			16市4町	42,507,418	42,093,117	43,882,286
夕張	夕張市	0.3	都市計画区域内	42,749	42,717	37,985
岩見沢	岩見沢市	0.15	都市計画区域の一部	497,590	484,232	492,905
		0.3	用途地域内			
網走	網走市	0.3	〃	225,559	219,372	227,790
留萌	留萌市	0.3	〃	129,857	119,322	124,349
稚内	稚内市	0.3	都市計画区域内	228,495	210,788	226,791
美唄奈井江	美唄市	0.3	用途地域内	78,138	74,460	74,755
	奈井江町	0.2	〃	24,994	23,314	23,841
芦別	芦別市	0.3	〃	58,251	52,612	55,275
赤平	赤平市	0.3	都市計画区域の一部	44,100	40,020	41,979
紋別	紋別市	0.3	都市計画区域内	154,777	135,153	143,126
士別	士別市	0.3	用途地域内	95,497	87,237	93,115
名寄	名寄市	0.3	〃	170,923	157,559	166,059
根室	根室市	0.3	用途地域ほか	133,441	124,885	130,456
滝川	滝川市	0.3	都市計画区域の一部	265,932	250,420	259,364
砂川	砂川市	0.2	〃	86,104	76,994	83,176
深川	深川市	0.3	用途地域内	89,445	81,871	87,821
富良野	富良野市	0.3	〃	128,522	120,083	131,104
当別	当別町	0.25	〃	59,311	58,482	60,775
倶知安	倶知安町	0.3	〃	87,768	86,448	95,272
岩内	岩内町	0.3	〃	66,590	60,865	64,200
古平	古平町	0.3	都市計画区域内	12,550	11,765	12,023
余市	余市町	0.3	都市計画区域の一部	112,194	106,168	109,055
長沼	長沼町	0.3	用途地域内	39,339	37,500	38,746
栗山	栗山町	0.3	都市計画区域の一部	51,765	48,662	49,390
上川	上川町	0.3	〃	12,081	11,408	12,691
美瑛	美瑛町	0.3	用途地域内	42,531	42,727	43,453
羽幌	羽幌町	0.3	都市計画区域の一部	32,943	30,738	31,534
枝幸	枝幸町	0.3	都市計画区域の一部	32,048	29,518	31,106
美幌	美幌町	0.3	都市計画区域の一部	122,585	115,383	119,075
斜里	斜里町	0.3	用途地域内	55,336	50,093	53,859
遠軽	遠軽町	0.3	都市計画区域の一部	97,392	91,484	95,288
雄武	雄武町	0.3	都市計画区域内	21,045	19,596	21,006
静内	新ひだか町	0.18	用途地域内	65,955	61,892	64,887
広尾	広尾町	0.2	都市計画区域の一部	35,515	32,800	34,187
池田	池田町	0	用途地域内	0	0	0
厚岸	厚岸町	0.25	都市計画区域の一部	40,994	39,122	41,118
中標津	中標津町	0.3	用途地域内	147,236	144,117	149,186
非線引き都市小計			16市20町	3,589,552	3,379,807	3,526,742
北海道計			32市24町	46,096,970	45,472,924	47,409,028

※池田町～H24廃止

(2) 北海道の人口の推移

人口及び世帯数

(人)

年次	世帯数	人口		
		総数	男	女
40	1,264,143	5,171,800	2,583,159	2,588,641
45	1,527,751	5,184,287	2,552,806	2,631,481
50	1,675,783	5,338,206	2,621,285	2,716,921
55	1,843,836	5,575,989	2,737,089	2,838,900
60	1,930,078	5,679,439	2,766,296	2,913,143
平成2年(国調)	2,031,612	5,643,647	2,722,988	2,920,659
7年(国調)	2,187,000	5,692,321	2,736,844	2,955,477
12年(国調)	2,306,419	5,683,062	2,719,389	2,963,673
14	2,501,170	5,700,587	2,733,501	2,967,086
15	2,529,504	5,689,802	2,725,756	2,964,046
16	2,553,020	5,675,509	2,715,860	2,959,649
17年(国調)	2,380,251	5,627,737	2,675,033	2,952,704
18	2,599,764	5,600,705	2,667,157	2,933,548
19	2,618,005	5,571,770	2,648,735	2,923,035
20	2,637,145	5,543,556	2,631,725	2,911,831
21	2,654,310	5,520,894	2,618,969	2,901,925
22年(国調)	2,424,317	5,506,419	2,603,345	2,903,074
23	2,670,572	5,498,916	2,606,676	2,892,240
24	2,685,761	5,474,216	2,592,061	2,882,155
25	2,709,610	5,465,451	2,583,864	2,881,587
26	2,727,383	5,463,045	2,584,535	2,878,510
27年(国調)	2,444,810	5,381,733	2,537,089	2,844,644
28	2,751,282	5,401,210	2,552,868	2,848,342
29	2,742,602	5,342,618	2,525,160	2,817,458
30	2,750,340	5,307,813	2,508,580	2,799,233
令和1	2,754,916	5,268,352	2,489,549	2,778,803
2(国調)	2,476,846	5,224,614	2,465,088	2,759,526
3	2,795,571	5,228,732	2,471,013	2,757,719
4	2,796,536	5,183,687	2,450,393	2,733,294
5	2,804,281	5,139,913	2,430,979	2,708,934

国勢調査及び住民基本台帳(令和5年1月1日現在)による。

年次	純増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減	道外から転入	道外への転出	増減
昭和45年	△ 19,875	91,867	31,884	59,983	74,539	154,397	△ 79,858
50	52,755	89,438	30,926	58,512	84,717	90,474	△ 5,757
55	35,123	72,526	32,434	40,092	76,356	81,325	△ 4,969
60	3,939	66,408	34,325	32,083	64,504	92,648	△ 28,144
平成2年	△ 395	54,450	36,801	17,649	70,445	88,489	△ 18,044
7	9,703	50,168	40,694	9,474	72,667	72,438	229
12	△ 6,720	46,622	43,412	3,210	63,929	73,859	△ 9,930
14	△ 7,723	46,080	44,380	1,700	62,353	71,776	△ 9,423
15	△ 11,547	44,862	46,222	△ 1,360	61,580	71,767	△ 10,187
16	△ 15,448	44,054	47,575	△ 3,521	58,832	70,759	△ 11,927
17年度	△ 21,629	41,511	49,761	△ 8,250	54,463	67,842	△ 13,379
18	△ 27,908	42,153	50,604	△ 8,451	52,010	71,467	△ 19,457
19	△ 31,537	41,331	51,959	△ 10,628	51,584	72,493	△ 20,909
20	△ 29,645	40,936	52,879	△ 11,943	51,126	68,828	△ 17,702
21	△ 22,949	40,087	53,417	△ 13,330	50,032	59,651	△ 9,619
22	△ 22,914	40,006	56,262	△ 16,256	48,784	57,742	△ 8,958
23	△ 21,401	39,179	57,761	△ 18,582	51,998	54,817	△ 2,819
24	△ 31,051	38,382	58,723	△ 20,341	49,367	56,836	△ 7,469
25	△ 30,324	38,372	59,552	△ 21,180	47,783	56,927	△ 9,144
26	△ 32,998	37,186	60,172	△ 22,986	46,554	56,566	△ 10,012
27	△ 33,776	36,815	60,929	△ 24,114	47,584	57,246	△ 9,662
28	△ 34,467	35,322	62,068	△ 26,746	48,544	56,265	△ 7,721
29	△ 35,855	34,204	62,651	△ 28,447	48,561	55,969	△ 7,408
30	△ 39,960	32,765	64,238	△ 31,473	47,269	55,756	△ 8,487
令和1	△ 42,139	31,028	65,407	△ 34,379	47,737	55,497	△ 7,760
2	△ 37,105	29,712	65,142	△ 35,430	48,494	50,169	△ 1,675
3	△ 42,141	28,934	69,160	△ 40,226	48,832	50,747	△ 1,915
4	△ 51,438	26,585	74,380	△ 47,795	49,084	52,727	△ 3,643

住民基本台帳による(平成17年から平成24年までは4月から次年3月までの集計結果)

(3) 都市計画法関係権限の市町村への移譲状況

(令和6年2月末現在)

事務権限名称等	移譲先市町村名(市町村数)	備考
都市計画の決定に係る試掘等の許可に関する事務 (法26条第1項外)	せたな町、南幌町、上富良野町、下川町、白老町 (5町) ※都市計画区域を有する35市については法定移譲	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1(以下、省略する。) 11の2の項
市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制に関する事務 (法52条の2第1項外)	当別町、福島町、木古内町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、今金町、せたな町、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、中標津町 (64町) ※都市計画区域を有する35市については法定移譲	13の項
都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務 (法55条第1項外)	南幌町、上富良野町、白老町 (3町) ※都市計画区域を有する35市については法定移譲	13の2の項
開発行為の許可等に関する事務 (法29条第1項外)	小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、稚内市、江別市、士別市、名寄市、千歳市、深川市、富良野市、恵庭市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、松前町、福島町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、奥尻町、せたな町、島牧村、東神楽町、美瑛町、上富良野町、釧路町、苫前町、厚真町、白老町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町 (40市町村) ※札幌市、旭川市、函館市については法定移譲	12の項

※地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例(平成12年3月29日)」により、北海道知事の権限に属する事務の一部を道内市町村に移譲

(4) 都市行政略年表

(令和 6 年 2 月末現在)

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
		明 2.	開拓使設置、蝦夷地を北海道と改称 札幌市街地計画による現在の中心市街地区が設置される
		明 3.	伊達の殖民地計画はじまる
		明 5. 9.	北海道地所規則、土地売貸規則制定
		明 5. 12.	札幌、土木工事により市街地ほぼ形成される
		明 6.	全道三角測量事業開始 (明 10 年完成)
		明 7.	浦河の市街地計画による市街地の設定
		明 8.	根室の市街地計画による市街地の設定
		明 9.	北海道大小区画制定 (30 大区、166 小区)
		明 10.	アメリカの土地分割方式の導入 (ケブロン)
明 11. 1.	郡区町村編成法公布	明 10.	北海道地券発行条例制定
		明 11. 11.	函館大火、焼け跡を区画整理
		明 12. 7.	大小区廃止、郡区町村を編成する
		明 12. 11.	函館公園開園
		明 12. 11.	函館大火、道路大改正
		明 13. 11.	手宮 (小樽) - 札幌間鉄道開通
		明 19. 6.	北海道土地払下規則制定
明 21. 4. 25	市制及び町村制交付	明 20.	標茶の市街地計画による市街地の設定
		明 22.	旭川、帯広、滝川の市街地計画による市街地の設定
		明 22. 12.	新十津川の移住地区画 (殖民地地区画の初め)
		明 24.	枝幸の市街地計画による市街地の設定
		明 29. 5.	角田村水利土功組合設立 (本道初)
		明 30.	白糠、美幌の市街地計画による市街地の設定
		明 32. 10	札幌、小樽、函館に区制
		明 34.	名寄の市街地計画による市街地の設定
		明 34. 4.	北海道 10 ヶ年計画発足
		明 43. 4.	第 1 期拓殖 15 ヶ年計画発足
		明 43. 4.	北見の市街地計画による市街地の設定
大 8. 4. 5	都市計画法公布	大 8.	札幌区が初めて区営住宅建設
大 8. 11. 27	都市計画法施行令公布	大 9. 10.	第 1 回国勢調査、本道人口 236 万人
大 11. 5. 19	内務省に都市計画局設置	大 11. 8.	札幌、小樽、函館、旭川、室蘭、釧路の 6 市、市制施行
大 12. 5. 29	都市計画法適用の都市第 1 次指定 (全国 25 市指定、うち本道 3 市)	大 12. 4	本道 6 市、1 級町 99、2 級町 155
		大 12. 7. 1	都市計画北海道地方委員会、総務部地方課都市計画係設置
大 12. 12.	中央卸売市場法公布		札幌、小樽、函館の 3 都市計画法本道適用
		昭 2.	第 2 期北海道 20 ヶ年計画発足
		昭 4. 6. 27	本道初の用途地域指定 (函館市) (札幌昭 8、小樽昭 7 指定)
		昭 7. 3. 1	土木部総務課都市計画係設置
昭 8. 3. 23	都市計画法の一部改正 (法適用を市及び指定町村に拡大)	昭 10. 3. 28	本道初の防火地域指定 (函館市) (札幌昭 27、小樽昭 27、旭川昭 28、釧路昭 28)
		昭 13. 7. 21	土木部監理課都市計画係設置
昭 16. 1.	農商務省に北海道事業管理局設置 (旧開拓使の官営事業を所管)	昭 17. 11. 1	内政部総務課都市計画係設置
		昭 18. 11. 4	振興部道路課都市計画係設置
昭 18. 6.	改正市町村制実施 (1・2 級町村制廃止)	昭 19. 7. 8	土木部道路課都市計画係設置
昭 23. 7. 10	建設省発足	昭 23. 2. 3	土木部計画課設置

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
昭 24. 4.	北海道開発法制定	昭 23. 12. 23	本道初の準防火地域指定（札幌、函館） （小樽昭 24、旭川昭 24、室蘭昭 24）
昭 24. 6. 3	屋外広告物法公布		
昭 25. 5. 24	建築基準法公布	昭 25. 6. 27	土木部都市計画課設置
昭 25. 6.	北海道開発庁発足	昭 25. 11. 25	北海道屋外広告物条例公布 （条令第 70 号）
昭 26. 7. 1	北海道開発局発足（北海道から分離し国の直轄事業を所管する。総務課、会計課、開発調査課の 3 課設置）		
昭 26. 10	第 1 期北海道総合開発計画・北海道総合開発第 1 次 5 ヶ年計画策定		
昭 29. 5. 20	土地区画整理法公布	昭 29. 9.	岩内大火、道が初めて復興土地区画整理を実施する
昭 29. 7. 25	日本住宅公団設立		
昭 31. 4. 20	都市公園法公布		
昭 32. 5. 16	駐車場法公布		
昭 32. 12.	第 1 期北海道総合開発第 2 次 5 ヶ年計画策定		
昭 33. 4. 24	下水道法公布	昭 35. 7. 30	北海道建築基準法施行条例公布 （条例第 33 号）
昭 36. 6. 1	公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律公布	昭 35.	北海道における都市計画適用市町村は全部で 85 となる
昭 37. 5. 28	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律公布	昭 36. 1. 17	建築基準法施行細則公布（規則第 8 号）
昭 37. 7.	第 2 期北海道総合開発計画策定		
昭 38. 7. 11	新住宅市街地開発法公布施行		
昭 38. 8. 7	標準駐車場条例通達		
昭 39. 1. 15	建築基準法の一部改正（建築物の高層化に対応）	昭 39. 7.	道営大麻団地開発事業着手（全国初の新住事業）
昭 40. 6. 10	地方住宅供給公社法の公布施行	昭 41. 8. 8	札幌圏広域都市計画協議会設置
昭 41. 3. 31	都市開発資金の貸付に関する法律公布	昭 41. 11. 4	函館圏広域都市計画協議会設置
昭 41. 7. 1	流通業務市街地の整備に関する法律公布	昭 42. 7. 25	室蘭圏広域都市計画協議会設置
昭 42. 7. 30	都市局に都市開発課新設	昭 42. 8. 9	旭川圏広域都市計画協議会設置
昭 43. 6. 15	新都市計画法公布	昭 43. 9. 14	帯広圏広域都市計画協議会設置
	都市計画中央審議会設置	昭 43. 9. 16	釧路圏広域都市計画協議会設置
昭 44. 6. 13	都市再開発法公布	昭 44. 3. 31	北海道都市計画地方審議会条例公布 （条例第 3 号）
	都市計画法施行令公布		
	都市計画法、同施行令及び同施行規則施行		
昭 44. 7. 22	都市再開発法施行		
昭 44. 7. 22	市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行う都市計画区域を指定する告示	昭 44. 6. 14	北海道都市計画公聴会規則公布 （規則第 60 号）
昭 44. 11. 12	市街化区域、市街化調整区域の区域区分を行う都市計画区域を追加する告示	昭 44. 8. 25	千歳恵庭圏広域都市計画協議会設置
昭 44. 12. 6	風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令公布	昭 45. 3. 31	風致地区内建築等規制条例公布 （条例第 7 号）
昭 45. 7.	第 3 期北海道総合開発計画策定	昭 45. 6. 13	風致地区内建築等規制条例施行細則公布 （規則第 82 号）
昭 46. 5. 10	都市局に下水道部設置		
昭 46. 6. 1	建築基準法の一部を改正する法律、政令及び省令施行	昭 45. 7. 1	都市計画法施行細則公布（規則第 82 号）
		昭 45. 7. 8	苫小牧圏広域都市計画協議会設置
昭 47. 4. 1	札幌、川崎、福岡の 3 市政令指定都市となる	昭 47. 4. 5	建築部が住宅都市部に移管 都市計画課が住宅都市部に移管
			都市施設課新設
昭 47. 5. 10	都市局に都市政策課設置		建築課が建築指導課と改称
昭 47. 5. 29	下水道事業センター法公布		営繕課が工営課と改称
昭 47. 6. 15	公有地の拡大の推進に関する法律公布		
	都市公園等整備緊急措置法公布	昭 47. 9. 14	北海道都市対策懇話会設置
	工業再配置促進法公布	昭 47. 9. 30	北海道都市対策連絡会議設置
昭 47. 6. 22	新都市基盤整備法公布	昭 48. 1. 20	（財）北海道開発用地公社を北海道土地開発公社に組織変更
昭 48. 8. 30	公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正		
昭 48. 9. 1	都市緑地保全法公布	昭 48. 2. 12	宅地開発指導指針制定
昭 49. 6. 1	都市計画法及び建築基準法の一部改正	昭 48. 5. 4	日照保護のための高度地区決定要綱制定
	生産緑地法公布	昭 49. 5. 1	都市計画課内に道都圏対策室を設置

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
昭 49. 6. 25	国土利用計画法公布		
昭 49. 6. 26	国土庁発足		
昭 50. 7. 16	都市再開発法及び都市計画法の一部改正	昭 52. 7.	北海道発展計画策定
昭 51. 5. 25	都市公園法の一部改正	昭 52. 8. 20	道都圏対策室を廃止
昭 51. 11. 15	建築基準法の一部改正		石狩湾地域建設事務所を設置
昭 52. 11.	第三次全国総合開発計画策定	昭 52. 8. 30	都市施設課内に下水道室を設置
昭 53. 2.	第 4 期北海道総合開発計画策定	昭 53. 7. 19	北海道環境影響評価条例（環境アセスメント）公布（条令第 29 号）
昭 53. 5.	建築基準法の一部改正		北海道流域下水道条例公布
	都市計画法の一部改正	昭 54. 7. 27	（条令第 19 号）
昭 55. 3.	都市計画法の一部改正（地区計画制度の導入）		
	建築基準法の一部改正	昭 56. 4.	都市施設課を街路公園課と改称し都市施設課内の下水道室を下水道課として新設
	都市再開発法の一部改正		開発事業課を廃止し、宅地課内に開発事業室として設置
昭 56. 4.	幹線道路の沿道の整備に関する法律公布	昭 57. 4.	石狩湾地域建設事務所を石狩地域都市施設事務所と改称
	都市計画法及び建築基準法施行令施行規則の一部改正	昭 59. 2. 23	北見市が大臣認可を要する都市計画区域となる
昭 58. 5. 21	都市再開発法の一部改正	昭 61. 4. 5	住宅都市部街づくり推進室設置
昭 59. 8. 28	環境影響評価の実施について閣議決定		
昭 62. 6. 2	民間都市開発の推進に関する特別措置法公布		
	集落地域整備法公布		
昭 62. 6. 9	総合保養地域整備法公布		
昭 62. 11. 16	建築基準法の一部改正	昭 62. 11.	北海道新長期総合計画策定
昭 63. 5. 20	都市計画法及び都市再開発法の一部改正（再開発地区計画制度の導入）	昭 63. 4. 1	街づくり推進室をまちづくり推進室に改称し、都市計画課を同室内に設置
	第 5 期北海道総合開発計画策定		屋外広告物事務について商工労働観光部より移管
昭 63. 6.	多極分散型国土形成促進法公布		
昭 63. 6. 14	総合土地対策要綱閣議決定		
昭 63. 6. 28	都市計画法の一部改正	平元. 4.	都市計画課に主査（広告景観）設置
平元. 6. 28	土地基本法公布	平元. 10.	北海道屋外広告物条例の改正
平元. 12. 22	標準駐車場条例改正通達		
平 2. 6. 11	都市計画法の一部改正		
平 2. 6. 29	生産緑地法の一部改正		
平 3. 4. 26	駐車場法の一部改正		
平 3. 5. 20	特定商業集積法公布		
平 3. 5. 24	地方拠点法公布	平 5. 2. 16	地方拠点法に基づき帯広圏を地域指定（平 5. 8. 3 基本計画承認）
平 4. 6. 5	都市計画法及び建築基準法の一部改正	平 5. 7. 9	北海道屋外広告物条例の一部改正
平 4. 6. 26	流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正	平 5. 8. 17	地方拠点法に基づき千歳・苫小牧地域を地域指定（平 6. 3. 31 基本計画承認）
平 5. 5. 26	屋外広告物法の一部改正	平 6. 3. 29	北見市の市街化区域及び市街化調整区域の新規決定
		平 6. 9. 16	地方拠点法に基づき函館圏及びオホーツク北網を地域指定（平 6. 12. 28 基本計画承認、平 9. 3. 10 変更）
平 6. 6. 29	都市緑地保全法の一部改正（緑の基本計画等）	平 7. 5. 30	地方拠点法に基づき上川中部圏を地域指定（平 7. 12. 20 基本計画承認）
	都市再開発法、都市計画法及び建築基準法の一部改正（街並み誘導型地区計画制度の導入等）		地方拠点法に基づき釧路を地域指定（平 7. 11. 10 基本計画承認）
平 7. 2. 26	幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正	平 8. 3. 31	北海道屋外広告物条例の一部改正
平 8. 5. 24	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律公布	平 9. 6. 1	住宅都市部と土木部を統合し、建設部と改称
平 9. 5. 9	都市計画法及び建築基準法の一部改正（高層住宅誘導地区等）	平 9. 6. 1	都市計画課主査（広告景観）を広告指導係に改称、主査（法制）を設置、管理係を廃止
平 9. 6. 13	第 6 期北海道総合開発計画策定	平 9. 12	第 3 次北海道長期総合計画策定
平 10. 4.	都市計画法の一部改正（特別用途地区の多様化）		
平 10. 5. 29	中心市街地の活性化に関する法律公布		
平 10. 6. 3			

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
平 10. 10. 21	都市計画法施行令の一部改正（知事が定める都市計画の縮減等）	平 10. 10. 26	北海道屋外広告物条例の一部改正
平 11. 7. 16	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律公布（都市計画法の一部改正）	平 11. 5. 25	北海道環境影響評価条例の全部改正 総合計画係を計画調整係、基本計画係を地域計画係、交通計画係を施設計画係、土地利用係を主査（市街地）、施設計画係を主査（環境施設）に改称
平 11. 11. 10	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う建設省関係政令の整備等に関する政令公布（都市計画地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正）	平 12. 3. 29	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例公布（条例第 24 号）
平 12. 5. 19	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律公布	平 12. 4. 1	北海道都市計画地方審議会を北海道都市計画審議会に改称
平 13. 1. 6	国土交通省発足（北海道開発庁が同省へ移行）	平 13. 4. 1	広告指導係を都市計画課からまちづくり推進課に移行
平 14. 6. 1	都市再生特別措置法公布	平 13. 10. 19	美しい景観のくにつくり条例公布（条例第 57 号）
平 16. 3. 31	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布	平 14. 7. 23	北海道都市計画マスタープランを策定
平 16. 6. 18	景観法公布	平 15. 6. 1	グループ制へ移行により基本計画グループ、区域・施設グループを設置
平 17. 5. 6	景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布	平 15. 6. 2	北海道公共事業景観づくり指針策定
平 18. 5. 6	都市鉄道等利便増進法公布	平 16. 4. 1	まちづくり推進課を統合
平 18. 5. 6	まちづくり 3 法の改正	平 17. 3. 31	まちづくりグループを設置
平 19. 5. 18	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律公布	平 17. 10. 18	風致地区内建築等規制条例の一部改正
平 19. 5. 18	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律公布	平 18. 3. 31	北海道屋外広告物条例の一部改正
平 20. 7	第 7 期地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画策定	平 18. 4. 1	羊蹄山麓広域景観づくり推進地域の指定主査（開発指導）を基本計画グループに配置
平 22. 8. 30	低炭素都市づくりガイドライン策定	平 18. 7. 21	「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を策定
平 23. 4. 27	都市再生特別措置法の一部改正	平 19. 12	新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）策定
平 23. 4. 27	環境影響評価法の一部改正	平 20. 3. 31	北海道景観条例公布（条令第 56 号）
平 23. 8. 2	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平 20. 5. 23	主査（まちづくり）が都市環境課へ移行 主査（景観）、主査（広告）が基本計画グループに編入し、基本計画・景観グループに名称変更
平 23. 8. 30	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 2 次一括法）公布（都市計画法等の一部改正）	平 20. 6. 20	北海道景観計画策定
		平 21. 3. 16	北海道景観形成ビジョン策定
		平 21. 10. 30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（岩見沢、名寄）
		平 22. 3. 30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（倶知安、根室）
		平 22. 4. 6	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（札幌圏、小樽）
		平 22. 7. 6	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（木古内、森、古平、余市、歌志内、深川、三笠、士別、枝幸、浜頓別、美幌）
		平 22. 11. 9	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（室蘭圏、苫小牧圏、釧路圏、網走、雄武、女満別、興部、斜里、滝上、虻田、浦河、静内、門別、浦幌、新得、大樹、広尾、本別、厚岸、白糠）
		平 22. 12. 17	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（八雲、江差、岩内、芦別、遠軽、池田、紋別、足寄）
		平 23. 3. 23	東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）の被災地へ北海道被災宅地危険度判定士を派遣 道及び市町村派遣数：計 24 人

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
平 23. 11. 30	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令公布 （都市計画法施行令の一部改正）	平 23. 3. 29	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（千歳恵庭圏、函館圏、旭川圏、北見、帯広圏、当別、長万部、福島、今金、北檜山、赤平、栗山、砂川、滝川、長沼、南幌、美唄奈井江、夕張、上川、上富良野、下川、美瑛、美深、富良野、羽幌、増毛、留萌、稚内、留辺蘂、鶴川、清水、標茶、弟子屈、中標津）
平 23. 12. 14	津波防災地域づくりに関する法律公布	平 23. 10. 18	風致地区内建築等規制条例の一部改正
平 23. 12. 14	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布		
平 23. 12. 14	東日本大震災復興特別区域法公布		
平 24. 3. 5	都市計画法施行規則の一部改正		
平 24. 4. 6	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布		
平 24. 9. 5	都市の低炭素化の促進に関する法律公布	平 25. 3. 27	次世代北方型居住空間モデル構想策定
平 24. 12. 3	都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針策定		
平 25. 6. 14	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）公布 （都市計画法等の一部改正）	平 25. 3. 29	北海道環境影響評価条例の一部改正
平 25. 6. 21	大規模災害からの復興に関する法律公布・施行	平 25. 4. 1	新幹線・都市政策グループを設置
		平 25. 8. 22	低炭素都市づくりガイドライン（北海道版）策定
平 25. 12. 4	交通政策基本法公布	平 26. 12. 19	次世代北方型居住空間モデル構想推進ガイド策定
平 25. 12. 25	低炭素まちづくり実践ハンドブック策定		
平 26. 5. 21	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）		
平 26. 6. 4	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）公布 （都市計画法等の一部改正）	平 26. 12. 24	風致地区内建築等規制条例の廃止
平 27. 6. 26	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次一括法）公布 （都市計画法等の一部改正）	平 26. 12. 24	北海道屋外広告物条例の一部改正
		平 27. 8. 4	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（苫小牧圏、岩内、美幌、遠軽、本別、根室）
平 28. 6. 7	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	平 27. 11. 5	北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン策定
		平 28. 4. 1	主査（都市調整）を新幹線・都市政策グループに配置
平 29. 3. 31	都市計画法施行規則の一部改正	平 28. 7. 11	「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」策定
		平 29. 5. 12	都市緑地法等の一部を改正する法律公布 （都市計画法等の一部改正）
平 30. 4. 25	都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	平 30. 3. 30	北海道屋外広告物条例の一部改正
		平 31. 3. 12	北海道みどりの基本方針策定
		平 31. 3. 15	北海道屋外広告物条例の一部改正
		平 31. 3. 25	北海道景観形成ビジョン策定
		令元. 10. 18	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（夕張、岩見沢、芦別、美唄奈井江、三笠、滝川、砂川、歌志内、深川、南幌、長沼、栗山、網走、紋別、女満別、美幌、斜里、遠軽、滝上、興部、雄武）
		令 2. 4. 1	係制へ移行により基本計画係、開発指導係、景観係、主査（広告）、区域計画係、主査（土地利用）、施設計画係、都市政策係、主査（基盤支援）を設置

国		北海道	
年月日	事 項	年月日	事 項
令 2. 6. 10	都市計画法の一部を改正する法律公布 都市再生特別措置法の一部を改正する法律公布（立地適正化計画等）	令 2. 4. 7	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（函館圏、旭川圏、士別、名寄、富良野、上川、美瑛、上富良野、下川、美深、留萌、増毛、羽幌、虻田、浦河、静内
		令 2. 10. 30	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（帯広圏、稚内、浜頓別、枝幸、留辺蘂、新得、清水、大樹、広尾、池田、本別、足寄、浦幌、厚岸、標茶、弟子屈、白糠、根室、中標津）
		令 2. 12. 15	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（釧路圏）
		令 2. 12. 22	北海道屋外広告物条例の一部改正
		令 3. 3. 23	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更（札幌圏、千歳恵庭圏、小樽、室蘭圏、苫小牧圏、当別、福島、木古内、森、八雲、長万部、江差、北檜山、今金、倶知安、岩内、古平、余市、赤平、鶴川、門別）
令 3. 5. 10	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律公布（都市計画法等の一部改正）	令 3. 4. 1	新幹線基盤支援担当課長、都市政策係、主査（基盤支援）を廃止し、建設政策課内に交通基盤担当課長として設置
		令 3. 11. 22	「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を改定
令 4. 5. 27	宅地造成等規制法の一部を改正する法律公布	令 4. 3. 31	北海道屋外広告物条例の一部改正
		令 4. 8. 16	都市計画課に参事を設置
		令 5. 6. 1	都市計画課に主幹（宅地）、主査（宅地）を設置

北海道の都市計画

発行 令和6年3月
北海道建設部まちづくり局都市計画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5563

FAX 011-232-1147